
八代市総合計画

【前期基本計画（案）】

【 答 申 】

平成19年11月
八代市総合計画策定審議会

目 次

第1部 はじめに

- 1. 基本計画とは 2
- 2. 目標年次と構成 3

第2部 重点プロジェクト 5 ～八代市が特に力を入れる計画～

第3部 5か年で取り組む施策 11

- 第1章 誰もがいきいきと暮らすまち 13
- 第2章 郷土を拓く人を育むまち 33
- 第3章 安全で快適に暮らせるまち 47
- 第4章 豊かさにとぎわいのあるまち 79
- 第5章 人と自然が調和するまち 97

第4部 地域の特性を活かしたまちづくり方針 . . 111

第5部 計画推進の方策

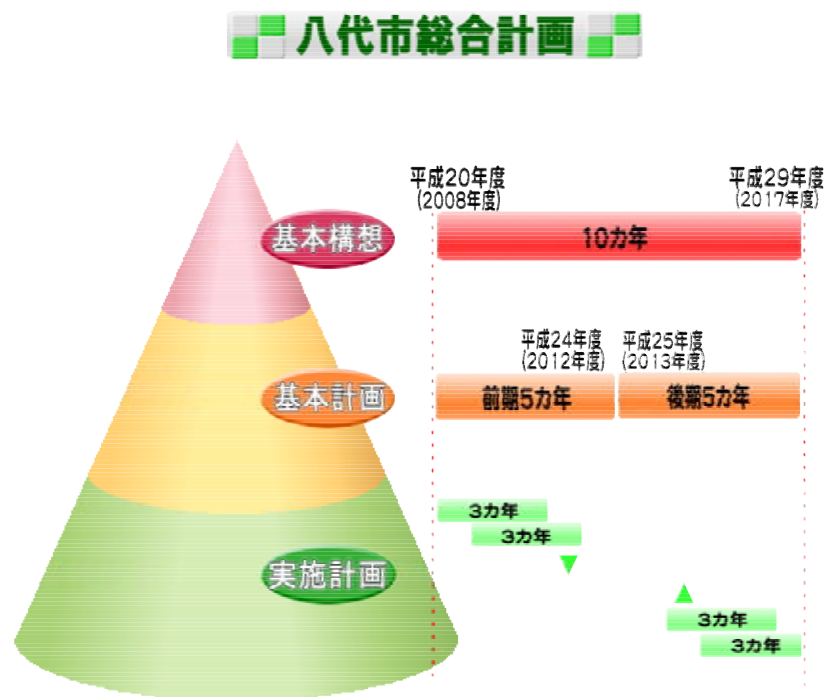
- ～市民と行政がともに歩むために～ . . . 119

- 第1章 効率的・効果的な行財政の運営 . . 120
- 第2章 協働によるまちづくりの推進 . . . 126

第1部 はじめに

1 基本計画とは

八代市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、基本計画では、基本構想で明らかにした市の将来像「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市” やつしろ ”」を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものです。



計画の推進にあたっては、市が最大限の努力を行うことはもとより、国・県の支援・協力のもと、市民と協働し、計画の実現をめざします。



2 目標年次と構成

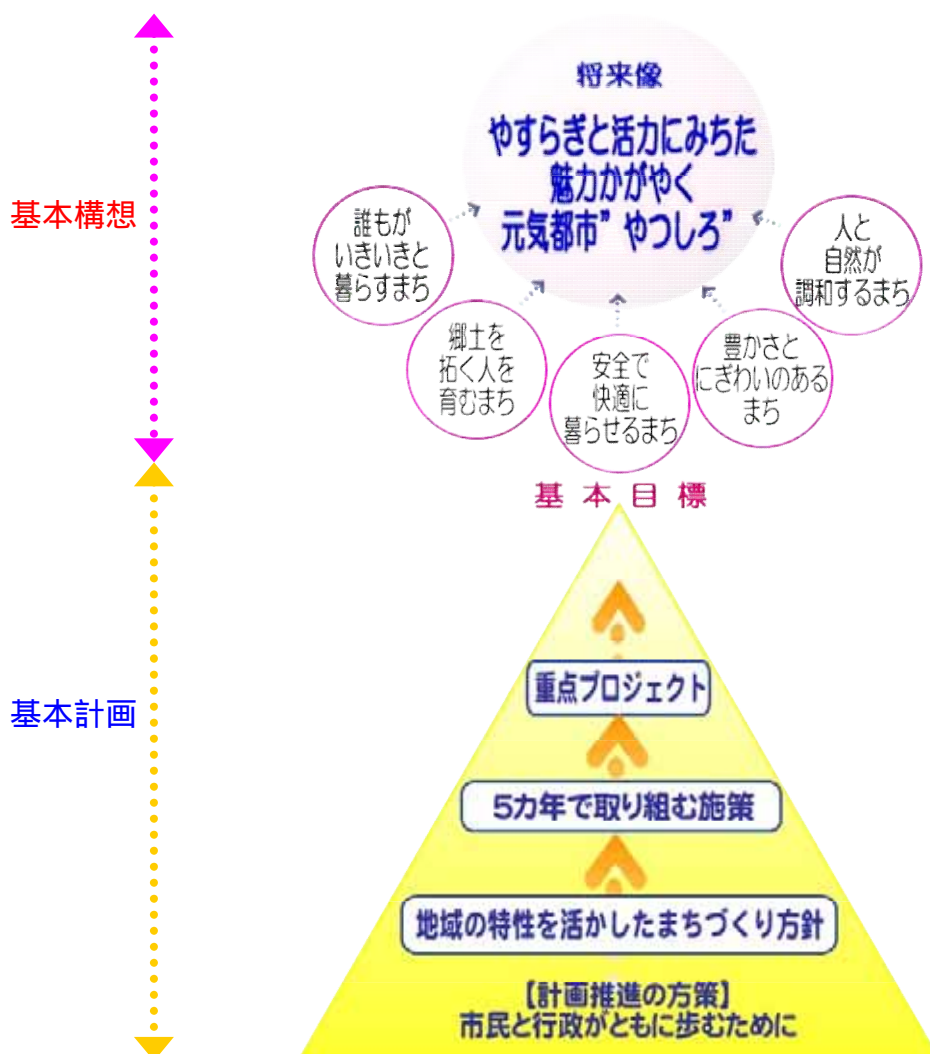
1) 目標年次

前期5カ年（平成20年度～24年度）の計画とします。

（後期基本計画・・・平成25年度～29年度）

2) 構成

「重点プロジェクト（八代市が特に力を入れる計画）」、「5か年で取り組む施策」、「地域の特性を活かしたまちづくり方針」、「計画推進の方策（市民と行政がともに歩むために）」により構成します。



3) 具体的施策の体系

基本構想

まちづくりの理念

お互いを尊重しあう平和な社会のもと、個性と魅力があふれた心豊かなひとづくりをすすめ、人と自然が共生し、安全で快適に暮らせる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちづくりをすすめます。



重点プロジェクト

- 1 活力ある産業プロジェクト
- 2 人が集まるまちプロジェクト
- 3 子どもが健やかに育つプロジェクト
- 4 良好な環境を未来へつなぐプロジェクト
- 5 安全安心なまちプロジェクト

地域の特性を活かしたまちづくり方針

西部地域
八代の産業を牽引するまち
人が集まるにぎわいのあるまち

東部地域
豊かな自然とふれあい、歴史と伝統が息づくまち
美しい風景と魅力ある特産品に笑顔が集うまち

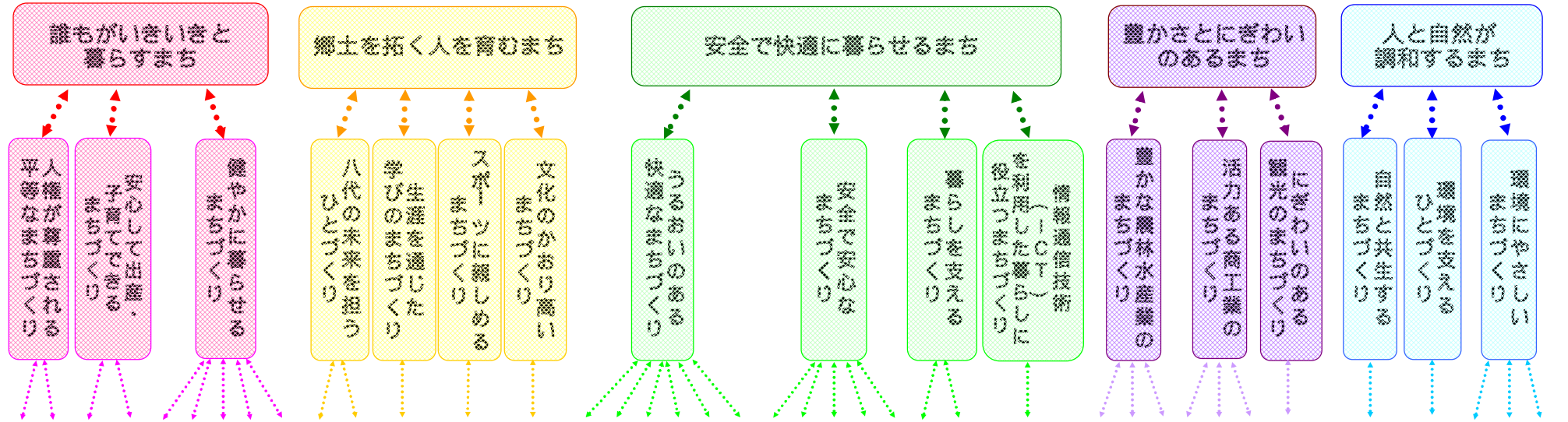
南部地域
清流と緑、観光資源を活かしたうるおいのまち
若者が育ち、誰もが生きがいをもって暮らせるまち

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市 “ やつしろ ”

将来像

目基
標本

施策の
大綱



5
か
年
で
取
り
組
む
施
策

計
画
推
進
の
方
策

誰もがいきいきと暮らすまち
人権が尊重されるまちづくり
安心して出産、子育てできるまちづくり
健やかに暮らせるまちづくり
生涯を通じた学びのまちづくり
スポーツに親しめるまちづくり
文化のかがり高いまちづくり
郷土を拓く人を育むまち
八代の未来を担うひとづくり
生涯学習社会の構築
「生きる力」を身につけた子どもの育成
食育の推進
高齢者の支援
障がい者の自立支援
健康づくりの推進
保健・福祉・医療の連携強化
子育て支援
母子保健の向上
男女共同参画の推進
人権文化の創造
安全で快適に暮らせるまち
うるおいのある快適なまちづくり
伝統の継承・活用と八代の文化の創造
生涯スポーツの推進
生涯学習社会の構築
「生きる力」を身につけた子どもの育成
食育の推進
高齢者の支援
障がい者の自立支援
健康づくりの推進
保健・福祉・医療の連携強化
子育て支援
母子保健の向上
男女共同参画の推進
人権文化の創造
豊かさにとぎわいのあるまち
豊かな観光産業のまちづくり
活力ある商工業のまちづくり
にぎわいのある観光のまちづくり
観光の振興
雇用機会の創出と企業誘致
工業の活性化
商業の活性化
豊かで安定した水産業の振興
林業経営基盤の強化
経営安定をめざした農業の振興
情報基盤の整備
港湾の充実
便利で快適な交通基盤整備
交通安全対策の推進
防犯の推進と安全な消費生活の確保
洪水・崖崩れ防止策の促進
危機管理体制の強化
防災・消防体制の整備
魅力ある都市（市街地）形成
下水道の充実
上水道の充実
親しまれる公園や緑地の整備
安心して快適な住環境の形成
計画的な土地利用の推進
人と自然が調和するまち
自然と共生するまちづくり
環境を支えるひとづくり
環境にやさしいまちづくり
循環型社会の推進
地球環境問題への対応
生活環境の保全
環境保全行動の推進
自然環境の保全・育成

～市民と行政がともに歩むために～

効率的・効果的な行政の運営

行政の効率化の推進
財政の健全性の確保

協働によるまちづくりの推進

情報の共有化
市民参画の推進
協働と新たな自治の推進

第2部 重点プロジェクト

基本計画では、将来像の実現に向け、5つの「基本目標」に基づき、各種の施策を展開していきますが、その中でも「豊富な資源」や「交通の要衝」といった市の特性を踏まえ、市民アンケートなどの市民意見を取り入れつつ、行政として特に力をいれる計画を『重点プロジェクト』として位置づけました。

重点プロジェクトは、効果的な施策の展開を図るため、各事業の連携を強化するとともに、市民の積極的な参画のもと推進していくものです。

創ろう！ 元気都市“ やつしる ”

① 活力ある産業プロジェクト

活力

企業誘致や八代港の整備促進をすすめるとともに、本市の基幹産業の振興に努め、活力のある産業のまちづくりをすすめます。

にぎわい

② 人が集まるまちプロジェクト

中心市街地や、新八代駅周辺の整備・日奈久地域の再生など、交流拠点の整備をすすめるとともに、スポーツの拠点づくりなどに取り組み、交流人口の拡大を図り、人が集まるまちづくりをすすめます。

夢

③ 子どもが 健やかに育つプロジェクト

子育て世代が安心して子育てできる環境づくりをすすめ、未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりをすすめます。

④ 良好な環境を 未来へつなぐプロジェクト

快適

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、生活環境の保全を図るとともに、循環型社会の形成に努め、人・自然にやさしく、地球にもやさしいまちづくりをすすめます。

⑤ 安全安心なまちプロジェクト

市民の暮らし・生命・財産を守るため、国・県との連携を図り治山・治水事業などの災害の未然防止対策を進めるとともに、地域の防災力や防犯力を高め、安全で安心なまちづくりをすすめます。

安全・安心

豊富な資源

豊富な水資源
肥沃な平野
培われた風土・歴史

快適な住環境
豊かな自然

交通の要衝

九州の地理的優位性
南九州の交通の結節点

九州横断線
九州縦貫自動車道
南九州西回り自動車道
国際貿易港八代港

1

活力ある産業プロジェクト

企業誘致や八代港の整備促進をすすめるとともに、本市の基幹産業の振興に努め、活力のある産業のまちづくりをすすめます。

プロジェクトを構成する主な事業

企業誘致の推進、八代港の整備促進

新幹線や高速道路、八代港などの交通利便性をアピールするとともに、工業用地の確保を行い、近年好調な自動車産業及び半導体産業などの企業立地を促進し、地域経済への相乗効果を図ります。
国際貿易港八代港については、港湾計画に沿った整備や既存施設の補修・改良を促進します。

主な取組み

- ・ 企業誘致対策事業の推進
- ・ 八代港 - 14m岸壁の整備促進



イメージ写真

農林水産業の振興

農業の持続的発展と効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や、農地を有効活用し効率的農業生産を行うための集落営農組織など、担い手の育成・確保を図ります。
い草、トマト、生姜、茶、果樹等については、今後も本市の基幹作物として、安定的な生産を継続していくため、土壌の改良や基盤整備、優良品種への切り替え等を行うことにより、品質の向上を図ります
中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策などの活用により耕作放棄地の防止や遊休農地の解消、農業・農村の多面的機能の保全を図ります。
林業従事者の減少、高齢化及び後継者不足に対応するため、森林組合等の作業班の育成・強化を図り、林業担い手の育成・確保に努めます。
魚類の生息環境を保全し、安心・安全な水産物を提供できるよう、水質・環境調査の実施及び漁場整備を推進します。

主な取組み

- ・ 担い手育成支援事業
- ・ 基幹作物、新規作物の振興
- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業
- ・ 森林整備事業
- ・ 八代海再生事業の促進



イメージ写真

2

人が集まるまちプロジェクト

中心市街地や、新八代駅周辺の整備・日奈久地域の再生など、交流拠点の整備をすすめるとともに、スポーツの拠点づくりなどに取り組み、交流人口の拡大を図り、人が集まるまちづくりをすすめます。

プロジェクトを構成する主な事業

交流拠点の整備

新八代駅周辺の道路や公園などを整備するとともに、商業施設などの民間施設の立地を促進することにより、拠点機能の強化を図ります。

古い歴史を持ち、平成21年に開湯600年を迎える日奈久温泉については、日奈久地域観光のシンボルとなる温泉センターの改築や歴史的にも価値がある建築物等を一体的に保存整備し、活用を図ります。中心市街地活性化基本計画に位置づけられる各種事業を実施し、「まちの顔」である中心市街地の活性化を図ります。

沿線都市並びに関係機関との連携調整を図り、九州新幹線鹿児島ルート（博多～新八代間）の早期完成を促進します。また、八代・天草架橋や八代海沿岸道路の早期実現に向けた活動の推進や南九州西回り自動車道の整備を促進します。

主な取り組み

- ・新八代駅周辺の整備（広域交流地域振興施設の整備等）
- ・日奈久地域開発事業（日奈久温泉センター建替え等）
- ・中心市街地活性化事業の推進
- ・八代・天草架橋構想の推進
- ・八代海沿岸道路構想の推進
- ・南九州西回り自動車道の整備促進



イメージ写真

交流人口の拡大

都市の均衡ある発展に寄与する南部幹線・西片西宮線などの都市計画道路や幹線市道の整備を計画的にすすめるとともに、国・県道の整備を促進します。生活道路、新八代駅周辺道路や地域道路などの市道の道路改良、舗装、交差点改良、橋梁維持及び自転車・歩行者の公共空間等の整備の充実を図ります。市民へのスポーツ機会の提供や競技者の発掘と育成を図るため、八代市体育協会と連携し各種スポーツ大会などを誘致・開催します。

文化財保護法に基づく各種の文化財調査を行い、重要なものについては指定や登録等による保護とともにその活用を図ります。

歴史、自然、文化など地域ごとに特色のある観光資源の魅力向上とその活用を図るとともに、これまで観光資源として認識されていなかった地域の名所も観光資源として活用します。

五家荘をはじめとした市内に点在する観光資源を結ぶ観光ルートの確立を図るため、交通機関事業者と連携を図ります。

主な取り組み

- ・道路ネットワークの整備
- ・スポーツ拠点づくりの推進
- ・妙見祭の国指定文化財に向けた調査の推進
- ・観光資源の整備・活用



イメージ写真

3 子どもが健やかに育つプロジェクト

子育て世代が安心して子育てできる環境づくりをすすめ、未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりをすすめます

プロジェクトを構成する主な事業

子育て支援

地域子育て支援センターやつどいの広場など、親子のふれあいの場や相談窓口を通して育児不安の解消を図ります。

ファミリーサポートセンターの運営により、必要なときに気軽に利用できる相互援助体制を推進します。

子育て家庭の負担を軽減するため、乳幼児医療費等助成申請手続きの簡素化や第3子以降3歳未満児の保育料無料化などの支援策を実施します。

主な取組み

- ・つどいの広場事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・乳幼児医療費等助成申請手続きの簡素化
- ・第3子以降3歳未満児の保育料無料化

学校教育の充実

学校では、教職員が一体となって、心の教育の充実や一人ひとりに応じた学習指導等を展開し、「豊かな心の育成」と「確かな学力の定着」を目指した特色ある学校教育を推進します。

教育の機会均等が確保されるよう、今後も多面的な支援を図ります。また、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

主な取組み

- ・特別支援教育の推進



イメージ写真



イメージ写真

4 良好な環境を未来へつなぐプロジェクト

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、生活環境の保全を図るとともに、循環型社会の形成に努め、人・自然にやさしく、地球にもやさしいまちづくりをすすめます。

プロジェクトを構成する主な事業

循環型社会の形成

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき作成した一般廃棄物処理基本計画に従って、新たなごみ処理施設の建設など、循環型社会形成を目指した施設整備を早急に行います。

市民活動による減量化の推進に向け、マイバッグの利用促進や3R運動と生ごみの水切り運動の推進のための啓発事業を実施します。

事業系一般廃棄物の排出抑制に向け、多量排出事業者等に、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、事業者自らの責任においてごみの減量化に取り組むよう指導します。

市民参加のリサイクルの促進に向け、廃食用油から作ったBDFの利用推進や生ごみ堆肥化容器設置に対する助成及び段ボール箱による生ごみ堆肥化の取り組みの普及に努めます。

資源の日の分別対象品目を増やし、燃えるごみの減量化を推進します。また、そのための収集体制の充実を図ります。

一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、資源の日の分別に準じた分別収集・分別搬入の指導を強化していきます。

主な取組み

- ・八代市環境センター〔仮称〕の建設
- ・ごみの減量化及び資源化の推進

環境保全活動の推進

環境保全施策に関する総合的なマスタープランとなる環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が連携を図りながら環境保全活動を推進します。

地域環境や地球環境問題の現状について各種メディアを活用し情報提供を図るとともに、環境問題への取組みの重要性をPRしていきます。

主な取組み

- ・地域環境計画等策定推進事業（環境基本計画の策定と進行管理）



5

安全安心なまちプロジェクト

市民の暮らし・生命・財産を守るため、国・県との連携を図り治山・治水事業などの災害の未然防止対策を進めるとともに、地域の防災力や防犯力を高め、安全で安心なまちづくりをすすめます。

プロジェクトを構成する主な事業

防災の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育むため、自主防災組織の設立を支援するとともに地域の防災リーダーの育成に努めます。

防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを最大限利用し、的確な情報提供に努めるとともに、防災資機材や非常食の備蓄を促進し、被災者の生命の安全とその生活の安定を図ります。

球磨川をはじめとした市内河川の破堤・氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを目的に洪水・高潮ハザードマップを作成します。また、併せて土砂災害の危険箇所も掲載します。

主な取組み

- ・ 自主防災組織の結成推進
- ・ 防災備蓄倉庫の整備充実
- ・ 洪水・高潮ハザードマップの作成

洪水・崖崩れなどの防止対策

土石流が発生する恐れの高い場所、山間地帯における急傾斜地崩壊・地すべりなど危険箇所の対策事業の促進を図ります。

河川においては、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修を行い、海岸や河口部においては、高潮対策事業など堤防の保全・整備を促進します。

主な取組み

- ・ 急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土石流防止対策などの促進
- ・ 河川改修、高潮対策などの促進

居住環境の整備促進

耐震改修促進計画を策定し、公共施設・学校施設の耐震化を図ります。また、住宅・建築物の耐震に関して、市民への意識啓発や民間の特定建築物の耐震化を促進します。

建築物に関する安全対策として、国、県及び関係団体と連携して、既存建築物に使用されている石綿、ホルムアルデヒドなど健康に有害な物質に関する情報の提供や相談窓口を開設します。

公共施設のユニバーサルデザインの推進に努めます。また、多くの市民が利用する民間の特定建築物についても導入に対する支援を行います。

市民が安心して暮らせる犯罪のない明るい地域づくりをめざし、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、関係機関や関係団体、地域社会との連携により、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

主な取組み

- ・ 住宅・建築物に対する耐震改修等の支援
- ・ 公共施設・学校施設の耐震化の推進
- ・ ユニバーサルデザインの推進
- ・ 自主防犯組織（校区パトロール隊）の育成



第3部 5か年で取り組む施策

基本構想では、まちづくりの理念のもと、八代市のまちづくりに取り組むにあたり定めた共通の目標である基本目標ごとに、施策の大綱を定めました。

基本計画では、施策の大綱ごとに「5か年で取り組む施策」を、次のような構成でまとめました。

章：基本構想における「基本目標」

節： " 「施策の大綱」

項：基本計画における「5か年で取り組む施策」

- ・現況と課題

 - 「5か年で取り組む施策」に対する「現況と課題」

- ・具体的な施策と内容

 - 「現況と課題」に対応する「具体的な施策と内容」

- ・施策成果の主な指標

 - 「5か年で取り組む施策」の実現性を図る上で必要な「主な指標」

イメージ写真



第1章

誰もがいきいきと暮らすまち

第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

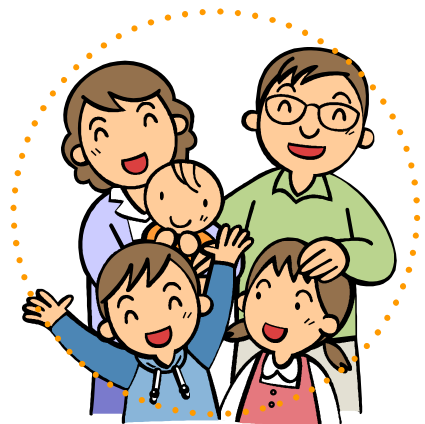
- 第1項 人権文化の創造 【人権】 P 14
- 第2項 男女共同参画の推進 【男女共同参画】 P 16

第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり

- 第1項 母子保健の向上 【母子健康支援】 P 18
- 第2項 子育て支援 【子育て支援】 P 20

第3節 健やかに暮らせるまちづくり

- 第1項 保健・福祉・医療の連携強化 【保健・福祉・医療】 P 22
- 第2項 健康づくりの推進 【健康増進】 P 25
- 第3項 障がい者の自立支援 【障がい者支援】 P 27
- 第4項 高齢者の支援 【高齢者支援】 P 29
- 第5項 食育の推進 【食育】 P 31



第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

第1項 人権文化の創造

人権が尊重され、あらゆる差別のない人権文化に満ちあふれたまちづくりをすすめるため、人権に関する啓発や教育を推進するとともに、相談機関等における対応の充実に努めます。

現況と課題

人権教育は、幼少期から高齢期に至るまで、生涯を通して行なわれるべきものであることから、学校教育においては、子どもの発達段階に応じながら人権尊重の意識を高める教育の充実を、社会教育では、公民館事業を中心に人権教育講座などを行っています。

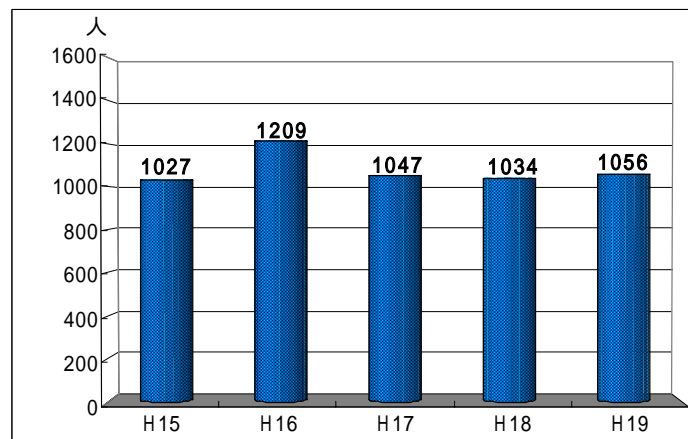
このようにして、人権教育が推進されていますが、必ずしも行動・実践に結びついているとは言えないため、教職員の人権感覚や実践的な指導力の育成に努めるとともに、生涯学習のあらゆる施策に人権の視点を据えた取り組みが必要となります。

人権啓発に関する取り組みは、行政・教育現場・運動体、いわゆる三位一体によって行われ、各種講演会やイベント、人権作品募集、研修会参加などを実施することで、人権について考えるためのさまざまな機会を提供しています。

人権文化の一層の広がりを図るため、広報活動の強化や広範なネットワークづくりを行うことで、各種啓発事業への市民の積極的な参加を促進する必要があります。するとともに、その活動の拠点となる施設整備が求められます。

幼児虐待やいじめによる自殺、DV、ひきこもりなどが日常的な社会問題となっているなか、本市では、同和問題をはじめ、性別や国籍、障がいなどさまざまな人権問題について取り組んでいます。しかしながら、今なお差別発言やいじめ等が発生し、近年ではインターネットを使った新たな差別事象も見受けられ、それぞれの相談機関単独の対応では問題解決が困難なケースも見受けられます。

【八代地区人権同和教育研究集会参加者数の推移】



第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

具体的な施策と内容

(1) 人権教育の推進

「熊本県人権教育・啓発基本計画」および「人権教育推進に係る八代地域行動計画」を推進します。

学校における人権教育を推進するため、教職員が一体となった「課題の共有化」を図る推進体制を確立します。

人権同和講演会の開催や地域社会、特に家庭や職場における人権学習の支援など人権教育を推進します。

主な取組み

- ・人権教育の実施
- ・人権同和問題学習会の実施

(2) 人権啓発の推進

人権啓発の取り組みについては、これまでの三位一体から、市民を加えた四者一体の取り組みへと発展させ、さらに魅力ある事業展開を図ります。

人権教育推進に係る八代地域行動計画の実現に向け、人権啓発推進リーダーの育成や情報発信、活動・交流拠点施設の整備に向けた取り組みを行います。

主な取組み

- ・人権セミナーやつしろ、人権フェスティバル in 八代の開催
- ・人権啓発センター整備

(3) 人権侵害への対応

人権侵害に対して迅速に対応するため、個別に対応している相談機関の連携強化や一元化をすすめます。

相談機能の充実に努めるとともに、被害者への社会的支援を図ります。

主な取組み

- ・人権侵害相談の実施
- ・同和対策事業

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
八代地域人権子ども集会参加者数	900人 (H19年度)	1,500人
各種講演会等への参加者数 (人権セミナーやつしろ)	1,082人	1,500人



- 思い込みや偏見による差別をなくしましょう。
- 人権問題を自分の問題としてとらえましょう。

第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

第2項 男女共同参画の推進

性別に関わらず、すべての人が社会に参画し、男女が共に暮らしやすくなるよう、男女共同参画に対する意識改革と、社会のさまざまな場面における女性の参画機会の拡大をめざします。

現況と課題

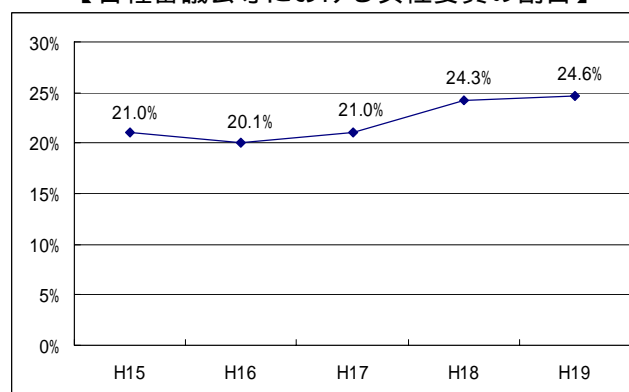
「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を決める考え方いわゆる固定的な性別役割分担意識が、根強く残っており、男女共同参画の推進を阻害しています。

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮することができるように、市民がジェンダー（社会的性別）を理解して、社会制度、慣行・価値観の見直しなどにより意識改革を図ることが必要です。

男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定をはじめとして、女性の地位向上、男女平等の実現に対する取組みがすすめられていますが、依然として男性の家事、子育て、介護などへの参加が少ない傾向にあります。また、さまざまな分野での政策・方針決定の場への女性の参画が十分でなく、雇用の場での機会や待遇の格差も見受けられます。

社会経済情勢の変化への対応や、魅力ある地域づくりをすすめるためにも、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことにより、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮できる、男女が共に暮らしやすい男女共同参画社会の実現が求められています。

【各種審議会等における女性委員の割合】



第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

具体的な施策と内容

(1) 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画推進の社会的機運の醸成を図るため、講座などの開催、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動などを推進します。

男女共同参画に対する意識改革を図るため、家庭や職場、学校などにおいて、男女平等に関する教育や学習の充実を図ります。

主な取組み

- ・男女共同参画計画の策定
- ・いっそDEフェスタの実施、情報誌発行

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が子育てや介護などで責任と役割を共に担い、協力しあう男女共同参画社会の実現に向けた環境整備に努めます。

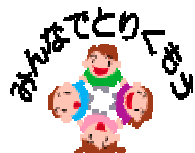
政策、方針決定の場への女性の参画機会を確保するとともに、就業の場では女性の職域拡大（企画・立案の場や農林漁業経営への参画など）を働きかけます。

主な取組み

- ・男女共同参画社会づくりネットワーク育成
- ・ステップアップセミナー
- ・男女共同参画専門委員（苦情等処理機関）の設置

施策成果の主な指標

指標名	現況（H19）	目標値（H24）
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない市民意識の割合	62.6%	100%
審議会等における女性委員の割合	24.6%	40%



- 性別による固定的な役割分担意識を見直しましょう。
- 家庭、職場、地域等の活動は、みんなで協力しましょう。

第1項 母子保健の向上

安心して子どもを産み育てることができるように、出産や育児への不安を解消し、家庭や地域などによる支援の充実を目指します。

現況と課題

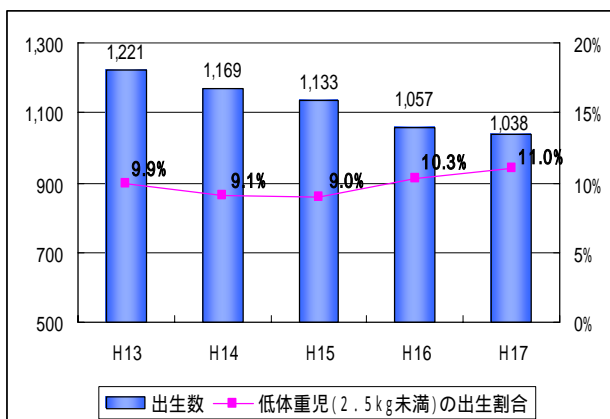
本市の出生率は年々減少しており、国や県の出生率よりも低い傾向にある一方で、人工妊娠中絶や死産率は高い傾向にあります。出生の状況としては約10%が2,500グラム未満の低出生体重児で、1,500グラム以下の極低出生体重児の出生割合が年々増加しており、発達障害や育児不安が問題となっています。

低出生体重児の出生率や死産率の減少をめざし、早産や妊娠高血圧症候群などの高いリスクが予想される妊婦への指導や医療機関との連携体制の充実が必要です。

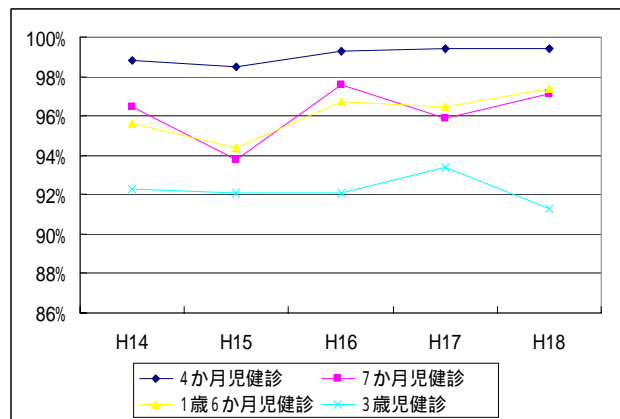
共働き世帯・ひとり親世帯の増加や、夫の協力が得られないことなどから母親への育児負担が増加しています。また、近所付き合いの希薄化や核家族化の進展により、育児に対する知識や経験の乏しい母親にとって周囲に相談しやすい環境が少なくなってきました。

このようなことから、育児不安を抱えた母親が増え、虐待などにつながるケースも見受けられるため、安心して子どもを育てられる環境を整えることが求められています。

【出生状況の推移】



【乳幼児健診の受診率】



具体的な施策と内容

(1) 妊産婦の健康支援

妊娠・出産に向け、思春期からの命の大切さや子育てについて考える教育体制の充実を図ります。

妊産婦だけでなく夫をはじめとして家庭、職場などの周囲の人たちに対しても、妊産婦の健康について理解を深めるための教育を充実します。

妊産婦期では、妊娠中から出産・育児を通して多くの機関が関わるため、家族や地域、関係機関の継続的な支援とともに連携を図りながら母体を支えていきます。

主な取組み

- ・妊産婦期の訪問指導
- ・妊婦健康診査

(2) 乳幼児の健康支援

育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう相談体制を充実し、母親が子どもの発達段階に応じたかかわりができるよう支援します。

子どもが元気に成長できるよう異常の早期発見、早期対応を関係機関との連携を図りながら支援するとともに、子どものうちから生活習慣病が予防できるよう基本的な生活習慣の確立に向けた指導を充実します。

主な取組み

- ・乳幼児健康診査
- ・乳幼児の訪問指導

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18) (H17年度)	目標値 (H24)
低出生体重児の出生率	10.98%	8%
3歳児健診受診率	91.3%	100%



- 子どもが健やかに成長するよう
地域のみんなで支えあいましょう。

第2項 子育て支援

次代を担う子ども達の健全な育成を支える環境の充実をすすめるとともに、保護者の多様な就労形態に対応できる子育て支援を推進します。

現況と課題

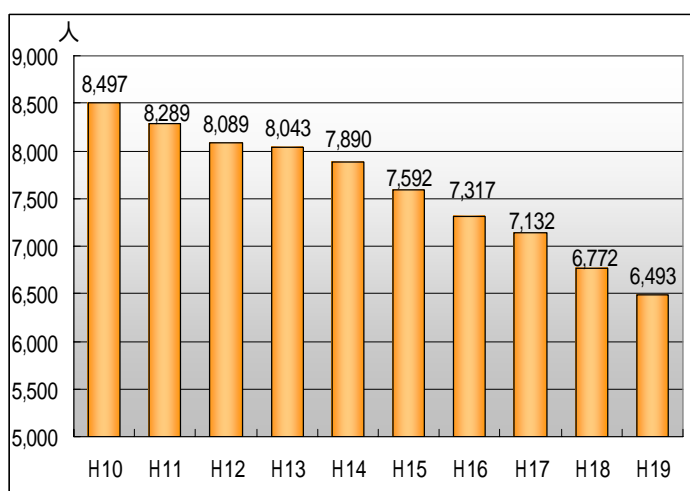
少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加、地域における人のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、児童虐待やいじめ、非行、ひきこもりなど、児童の健全な育成を図るうえで問題のある事例も見受けられます。

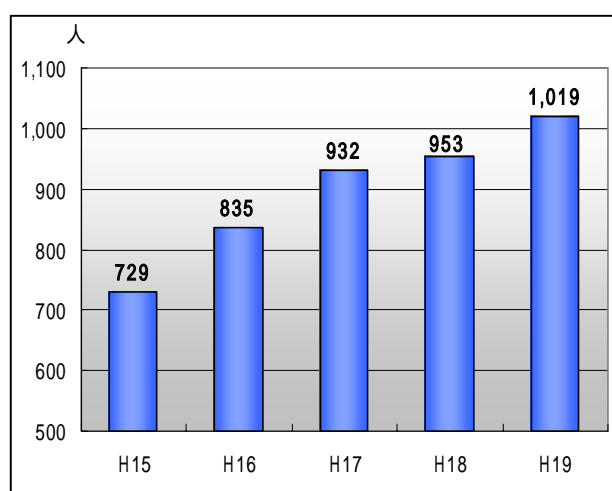
そのため、子育てにおける負担の軽減をはじめ、育児不安の解消、必要なときに利用できる相互援助体制、家庭問題の解決に取り組む体制の強化などが必要です。

子育てと就労を両立させることは、共働き世帯やひとり親世帯の増加によって、ますます重要になっています。また、保護者の就労形態の多様化により、延長保育や夜間・休日保育、病児・病後児保育、小学校低学年の放課後児童クラブなどの需要も高まってきています。

【就学前児童数の推移】



【放課後児童クラブ登録児童数の推移】



具体的な施策と内容

(1) 子育て環境の充実



子育て家庭の負担を軽減するため、乳幼児医療費等助成申請手続きの簡素化や第3子以降3歳未満児の保育料無料化などの支援策を実施します。

地域子育て支援センターやつどいの広場など、親子のふれあいの場や相談窓口を通して育児不安の解消を図ります。

ファミリーサポートセンターの運営により、必要なときに気軽に利用できる相互援助体制を推進します。

児童虐待等の問題に適切に対応するため、関係機関で連携し、早期発見、発生予防に努めます。

主な取組み

- ・ つどいの広場事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 乳幼児医療費等助成申請手続きの簡素化
- ・ 第3子以降3歳未満児の保育料無料化

(2) 子育てと就労の両立支援

多様化する保護者のニーズに対応するため、延長保育や一時保育、夜間・休日保育、病児・病後児保育などの充実を図ります。

昼間保護者がいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

主な取組み

- ・ 放課後児童の健全育成
- ・ 病児・病後時保育事業の推進

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
病児・病後児保育(施設型)数	1ヶ所	2ヶ所
一時保育実施園数	30ヶ所	32ヶ所
放課後児童クラブ数	22ヶ所	29ヶ所



■ 地域みんなで子どもを守り育てましょう。

第1項 保健・福祉・医療の連携強化

市民だれもが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療の連携を図るとともに、地域による協力体制の構築をめざします。

現況と課題

休日や夜間における入院治療の必要がない比較的軽症な救急患者に対応するための第一次救急医療体制として、在宅当番医制度を実施し、その後方支援となる第二次救急医療体制として病院群輪番制病院運営事業を実施していますが、年々救急医療の利用者は増加しています。また、予防接種率の低下などにより感染症罹患者の増加が懸念されます。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉団体などの各関係機関と相互に連携を図りながら、さまざまな事業を展開し、地域の福祉活動を推進しています。

住民意識の希薄化や地域活動への関心が低下するなか、きめ細やかな地域福祉サービスを提供するためには、一人一人の市民や各種団体自らが、地域におけるそれぞれの役割を認識し、必要とする人に適切な支援を提供することが求められています。

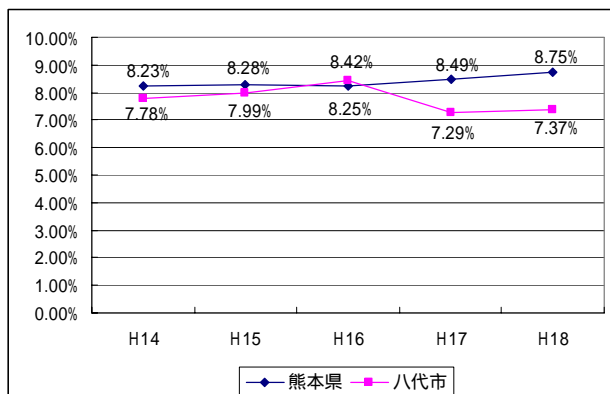
景気の低迷や高齢化の進展・扶養意識の低下等により生活保護制度を取り巻く環境は大きく変化している中、被保護世帯、人員ともに微増の傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯の増加が近年の特徴となっています。

このため、保健・福祉・医療との連携を強化し、生活保護の決定・実施において、福祉水準の向上と生活保護制度の理念や公平・公正な観点に立った適正な運営が求められています。

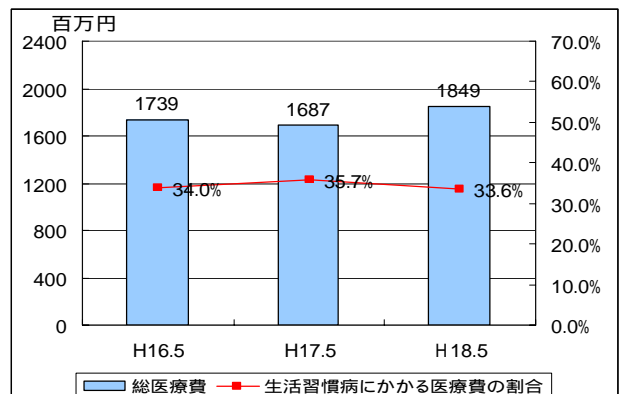
国民健康保険制度においては、少子化にともなう若年層の減少、団塊の世代の退職等により国保加入者の高齢化が予想されます。また、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の増加、医療技術の高度化にともなう医療費の更なる増加が予想され、国保財政はますます厳しい状況になると考えられます。

このため、医療費の適正化に向けた取組みを行い、医療費の抑制、適切な財源確保に努め、制度の健全な財政運営を行っていく必要があります。

【保護率の推移】



【国民健康保険における医療費の推移】



具体的な施策と内容

(1) 保健・医療の充実

休日及び夜間における救急医療を確保し、さらに重症救急患者の入院治療ができる医療を確保することで、適切な医療を安定的に提供できるよう、医療・保健機関の連携を強化して、地域の医療体制を充実させていきます。

生命を脅かす、あるいは重大な後遺症を残す感染症の感染予防・発病防止・蔓延化を防止するために、各種予防接種の接種率を向上させるとともに、安全な予防接種の実施に努めます。

主な取組み

- ・ 救急医療体制の推進
- ・ 感染症の予防接種の実施

(2) 地域福祉の推進

すべての市民が安心して生活ができるよう民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉団体などの各関係機関の活動や、地域住民が参加する各種ボランティア活動を通じて相互協力体制の一層の充実を図り、地域福祉を推進します。

主な取組み

- ・ 民生委員・児童委員の活動支援
- ・ ボランティア活動の育成支援

(3) 生活保護行政の適正な運営

生活保護行政の適正な運営に努めるとともに、「自立助長」の観点から個別ケースに応じた就労指導等の必要な指導・援助を行い、民生委員・児童委員はじめ関係機関との連携・協力により自立に向けた取り組みを支援します。

主な取組み

- ・ 生活保護制度の適正運営

(4) 医療保険制度の適正な運営

治療重点の医療から、疾病予防を重視した健康診断・保健指導を行い、被保険者の健康保持による医療費抑制を図り国民健康保険制度の適正な運営を図ります。

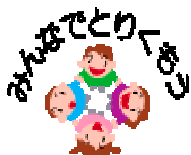
主な取組み

- ・ 特定健診、特定保健指導 の実施

特定健診、特定保健指導：40歳以上の被保険者・被扶養者を対象とした、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導のこと

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
麻疹・風疹予防接種率	54%	95%
特定健診実施率	17.3%	65%
特定保健指導実施率	44.6% （H17年度）	45%



自分や家族の健康管理に努めましょう。
特定健診を受けましょう。

第2項 健康づくりの推進

生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進を図ります。

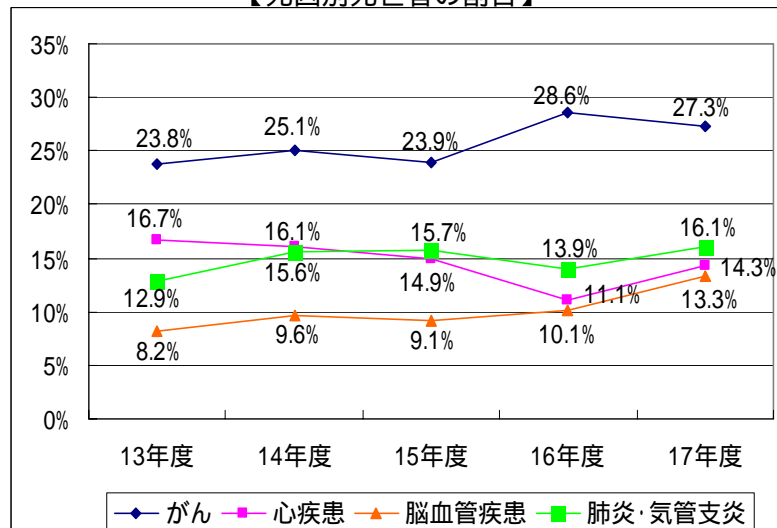
現況と課題

地域の健康づくりに関する意識が低いことなどから、基本健診等の健診受診率が伸びず、生活習慣病の蔓延化や医療費の増加、寝たきり者の増加を招いています。また、子ども期も食生活や睡眠、歯磨きなど生活習慣が確立されていないケースも目立ちます。さらに、社会構造の変化とそれともなうストレスの増加は、こころの病気の人を増加させ、自殺者が増えています。

脳血管疾患や心筋梗塞などの生活習慣病は死因の約6割を占めており、寝たきりの原因にもなっています。一方、基本健診受診率は17.3%と低く、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍が増加し、医療費の増加にも影響しています。このため、生涯の各段階に応じた基本的な生活習慣の確立が大きな課題となっています。

メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上を合併した状態。

【死因別死亡者の割合】



具体的な施策と内容

(1) 自らの健康づくりの支援

心の健康相談体制の充実を図り、心の病気や予防法について正しい理解を広めます。

歯が生えてくる乳幼児期から高齢期まで各段階に応じた歯科保健事業を展開します。

主な取組み

- ・健康づくりの推進
- ・歯科保健の推進

(2) 生活習慣病予防の推進

子どものときから生活習慣病を予防できるよう健康教育の充実を図ります。

特定健診の受診率をあげ、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍への特定保健指導を充実し、市民の健康づくりを推進します。

主な取組み

- ・生活習慣改善による健康づくりの推進

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
3歳児健診におけるむし歯保有率	34.1%	30%
特定健診におけるメタボリックシンドローム該当者の割合(予備軍含む)	24.1%	10%



- 早寝・早起き・朝ごはんを習慣付けましょう。
- 生活の中に運動を取り入れましょう。

第3項 障がい者の自立支援

障がいのある人が地域のなかで、自立して暮らしていけるよう、就労への支援や療育訓練などの充実を目指します。

現況と課題

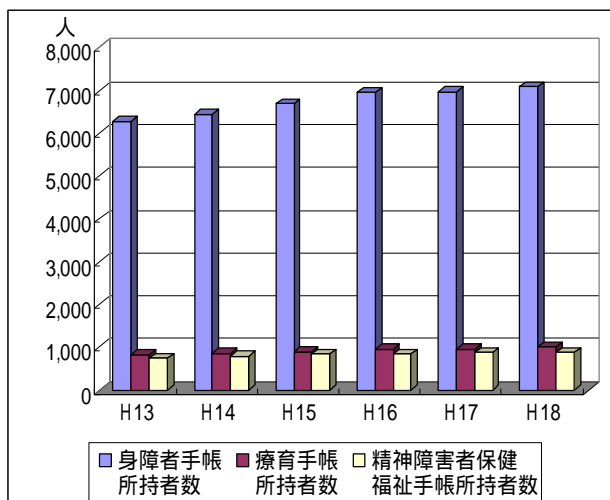
「障害者自立支援法」の施行にともない、障がい者施策における本市の役割も一段と重要性を増し、障がいのある人の地域における自立した生活と一層の社会参加を支援することがこれまで以上に求められています。

障がいのある人が、家庭や地域において自立した生活が送れるような支援策の展開が課題となっています。

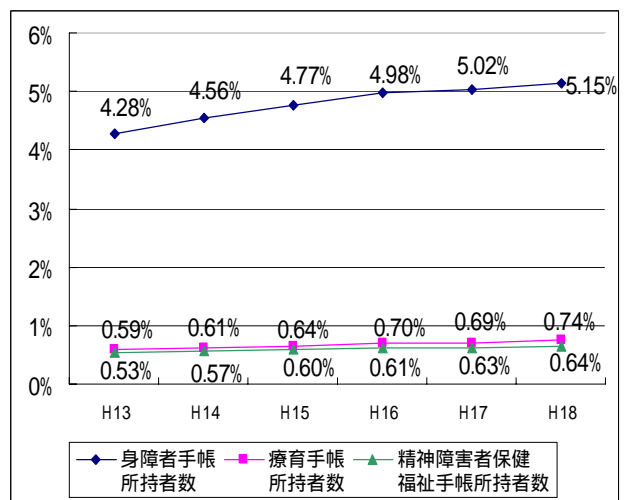
障がいのある人の自立を支援するための各種サービスが、必要とする人に必要な情報として届いていないこともあります。障がいのある人が生涯を通じて安心して生活できるよう、情報の普及啓発に努め利用者本位で使いやすいサービスの充実を図る必要があります。

また、障がい児の療育を目的とした児童デイサービス事業や健診後特別な支援を必要とする子どもとその家族への支援を目的とした八代圏域地域療育センター事業を行っていますが、就学後のフォロー体制や関係機関との連携の強化も必要とされています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者数の対人口比の推移】



具体的な施策と内容

(1) 障がい者の自立と社会参加の支援

障がいのある人が生きがいのある生活を送れるよう、関係機関が連携して就労支援を推進し、多様な就労形態を確立します。

障がいのある人の社会参加を促進するために、地域活動に関する情報提供や参加の機会づくりに取り組みます。

主な取組み

- ・障がい者計画の推進
- ・障害者施設の整備

(2) 利用しやすい障がい福祉サービスの提供

乳幼児健診後、特別な支援を必要とする子どもに対しては、関係機関との連携を図りながら、適切な療育訓練を実施するための支援体制を整えます。

生活状況やニーズ等を踏まえて、利用者本位の考え方のもと、障がいのある人が必要なときに必要なサービスを利用できる仕組みづくりに取り組みます。

障がいのある人が自立するための生活訓練事業の充実を図ります。

主な取組み

- ・地域生活支援事業
- ・障害福祉サービス給付事業の推進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
福祉施設から地域生活への移行者数の割合	平成18年度策定の障がい福祉計画にて数値目標を設定。	10%
福祉施設利用者の年間一般就労への移行者数	同上	4人



- 障がいについて理解し、みんなで支えあいましょう。

第4項 高齢者の支援

高齢者が住みなれた地域で暮らしていけるよう、介護予防を推進するとともに、介護が必要な場合は、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営を目指します。

現況と課題

本市の高齢化率は平成18年度末で26.4%ですが、今後団塊の世代が老年人口へ加わり、平成26年度には高齢化率30.6%となることが予測され、要介護等認定者数や、介護給付費等の増加も予想されます。

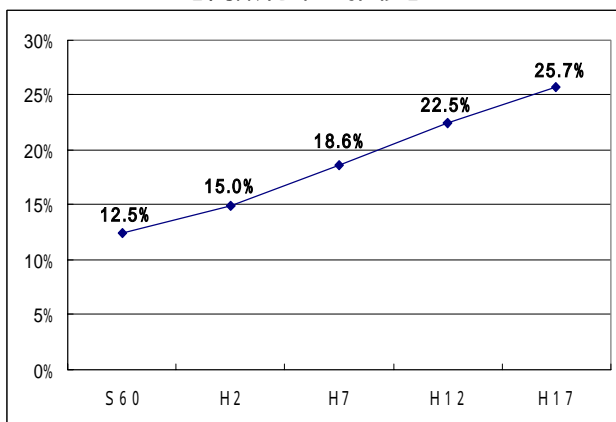
また、核家族化の進行により一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営み、生きがいをもって暮らせるように、行政、地域住民等が連携して支援していくとともに、高齢者に対する介護予防活動を行い、要介護状態への移行を減少させる支援体制の充実が必要とされています。

高齢者の生活様式は、健康状態、家族構成などに応じて多様化しており、健康な高齢者も、核家族化、あるいは過疎化によってこれまでのように家庭や地域の中で生きがいをもって生活していくことが難しくなっています。

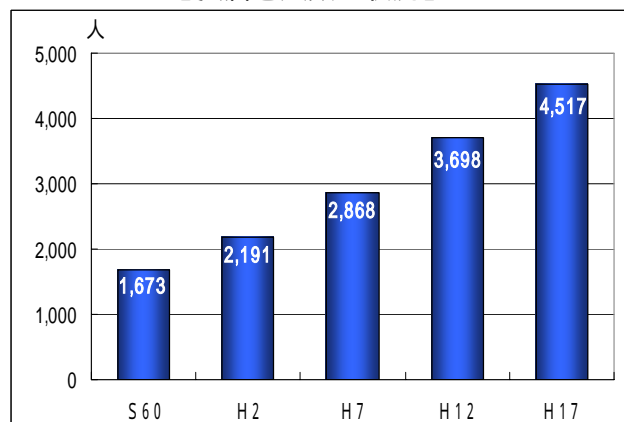
一方、地域社会の担い手として、これまでの経験を生かした地域への貢献など、高齢者に求められるたくさんの役割があります。

平均寿命の伸びとともに、長い高齢期をいかに健康で生きがいを持って過ごすことができるかが大きな課題となっており、高齢者が地域社会における役割を自覚し、積極的に社会参加できるような環境整備が求められています。

【高齢化率の推移】



【独居老人数の状況】



具体的な施策と内容

(1) 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度の趣旨に従い、高齢者が要介護状態にならないように、介護予防事業の充実に努めます。

要介護状態になった場合には、介護度に応じた適正な介護サービスが受給できるよう努めるとともに、介護保険制度を支える被保険者の平等性を確保します。

主な取組み

- ・介護予防教室の開催
- ・通所・訪問型の介護予防の推進
- ・介護費用の適正化

(2) 高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援

シルバー人材センターの利用促進や老人クラブの活動促進を図り、高齢者の積極的な社会参加を促進します。

高齢者が社会の発展に寄与してこられたことに敬意を表し、その長寿を祝福するとともに、高齢者を敬う意識の向上に努めます。

主な取組み

- ・いきいきサロン事業
- ・ふれあい高齢者訪問奉仕事業

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
介護予防教室開催数	81回	120回
老人クラブ会員数	11,874人	12,000人
筋力アップ体操普及事業実施箇所数	15ヶ所	20ヶ所



- 介護予防への積極的な取り組みに努めましょう。
- 自分の能力を生かし、積極的に社会参加しましょう。

第5項 食育の推進

食の大切さを実感し、子どもから大人までの健全な食生活の確立をめざして、市民、関係機関などの自発的意志を尊重し、連携・協働により食育を推進します。

現況と課題

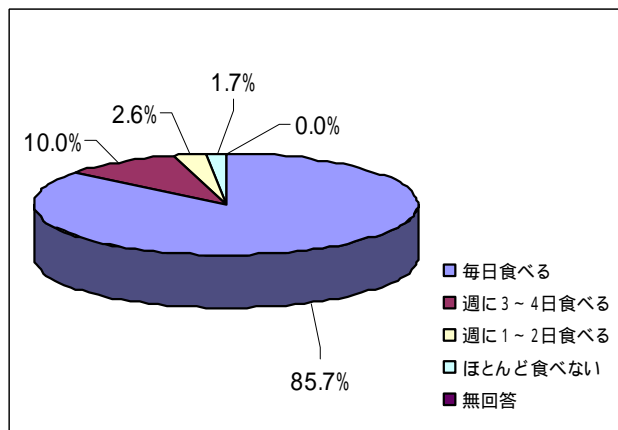
私たちの食卓が豊かになる一方で、生活スタイルの多様化、核家族や少子高齢化の進展などの社会情勢が変化するなか、各世代にわたって朝食の欠食や夜食の習慣、一人で食事をとる孤食などの食生活の乱れが見られ、これにともない、肥満や生活習慣病の増加などの健康への影響、家族で食卓を囲む機会が減ることによるコミュニケーション不足といった問題が生じています。

そのため、市民一人一人が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を確認できるよう食育の推進が求められています。

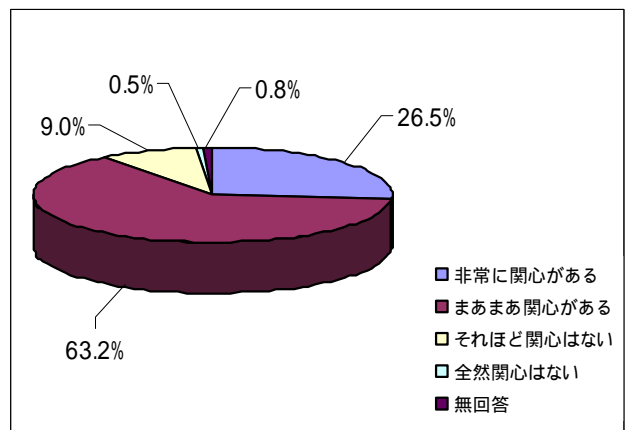
農林漁業に接する機会の減少などにより、生産者と消費者の結びつきが希薄化し、食糧や農林水産業に対する関心の低下が進むとともに、食べ残しにより食品が廃棄されるなど、食の大切さを忘れがちになっています。

このため、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を送る能力を育む食育の推進が必要とされています。さらには、家庭や地域、関係機関などが一体となり、市民の積極的な社会参加を引き出し、全市的な食育の推進が展開されるよう、機運の醸成が求められています。

【朝食を食べない中学校2年生の割合】



【食育に関心を持っている市民の割合】



具体的な施策と内容

(1) 健全な食生活の確立

市民一人一人が、食生活の改善や生活習慣病の予防に努め、健康な状態を維持することができるよう、食生活改善活動の推進とそのための人材育成をすすめます。

子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、家庭、学校、保育所などが連携し、成長・発達段階に応じた取組みを行います。

主な取組み

- ・食生活改善推進員の育成

(2) 食育の普及・啓発の推進

消費者と生産者の交流や、地産地消を推進することで、食に対する理解と関心を深めるとともに、環境と調和のとれた食料の生産と消費を推進します。

地域の特色ある食文化などの継承を推進します。

市民、関係機関などと連携・協働を図ることでネットワークづくりを推進します。

主な取組み

- ・消費者と生産者との交流の推進
- ・地域食材の魅力を伝える地産地消の推進
- ・ボランティアやNPOとのネットワークづくりの推進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
朝食を食べない児童・生徒の割合	9.7%（児童） 14.4%（生徒）	0.0%
食生活改善推進員の数	187名 （H19年度）	250名
地産地消に関心を持っている市民の割合	77.3%	85%



- 食の大切さを実感しましょう。

第2章

郷土を拓く人を育むまち

第1節 八代の未来を担うひとづくり

第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成

【学校教育】 P 3 4

第2項 家庭と学校と地域社会が連携した子どもの育成

【家庭教育・青少年健全育成・地域教育】 P 3 7

第2節 生涯を通じた学びのまちづくり

第1項 生涯学習社会の構築

【社会教育（生涯学習）】 P 3 9

第3節 スポーツに親しめるまちづくり

第1項 生涯スポーツの推進

【社会体育（生涯スポーツ）】 P 4 1

第4節 文化のかおり高いまちづくり

第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造

【文化・芸術・文化財・地域、伝承文化】 P 4 4

第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成

「生きる力」を育む教育を推進し、未来を担う人づくりをすすめるため、学校教育の充実を図るとともに、教職員の資質の向上や学校教育施設等の整備に努めます。

現況と課題

八代市「学校教育目標」に掲げる「生きる力」を育む教育を推進するため、学校と家庭・地域が一体となって取り組む必要があります。さらに、平成19年度からの学校教育法一部改正に伴い、障害のある児童生徒それぞれの障害に応じたきめ細やかな指導と支援を行う必要があります。

また、生活習慣病の増加や外遊びの減少による体力の低下など、児童生徒の心身に関する問題が増えています。自らの健康は自ら改善していく資質や能力を育成するため、家庭や地域の協力を得ながら、さらに健康教育を推進していく必要があります。

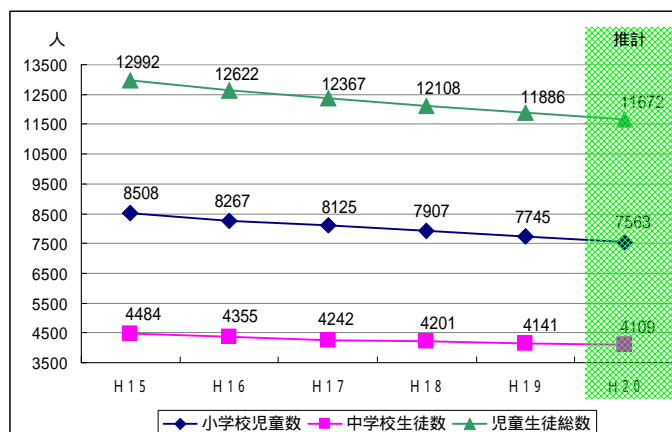
教職員の研修や教育活動を助成し、教育現場に直結する諸問題の研究解明と資料の開発・作成・提供・活用に努めています。また、市内幼・小・中・特別支援学校に研究を委嘱して公開研究発表を行い、教職員が全員参加し、資質の向上を図る研究の機会としています。

さらに、これからは社会の急速な変化に対応して、教職員には使命感と向上心、実践的指導力、高度な知識、幅広い視野、総合的な判断力、豊かな創造性など、基本的な資質や専門性が求められています。

子どもたちが安全で明るく楽しい学校生活を送るために、校舎や体育館、給食施設などの整備をすすめてきました。少子化に伴い今後5年間で児童生徒数が1割程度減少すると見込まれることや、市町村合併など教育を取り巻く環境の変化への対応が必要となっています。さらに、施設の耐震化の推進や地域社会の活性化を促す地域に開かれた学校としての役割など新たな対応が求められています。

また、情報化社会に対応した教育を展開するための環境の充実や、新しい教育内容に対応した教具・教材の整備をすすめる必要があります。

【児童生徒数推移及び推計】



具体的な施策と内容

(1) 学校教育の充実 重点プロジェクト3

学校では、教職員が一体となって、未来を拓く子どもたちの限りない成長を願い、心の教育の充実や一人一人に応じた学習指導等を展開し、「豊かな心の育成」と「確かな学力の定着」をめざした特色ある学校教育を推進します。

教育の機会均等が確保されるよう、今後も多面的な支援を図ります。また、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣の習得や子どもの体力向上に努めます。

不登校傾向の児童生徒に対して、適応指導教室や相談事業による支援を行います。

主な取り組み

- ・ 語学指導外国青年の招致
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 特別支援教育支援員の配置
- ・ 不登校児童生徒の適応指導

特別支援教育：知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当な者、その他教育上特別の支援を必要とする児童・生徒・幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な教育を行うこと。

(2) 教育研究の充実

児童生徒の科学技術に対する関心を高め、科学的なものの見方・考え方を深めるなど、子どもの研究活動を推進します。

教職員の一般教養及び教育技術を高め、資質の向上を図り、視野を拡げることにより、授業の活性化と教育実践の向上改善に役立つ研修の充実を図ります。

市内の学校・幼稚園に研究を委嘱し、公開研究発表を行うことで、八代市教職員の研究の機会とするとともに、教職員の資質の向上を図ります。

主な取り組み

- ・ 健康教育推進校の育成
- ・ 教育研究校（園）の推進
- ・ 副読本の刊行
- ・ 八代地区科学発明展の開催

(3) 学校教育施設等の整備・充実 重点プロジェクト5

校舎などの耐震化や不審者対策など安全性の向上に、優先的に取り組みます。

児童・生徒数や教育環境の変化に応じた教育施設の適正配置やICT関連設備の充実を推進します。

地域社会に開かれた施設運営や社会教育の場の提供などに配慮した校舎や体育館の改修をすすめます。

教育内容に応じた教具・教材の整備や図書管理システムによる蔵書活用の効率化に努めるなど学校図書館の充実を図ります。

第1節 八代の未来を担うひとづくり

安全で安心な学校給食が実施されるよう、遺伝子組みかえ食品の食材への使用などにも十分配慮するとともに、衛生管理の充実した施設設備等の整備を推進します。

主な取組み

- ・学校施設耐震化の推進
- ・パソコン教育の推進
- ・学校・幼稚園施設の整備
- ・学校給食施設の管理運営整備

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
学校施設の耐震化率 学校施設のうち、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物の耐震化率	50%	60%
特別支援教育支援員数	0.4人/1校	1人/1校
不登校児童生徒（30日以上欠席者）数	184人 （H19年度）	150人以下



- 学校のイベントや教育講演などに参加して八代市の教育、子育てについて考えましょう。

第1節 八代の未来を担うひとづくり

第2項 家庭と学校と地域社会が連携した子どもの育成

家庭、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の整備をすすめ、子どもの健全な育成をめざします。

現況と課題

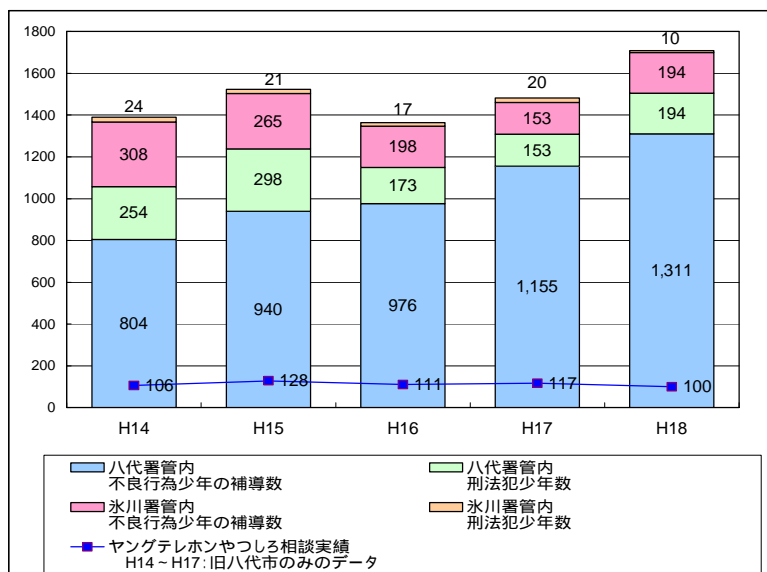
「家庭・学校・地域社会・各種団体との連携」が求められるなか、核家族化や都市化の進行により「家庭の教育力」や地域の連帯感の希薄化などで子どもの成長を支える「地域の教育力」が低下しています。

地域コミュニティを維持し、子どもたちがのびのび活動できる安心・安全な居場所づくりなど、家庭・地域社会・学校・各種団体が連携を取り、子どもの健全育成を図る必要があります。

子どもにとっては、携帯電話やインターネットの普及によりさまざまな誘惑が取り巻いており、子どもによる事件や非行の状況は年々増加、深刻化しています。

さまざまな環境の変化により友達関係や家庭・学校のことなどで悩みを持つ子どもたちや、子育てで悩みを持つ保護者が増えていることから、児童、生徒、保護者などの不安や悩みの解消に努める必要があります。

【八代・氷川署管内不良行為の補導数、刑法犯少年数、ヤングテレホンやつしる相談実績】



具体的な施策と内容

(1) 家庭・学校・地域社会との連携

家庭・地域社会・学校・各種団体が連携し、通学路の安全確保や地域における子どもの安全・安心な居場所づくりにつとめ、地域で子どもを育てる意識を啓発していきます。

また、地域の子ども会活動の充実や各種団体が取り組む子どもを育てる活動を支援していきます。

第1節 八代の未来を担うひとづくり

学校評議員事業を継続し、地域の意見を反映した特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進します。

主な取組み

- ・放課後子ども教室の推進
- ・地域(世代間)交流の推進
- ・地域(団体)で子どもを育てる活動の支援
- ・学校評議員による意見反映

(2) 青少年健全育成

子どもに、さまざまな生活体験、自然体験など野外活動の場の提供に努めます。

青少年指導員による街頭指導網を活用し、関係機関・団体、学校、家庭との緊密な連携・協力を図りながら情報の交換・交流を行い、青少年の非行防止や健全育成に役立てます。

相談業務は、他の相談窓口との情報交換・連携を図ることにより、協力しながら迅速な対応に取り組みます。

主な取組み

- ・青少年体験活動の場の提供
- ・ヤングテレホンやつしろの運営
- ・社会を明るくする運動の推進
- ・街頭指導の実施

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
子ども会組織数	57団体 (H19年度)	60団体
家庭教育学級開設数	46学級 (H19年度)	50学級
青少年体験活動事業参加者満足度	87.9%	95.0%



- 家庭と学校と地域社会が連携して子どもを育てましょう。
- 子どもを中心にした地域活動をすすめましょう。

第1項 生涯学習社会の構築

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、生涯学習関連施設間の連携を図るとともに多様な分野の学習プログラムの構築をめざします。

現況と課題

社会環境や生活環境の変化に伴い、生涯学習に対するニーズは多様化し、現代的な課題に対応した社会教育が求められています。

そのため、新たな課題に対応した学習プログラムを開発していくとともに、知識・技能を有する中高年の活動の場をつくることや、活動に関する情報の提供、相談の実施などが必要となっています。

また、学習したことが、地域活動や各種団体の活動の支援に活かされるような体制の整備を行うとともに、ボランティアの育成が求められます。

中高年層をはじめ、多くの人が生涯を通して生きがいや人格の形成を求めて学習意欲を持ち、その学習ニーズも趣味的なものからボランティア活動、まちづくりなど社会性が強いものへと多様化しています。

これらの状況に対応していくために、公民館をはじめ生涯学習関連施設の効率化・見直しを図るとともに、中核となる拠点施設の整備が必要となっています。

学習に生きがいや楽しみを見出したいと願っている人が多くなり、その中でも科学技術の高度化、情報化の進展などに伴う、高度な知識・技術を習得したいと考える人も増えています。

このような状況に対応するためには、さまざまな機関・団体と連携し、より多様な内容の学習を、より多くの機会に提供することが大切になります。

さらに、学習に取り組もうとする人を支援するために、充実した学習情報の提供、学習相談体制の整備とともに、学習成果の適切な評価をすすめていく必要があります。

【14 公民館 の平成18年度のべ利用者数】

校区公民館（21館）のうち複合施設であるものを除く

公民館		計	郡築公民館	件数	526
八代公民館	件数	1,209	宮地公民館	件数	230
	人数	15,995		人数	3,500
太田郷公民館	件数	2,834	日奈久公民館	件数	537
	人数	50,196		人数	11,392
植柳公民館	件数	1,112	二見公民館	件数	116
	人数	15,175		人数	1,690
松高公民館	件数	1,576	千丁公民館	件数	1,073
	人数	22,978		人数	22,181
八千把公民館	件数	1,664	東陽公民館	件数	255
	人数	23,600		人数	2,683
高田公民館	件数	1,021	坂本公民館	件数	646
	人数	11,849		人数	7,927
金剛公民館	件数	382	計	件数	13,181
	人数	5,413		人数	203,201

具体的な施策と内容

(1) 生涯学習推進体制の整備・再編

あらゆる世代の市民一人一人が生涯にわたり自主的な学習を行うことができる生涯学習社会をめざし、関係行政委員会・審議会等の見直し・充実を図り推進体制を整備します。また、市民との協働をすすめる仕組みづくりに取り組みます。

学習したことを社会に還元したいと考える人や知識・技能を有する中高年が活動する体系の整備をすすめます。

主な取組み

- ・社会教育団体の育成
- ・人材バンクの充実

(2) 生涯学習施設の整備

市民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習関連施設の総合的連絡・調整、各事業の体系化、相談等を専門的に行う中核施設の整備に向けた取り組みをすすめます。

生涯学習関連施設の効率化、見直し整備をすすめます。

主な取組み

- ・社会教育施設の効率化、見直し
- ・生涯学習センター拠点的機能の整備

(3) 生涯学習機会および学習情報の提供

公民館、図書館、博物館、学校などの施設の連携を図り、さまざまな情報の提供に努めます。

市民が「いつでも、どこでも、学びたいとき、自らに適した方法を選んで学習できるように、市や市民自らが企画したさまざまな分野の講座や学習の機会を提供します。

主な取組み

- ・公民館講座、家庭教育学級、高齢者教室、婦人学級等の開催

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
公民館利用者数	203,200人	305,000人



- 公民館の活動に積極的に参加しましょう。
- 生涯学習・活動プログラム内容について、提案しましょう。
- 自ら企画して学習活動を楽しみましょう。

第1項 生涯スポーツの推進

多くの市民がスポーツやレクリエーションに参加できるよう、スポーツ行事の充実や体育協会等の組織の充実、スポーツ施設の整備などスポーツ環境の整備を行います。

現況と課題

市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活のできる、活力あふれる地域社会を構築するために、市民の誰もが年齢や体力に関係なくスポーツに親しめる環境づくりとして、楽しみを第一に追求したレクリエーションとしてのスポーツの普及・振興が必要です。

また、市民自らが主体的にスポーツへ取り組むための支援やスポーツの競技力や技術力の向上を図るには、個々の技術・技能レベルや多様なスポーツ目的に対応できる技能と資質を備えた指導者や助言者などの育成と確保が必要です。

市内21校区にそれぞれ校区体育協会が組織され、地域住民のスポーツ活動の機会提供を行っていますが、多くの活動において参加者が固定化されている状況にあるため、地域住民のニーズに対応した新たな活動の展開が望まれます。

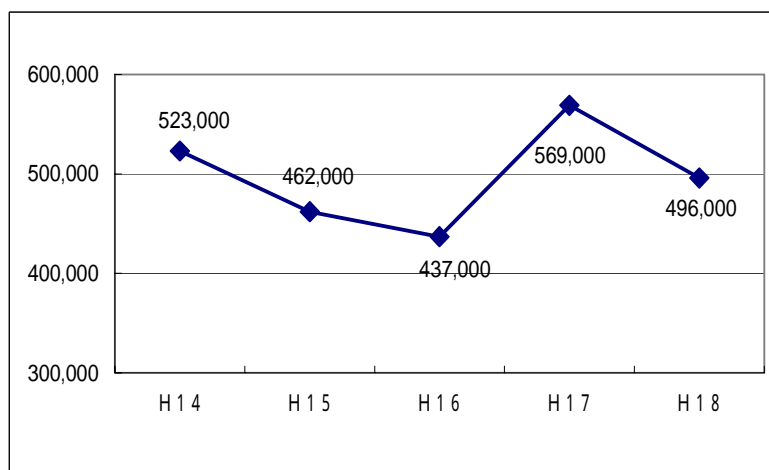
また、地域の子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者までが、年齢、興味・関心、技術・技能に応じて定期的・継続的に活動できる総合型地域スポーツクラブへの理解を深める必要があります。

一方で、市民のより一層のスポーツ競技力の向上を図るには、専門的知識と技能を有する八代市体育協会をはじめとする各種スポーツ関係団体との連携が望まれます。

全国規模のスポーツ大会が可能な施設から市民が身近に利用できる施設まで、さまざまな社会体育施設の整備がすすめられてきました。しかし、競技スポーツの多様化と、市民がスポーツをしたいという欲求に対し施設数が不足しており、市民のニーズに適応した施設づくりが求められています。

また、地域にある既存の学校体育施設や公園施設、民間スポーツ施設なども有効活用を図るなど、地域のスポーツ活動の場を積極的に確保しながら環境を整備する必要があります。

【スポーツ施設の利用者数】
社会体育施設の一年間ののべ利用者数



具体的な施策と内容

(1) スポーツ・レクリエーション人口の増加促進

年齢や体力などに関係なく市民のだれもが気軽に身体を動かせるソフトバレーボールやグラウンドゴルフなどのニュースポーツを積極的に推進します。

スポーツの目的や技術・技能レベルに応じた指導者の養成と確保をすすめます。

市民へのスポーツ機会の提供や競技者の発掘と育成を図るため、八代市体育協会と連携し各種スポーツ大会などを誘致・開催します。

家庭・地域・学校が連携して、子どもの体力向上とスポーツ意識の啓発を図ります。

主な取組み

- ・市民体育祭の開催
- ・スポーツ教室の開催
- ・指導者研修会の開催
- ・スポーツ拠点づくりの推進

(2) スポーツ団体・組織の充実

地域における定期的・継続的なスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。

スポーツを通じた子どもの健全な育成を推進するため、八代市体育協会をはじめスポーツ少年団などの組織や活動の充実を図ります。

質の高いスポーツ指導者の確保と育成のため、八代市体育協会をはじめ各種のスポーツ団体との連携を図ります。

主な取組み

- ・総合型地域スポーツクラブの育成
- ・八代市体育協会活動への支援
- ・スポーツ少年団活動への支援

(3) 施設の充実・有効活用

大規模な各種スポーツ大会やスポーツキャンプが開催できるよう、体育施設の整備充実を図ります。

市民が身近で気軽に利用できる、地域の拠点となる体育施設の整備充実及び見直しを図ります。

学校体育施設や公園施設、民間スポーツ施設などの情報を市民に広く提供するとともに、それぞれの施設との連携を深めながら環境整備を図ります。

主な取組み

- ・社会体育施設の整備、充実事業
- ・夜間照明施設整備の推進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
スポーツ実施率（成人） 1週間に1回以上、スポーツをする成人の割合	38.4%	50%
総合型地域スポーツクラブの設立数	0 団体	2 団体
スポーツ施設の利用者数	496,000 人	546,000 人



- スポーツを通して、たくさんの仲間と交流しましょう。
- スポーツ施設の有効利活用について、提案しましょう。

第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造

八代に伝わる歴史や文化を継承・活用し、市民ボランティアの育成や支援を行なうとともに、各施設で自主事業を実施して新しい八代の文化を創造します。

現況と課題

八代市には、古麓・麦島・八代の各城跡をはじめとする遺跡や、妙見祭や久連子古代踊りに代表される民俗文化財、高田焼や手漉き和紙といった伝統工芸など、多くの有形無形の歴史遺産がありますが、それらの保存・活用は十分ではありません。そのため、郷土学習の教材や観光資源として活用するために今後も調査をすすめ、展覧会や史跡めぐりなどの開催によって、市民への周知を図り、理解を得る必要があります。

また、伝承文化については、少子高齢化・過疎化により継承が困難な状況にあり、後継者の育成および記録保存が急務となっています。

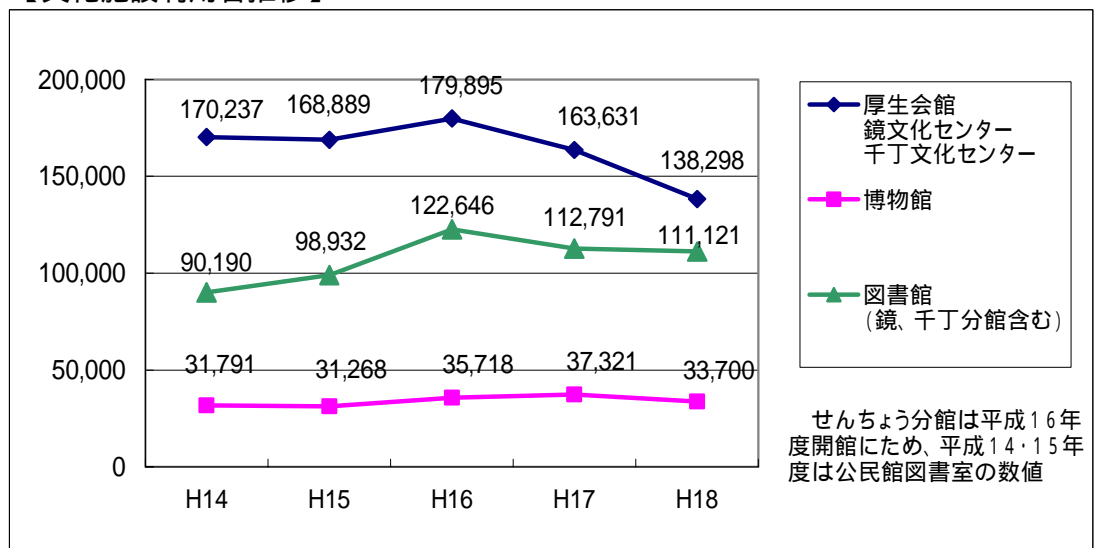
今日、市民の芸術・文化に対する関心は高く、多様なニーズに対応するため、質の高い事業を計画的・効率的に実施していく必要があります。一方、市町村合併により市域が拡大したため、各地域の特性を活かした文化活動への配慮が望まれています。

また同時に、市民の手による新たな文化創造のため、市民の自主的な活動に対する柔軟な支援が求められています。

市には博物館、図書館、厚生会館などの文化施設があります。これらの施設は市民の発表の場として活用されるとともに、すぐれた芸術文化に接する機会を提供しています。

しかし、多様化する市民のニーズに対応した施設の改善や、老朽化の進んだ設備の更新も必要となっています。

【文化施設利用者推移】



具体的な施策と内容

(1) 文化財の有効活用と伝承文化の継承

八代市の歴史・文化遺産のうち、これまで未調査のものについて現状把握のための調査と資料収集を行い、記録を整理した調査報告書を刊行していきます。

文化財保護法に基づく各種の文化財調査を行い、重要なものについては指定や登録等による保護とともにその活用を図ります。

見学ルートや観光振興への活用を考慮しながら、史跡等の計画的な環境整備、ガイドブックの刊行や案内板・標木の設置をすすめ、見学者への便宜を図ります。

展示会・歴史講座・史跡めぐりの開催、学校教育との連携など、八代の歴史や文化財保護への理解者を増やす取り組みを行います。

また、文化財ガイドや史跡の除草清掃をはじめ、市民参加による協力体制作りをすすめます。

伝承文化については、民俗芸能等の保存、継承に取り組み、後継者育成に努めるとともに、記録化とその活用をすすめます。

主な取り組み

- ・ 寺社資料の調査
- ・ 文化財の保存活用計画の策定
- ・ 史跡ガイド養成講座等の開催
- ・ 妙見祭の国指定文化財に向けた調査の推進
- ・ 民俗芸能等伝統文化継承の支援及び記録保存

(2) 芸術・文化活動の推進

文化政策の基本となる八代市文化振興計画を策定し、効率的な文化振興策を着実に推進します。

市民が創造意欲をかきたてられる魅力的なコンサートや演劇、展覧会や講演会などを積極的に開催し、八代市の文化水準の向上をめざすとともに、市民の文化活動に対し発表と鑑賞の場を提供するほか、指導者の育成や講師の紹介など、幅広い支援を行います。

八代市文化祭や文化団体等が開催する自主的な文化行事を促進するとともに、文化団体を育成し、八代の文化の活性化を図ります。

各種図書館行事の実施や市民の読書活動の支援を行うことにより、きめ細やかな図書館サービスを提供します。

文化団体間の交流や子どもたちの文化活動を促進し、個性豊かな地域文化の育成と新たな市民文化の創造をめざします。

主な取り組み

- ・ 八代市文化振興計画の策定
- ・ 博物館特別展覧会の開催
- ・ 厚生会館自主文化事業
- ・ 八代市文化祭の充実
- ・ 文化団体の育成
- ・ 読書活動の推進

(3) 文化施設の充実

文化施設については、施設間相互の連携を深めながら、運営や利用方法などに関する改善をすすめます。

市民に安全かつ快適に施設を利用できるように、計画的に設備の更新を実施し、適切な維持管理を行なっていきます。

市立図書館本館、せんちょう分館、かがみ分館3館でそれぞれ管理している資料データベースを統一整備し、市民に3館すべての図書資料を検索し、貸出予約できるようにします。

主な取組み

- ・ 博物館、厚生会館、埋蔵文化財収蔵施設等の改修
- ・ 統一図書館システムの導入

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
国・県・市指定文化財等件数	243 件	250 件
厚生会館 (千丁・鏡文化センター含)	138,298 人	156,000 人
図書館 (分館含む)	112,791 人	124,000 人
博物館	33,700 人	35,000 人



- ふるさとの歴史や文化に親しみ、
大切な文化財を未来へ守り伝えましょう。
- すぐれた芸術や文化を楽しみ、
わたしたちみんなで八代の文化を創造しましょう。

第3章

安全で快適に暮らせるまち

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

第1項	計画的な土地利用の推進	【土地利用】	P 4 8
第2項	安心して快適な住環境の形成	【住 宅】	P 5 1
第3項	親しまれる公園や緑地の整備	【公園緑地】	P 5 3
第4項	上水道の充実	【上水道】	P 5 5
第5項	下水道の充実	【下水道】	P 5 9
第6項	魅力ある都市（市街地）形成	【市街地形成】	P 6 2

第2節 安全で安心なまちづくり

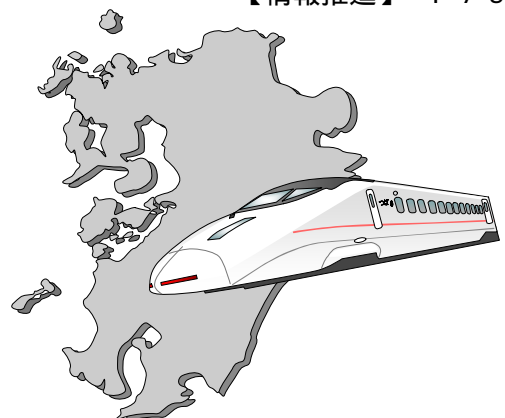
第1項	防災・消防体制の整備	【防災・消防】	P 6 4
第2項	危機管理体制の強化	【危機管理】	P 6 7
第3項	洪水・崖崩れ防止策の促進	【治山・治水】	P 6 8
第4項	防犯の推進と安全な消費生活の確保	【防犯・消費生活】	P 6 9
第5項	交通安全対策の推進	【交通安全】	P 7 1

第3節 暮らしを支えるまちづくり

第1項	便利で快適な交通基盤整備	【道路・交通基盤】	P 7 3
第2項	港湾の充実	【港湾整備】	P 7 6

第4節 情報通信技術（ICT）を利用した暮らしに役立つまちづくり

第1項	情報基盤の整備	【情報推進】	P 7 8
-----	---------	--------	-------



第1項 計画的な土地利用の推進

限りある土地を有効に活用するため、「国土利用計画」や「農業振興地域整備計画」を策定し、都市計画制度などを利用した秩序ある土地利用をめざします。

地籍調査事業については早期完了をめざし、土地権利の保全に努めます。

現況と課題

本市の土地利用状況(H17現在)は、総面積が68,024haで、そのうち農用地11.4%、森林73.7%、道路3.2%、河川・水路3.1%、宅地4.0%、その他4.6%となっています。土地の利用は、市民生活や産業その他の諸活動が快適かつ効率的に営まれるよう自然環境の保全を図りつつ、総合的かつ計画的にすすめる必要があります。

都市計画法に基づく用途地域については、八代都市計画と鏡都市計画の2地域あり、用途地域の総面積は2,584haです。用途地域内においては、合理的な土地利用を図るため、建物の規制・誘導を推進してきましたが、地域内には多くの農地が残っており、指定用途に沿った利用促進が課題となっています。

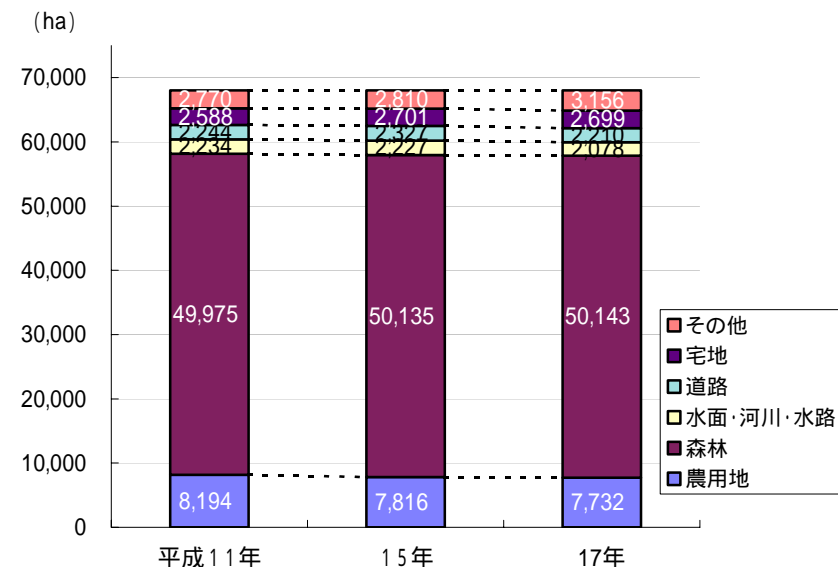
農業振興地域の面積は、21,681haであり、そのうち将来にわたり農地等として確保していく区域として農用地区域が6,501ha設定されていますが、しかし、近年、農業情勢が厳しい中、農地が宅地等へ転用される場合が増加しています。農業の持続的な発展のため、土地利用の混在化を防止していくことが必要です。

市域の東部と南部には緑と景観に恵まれた山麓があります。これらの地域は、木材生産機能の充実や森林の持つ多面的な公益的機能が十分に発揮できるように、必要な森林の確保と整備を図り自然を保護するとともに、市民の憩いの場としても活用する必要があります。

加賀島地区が整備され、大築島地区についても現在埋め立てがすすめられています。これらの土地利用について検討する必要があります。

地籍調査については、市全体の進捗率は約30%(平成18年度末現在)です。隣接地所有者間の権利関係を明確にすることで、土地にかかるトラブルの未然防止や土地取引の円滑化、災害復旧及び公共事業の円滑化、課税の適正化等に役立つことから、その推進が求められています。

【土地利用状況】

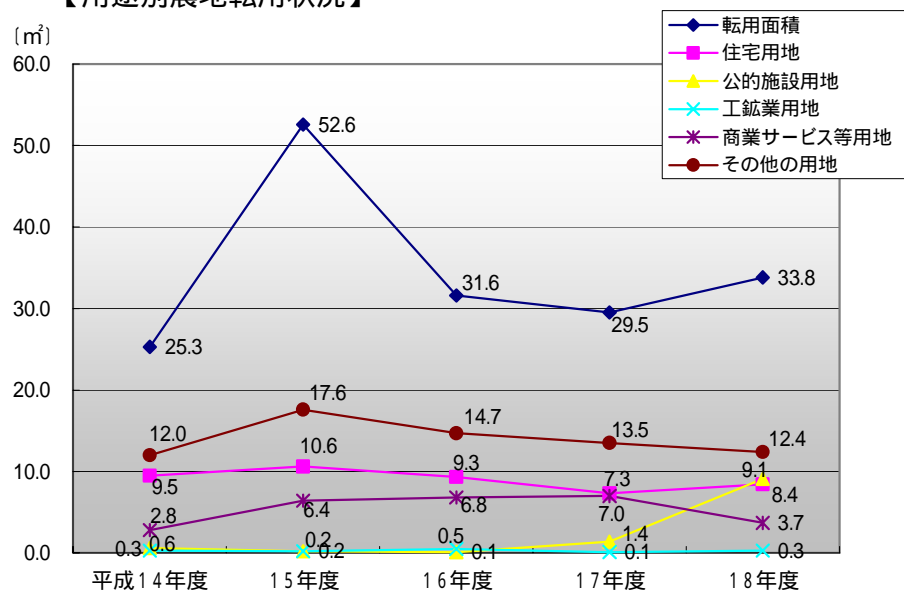


第1節 うるおいのある快適なまちづくり

【用途地域の規模】

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	91	3.5
第1種中高層住居専用地域	499	19.3
第2種中高層住居専用地域	521	20.2
第1種住居地域	228	8.8
第2種住居地域	201	7.8
準住居地域	72	2.8
近隣商業地域	182	7.0
商業地域	80.1	3.1
準工業地域	203	7.9
工業地域	53	2.1
工業専用地域	454	17.6
合計	2,584.1	100.0

【用途別農地転用状況】



【地籍調査進捗状況 (平成18年度現在)】

調査対象面積 : 565.01km ² (市全体面積 : 680.04km ²)		
【内 訳】	調査済面積(換算)	進捗率
旧八代市	6.84 km ²	5.17 %
千丁支所	11.12 km ²	100.00 % (H17完了)
鏡支所	21.22 km ²	82.12 %
坂本支所	107.60 km ²	77.23 %
東陽支所	6.16 km ²	11.20 %
泉支所	15.43 km ²	7.66 %
市全体	168.37 km ²	29.80 %

具体的な施策と内容

(1) 土地利用の適切な誘導

市の地域性を踏まえ、国や県の計画に基づきながら市民の意見を取り入れ、土地利用に関する基本的な方針である「国土利用計画」を定め、規制・誘導など、適切な方策のもと、秩序ある土地利用を推進します。

都市内の土地については、機能的に異なる地域ごとに分化し、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもと土地の合理的利用を促進します。

用途地域では、住居系、商業系、工業系それぞれの用途に沿った利用を促進するとともに、適正な指定により都市機能の維持、居住環境の保護、商・工業などの利便の増進を図ります。

農業振興地域においては、本市の社会情勢等を考慮し、総合的な農業の振興を図るため、農用地等の利用の基本となる「農業振興地域整備計画」を定め、農業上の用途を指定するなど優良農用地の確保に努めます。

森林地域については、木材生産の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、環境浄化などの公益的機能を果たす場としての保全をすすめるとともに、自然に親しむ保健・保養、レクリエーションの場として活用します。

加賀島地区の港湾機能を生かした工業用地の確保や緑地などの憩いの場としての活用を図ります。また、現在、埋立てがすすめられている大築島地区については、その有効的な土地利用を図ります。

主な取組み

- ・ 国土利用計画策定
- ・ 都市計画マスタープラン策定
- ・ 都市計画区域の見直し
- ・ 農業振興地域整備計画見直し
- ・ 用途地域の見直し
- ・ 都市計画基礎調査

(2) 地籍調査事業の推進

土地所有者に地籍調査の意義や目的の周知を行うなど、関係権利者との理解と協力を得ながら、地籍調査をすすめます。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
地籍調査事業進捗率 調査対象面積に対する調査済面積の割合	30%	45%



- 土地利用のルールを知り、みんなで守りましょう。
- 地籍調査に協力しましょう。

第2項 安心で快適な住環境の形成

住環境の整備促進を図ります。建築行政の推進、狭あい道路の整備等により住環境の形成を推進し、良質な住宅供給のため市営住宅の管理・運営を行います。また、安心で快適なまちづくりをすすめるため、ユニバーサルデザインの普及や耐震化の促進に取り組みます。

現況と課題

子どもから高齢者まで、また障がい者や子育て世帯など、あらゆる人々が安心して快適に暮らせる住環境を整備することが必要です。

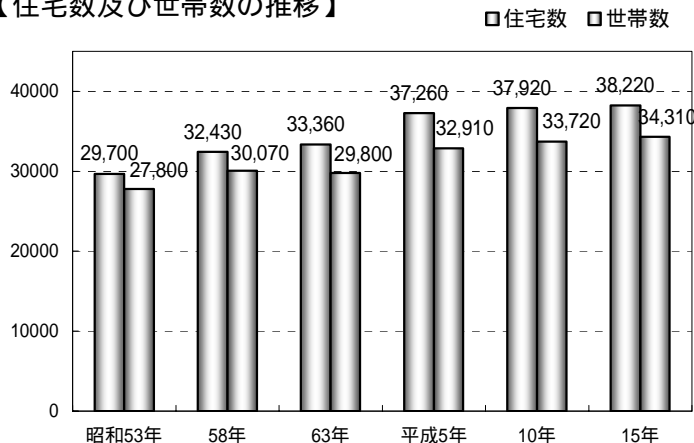
市内全体の住宅数が世帯数を上回り、量から質へ、建設中心からストック重視の政策転換が求められております。このため、既存の市営住宅を有効に活用し、老朽化した市営住宅の整理・統廃合をすすめる必要があります。

また、市有建築物の効果的かつ効率的な管理・運営については、民間のノウハウの活用が求められています。

不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについては、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児などのさまざまな人たちが安心して快適に利用できる施設の整備を行うことが必要です。

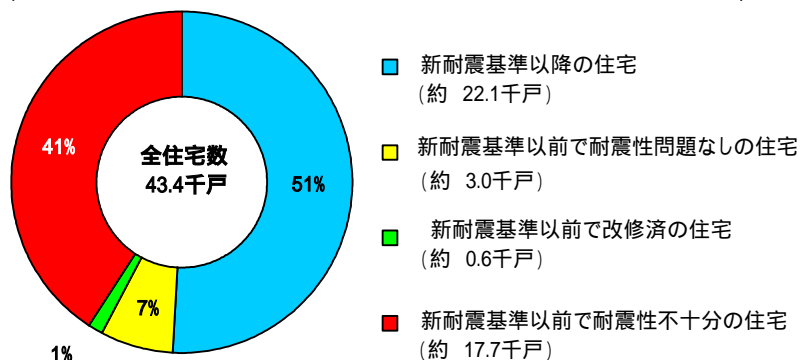
耐震構造の問題や近年頻繁に発生している大地震等により、建物に対する不安感が生じています。住宅や公共施設などの耐震性の確保や既存建物に用いられた有害物質（石綿、ホルムアルデヒドなど）への対策など建物についての安全性が求められています。

【住宅数及び世帯数の推移】



【市内の住宅の耐震化の状況（推計値）】

（平成15年住宅・土地統計調査及び国土交通省推計方法を基に推計）



具体的な施策と内容

(1) 住環境の整備

安心で快適な住環境の形成のため、建築確認や検査の厳格化及び既存建築物に対する指導の強化を図るとともに、建築行為における狭あい道路の整備を促進します。また、既存もしくは新規に整備される住宅地において、地区計画や建築協定などのまちづくりルールを導入、促進します。

主な取組み

- ・ 建築確認や検査体制の整備・充実
- ・ 道路後退部分の舗装等及び非課税措置による支援
- ・ 建築協定の促進

(2) 良質な住宅の供給

既存の市営住宅を有効に活用するため、経常的な維持管理と計画的な改善を行い、良質な住宅の供給を図ります。

老朽化した団地の跡地利用を検討し、入居者の住替え、住宅の統廃合及び用途廃止を推進します。

市営住宅の管理方法として、指定管理者制度の導入を検討します。

主な取組み

- ・ 公営住宅ストック総合改善事業

(3) ユニバーサルデザイン建築物の推進

公共施設のユニバーサルデザインの推進に努めます。また、多くの市民が利用する民間の特定建築物についても導入に対する支援を行います。

主な取組み

- ・ ユニバーサルデザインの建築物の整備促進

(4) 耐震化の推進及び建築物の安全対策

耐震改修促進計画を策定し、公共施設の耐震化を図ります。また、住宅・建築物の耐震に関して、市民への意識啓発や民間の特定建築物の耐震化を促進します。

建築物に関する安全対策として、国、県及び関係団体と連携して、既存建築物に使用されている石綿、ホルムアルデヒドなど健康に有害な物質に関する情報の提供や相談窓口を開設します。

主な取組み

- ・ 住宅・建築物に対する耐震改修等の支援
- ・ 公共施設の耐震化の推進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市有施設の耐震化率 市有施設のうち、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物の耐震化率	53%	60% (修正中)



- 魅力ある住環境づくりのため、まちづくりのルールを活用し守りましょう。
- 建物の安全性に関心を持ちましょう。

第3項 親しまれる公園や緑地の整備

レクリエーションや防災など、さまざまな機能を有する公園や緑地の整備を計画的に推進します。

現況と課題

本市には、都市公園が約66ha(54箇所)あり、市民1人あたりの公園面積は5.5㎡となっており、国の標準(10.0㎡以上)を大きく下回っています。

公園・緑地は、市民の憩いの場になるほか、地域コミュニティの形成や健康増進・レクリエーションの場であり、避難場所としての防災機能も有していることから、安全で快適な公園整備をすすめる必要があります。

公園・緑地の管理に関しては、市による管理とともに、地域住民による自主的な管理をすすめているが、都市化の進展や高齢化等により適切な維持管理が難しくなっているのが現状です。

【公園・緑地の整備状況(平成18年度末)】

種 別			箇所数	面積(ha)	
				開設	未開設
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	38	9.52	0.08
		近隣公園	8	13.69	0.10
	都市基幹公園	運動公園	1	13.00	-
特殊公園			1	8.55	-
都市緑地			6	21.07	0.11
合計			54	65.83	0.29

具体的な施策と内容

(1) 公園・緑地の充実

地域(校区)間及び、住区基幹公園(街区・近隣・地区)の整備状況を勘察し、計画的に公園整備を行います。

災害時における一時避難地として、防災機能を有する防災公園の施設充実を図ります。

公園等の維持管理については、外部委託による管理体制の充実や市民の自主的な管理活動の支援など、公園管理の充実を図るとともに、公園を大切にする意識の啓発に努めます。

主な取組み

- ・公園等の整備
(新八代駅周辺公園、万葉の里、本町緑地、日奈久多目的広場など)

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市民1人あたり公園面積	5.5㎡	6.0㎡



- みんなで公園を大切にし、快適な空間づくりを心がけましょう。
- 親しみやすい公園になるように、利用方法を提案しましょう。

第4項 上水道の充実

地域の状況を踏まえ、いつでも安心しておいしい水が飲めるよう水道施設整備等を計画的にすすめ、水の安定供給と経営の健全化に努めます。

現況と課題

本市には、水道局所管と八代生活環境事務組合所管の2つの水道事業と主に山間部を給水区域とする簡易水道事業があり、平成18年度末で66,712人、市民の49.4%が利用しています。

なお、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町の水道事業については、八代生活環境事務組合が事業の経営を行っています。(平成18年度末で給水人口20,802人、給水区域内普及率79.6%)

水道事業(水道局所管)

平成18年度末で給水人口39,516人、給水区域内普及率54.7%で、過去5年間で2.6%の微増にとどまっています。これは、給水区域内の給水量は十分確保されていますが、給水区域は、地下水に恵まれているため、自家用井戸の利用が多いことに起因しています。

給水区域内には配水管未整備地区がありますが、地区住民からの要望が少ないため、積極的に整備していくには経営上の問題があり、また、既設水道施設には老朽化が進んでいるものもあるため、安全でおいしい水を安定して供給するには今後計画的に更新していく必要があります。

簡易水道事業

簡易水道事業は、平成18年度末で給水人口5,547人、施設44箇所を有しており、市域の約70%を山間森林地帯が占めることから上水道では対応できない地域も多く、簡易水道事業の果たす役割は大きいものがあります。

また、既に整備されている簡易水道等施設においても老朽化による漏水や環境の変化に伴う水不足等により、住民生活に最も必要なライフラインである水道に多大な影響を与えています。

水道経営を取り巻く環境は、事業地域内の人口の減少、それに伴う収益の減少、老朽化した施設の更新のための費用の増大など一段と厳しい状況です。

市民に良質な水道水を安定的に供給するため、計画的な施設の改良・整備を行うことが必要です。

【給水状況の推移(水道事業：水道局所管)】

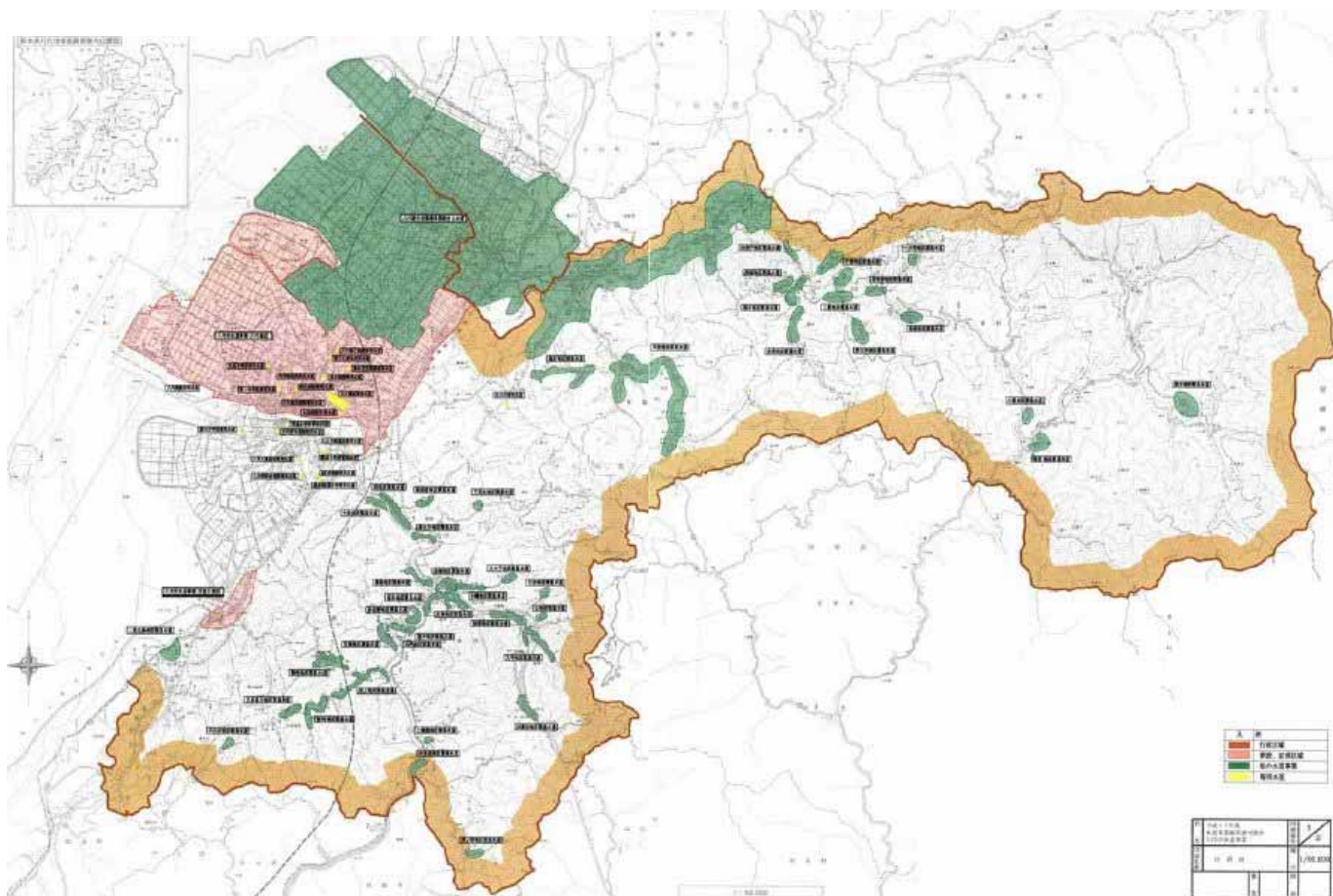
区分 年度	給水区域内 人口(人) A	給水人口 (人) B	給水区域内 普及率(%) B/A	総配水量 (千㎡) C	有収水量 (千㎡) D	有収率 (%) D/C	給水収益 (千円) E
平成14年度	73,137	38,657	52.9	3,855	3,442	89.3	428,126
15年度	72,856	38,895	53.4	3,870	3,421	88.4	425,629
16年度	72,684	39,214	54.0	3,896	3,453	88.6	430,008
17年度	72,714	39,485	54.3	4,080	3,621	88.8	450,517
18年度	72,196	39,516	54.7	4,027	3,603	89.5	449,494

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

【給水状況の推移（簡易水道事業）】

年度	区分	給水区域内人口(人) A	給水人口(人) B	給水区域内普及率(%) B/A	使用料調停額(千円) C	使用料収納額(千円) D	収納率(%) D/C
平成14年度		6,943	6,126	88.2	56,240	56,055	99.7
15年度		6,865	6,080	88.6	53,788	53,448	99.4
16年度		6,171	5,919	95.9	54,088	53,771	99.4
17年度		5,856	5,622	96.0	55,866	55,539	99.4
18年度		5,847	5,547	94.9	56,672	56,249	99.3

【上水道及び簡易水道給水区域図】



具体的な施策と内容

(1) 水の安定供給

水道事業（水道局所管）

地元の要望及び下水道整備計画に併せて給水区域内配水管未整備地区の配水管布設を計画的にすすめ、普及率向上に努めます。

幹線配水管の二重化整備及び耐震化を積極的にすすめ、新駅周辺等の新たな水需要、非常時における安定給水及び幹線老朽管更新対策を図ります。

既設老朽配水管については、計画的な漏水調査及び更新を行い、有収率の向上に努めます。

今後更新時期を迎える水源等施設についても計画的な更新をすすめます。

主な取組み

- ・水道施設の整備及び維持管理の推進

簡易水道事業

災害などに強い水道施設の整備を推進するとともに、水需要増に対応できる水源の確保や水源の水質保全に取り組みます。

上水道の整備が困難な地域を中心に、簡易水道事業により未普及地域の解消に取り組みます。

施設の老朽化等改良を必要とする施設については、今後も国の補助等を活用し年次計画により積極的に改良をすすめます。

節水・再利用など適正かつ合理的な水利用の推進に努め、施設の統合により維持管理費等の軽減を図ります。

安全な飲料水を確保するため、地区住民と協力して簡易水道の普及に努めます。

主な取組み

- ・水道未普及地域の解消
- ・簡易水道の再編の推進

(2) 水道経営の健全化

水道事業（水道局所管）

水道料金の見直し、広告収入の導入等収益の増加を検討するとともに、業務委託の拡大等、尚いっそうの経費節減に努めます。

施設整備に関して経営への影響を考慮しながらすすめていくなど、合理的かつ効率的な水道事業の経営に努めます。

簡易水道事業

簡易水道事業の健全化を図るため、アウトソーシングを含めた適正な施設の維持管理による漏水等防止、その他維持管理業務の効率化など全体的な事業の見直しを行います。

適正な維持管理及び老朽化による施設の更新や整備事業を計画的に推進するため、使用料金等の適正な見直しを行います。

施策成果の主な指標

	指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
水道 水道局所管	給水区域内普及率 (給水人口/給水区域内人口) × 100	54.7%	60%
	有収率 (有収水量/給水水量) × 100	89.5%	90%

	指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
簡易水道	給水区域内普及率 (給水人口/給水区域内人口) × 100	94.8%	96.0%
	収納率 水道使用料の調定額に対して収納額の割合	99.3%	99.5%



- 上水道が利用できる人は、進んで利用しましょう。
- 水の大切さを知り、無駄使いをなくしましょう。

第5項 下水道の充実

公共用水域の水質保全や浸水防除をすすめるため、下水道の整備や維持・管理を行うとともに、処理施設整備・充実を図ります。

現況と課題

本市の下水道事業は、平成18年度末現在で、八代処理区、八代東部処理区、千丁処理区及び鏡処理区の4処理区が下水道処理区域となっており、普及率^{注1}は約33.5%、水洗化率^{注2}は約69.4%となっています。

家庭の生活排水による球磨川・氷川・八代海などの公共用水域の水質保全や快適な市民生活の向上のために、地域に合った下水道整備を推進する必要があります。

浸水防除については、都市化の進展により雨水の浸透及び保水力が低下し、豪雨時などに浸水被害が発生しています。

排水路等の改良やポンプ場の施設整備により浸水地域を解消させ、浸水被害から市民生活を守る必要があります。

注1 市全体のひとのうち、下水道整備が終了し、下水道が利用できる人の割合

注2 下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合

【八代市公共下水道事業計画】

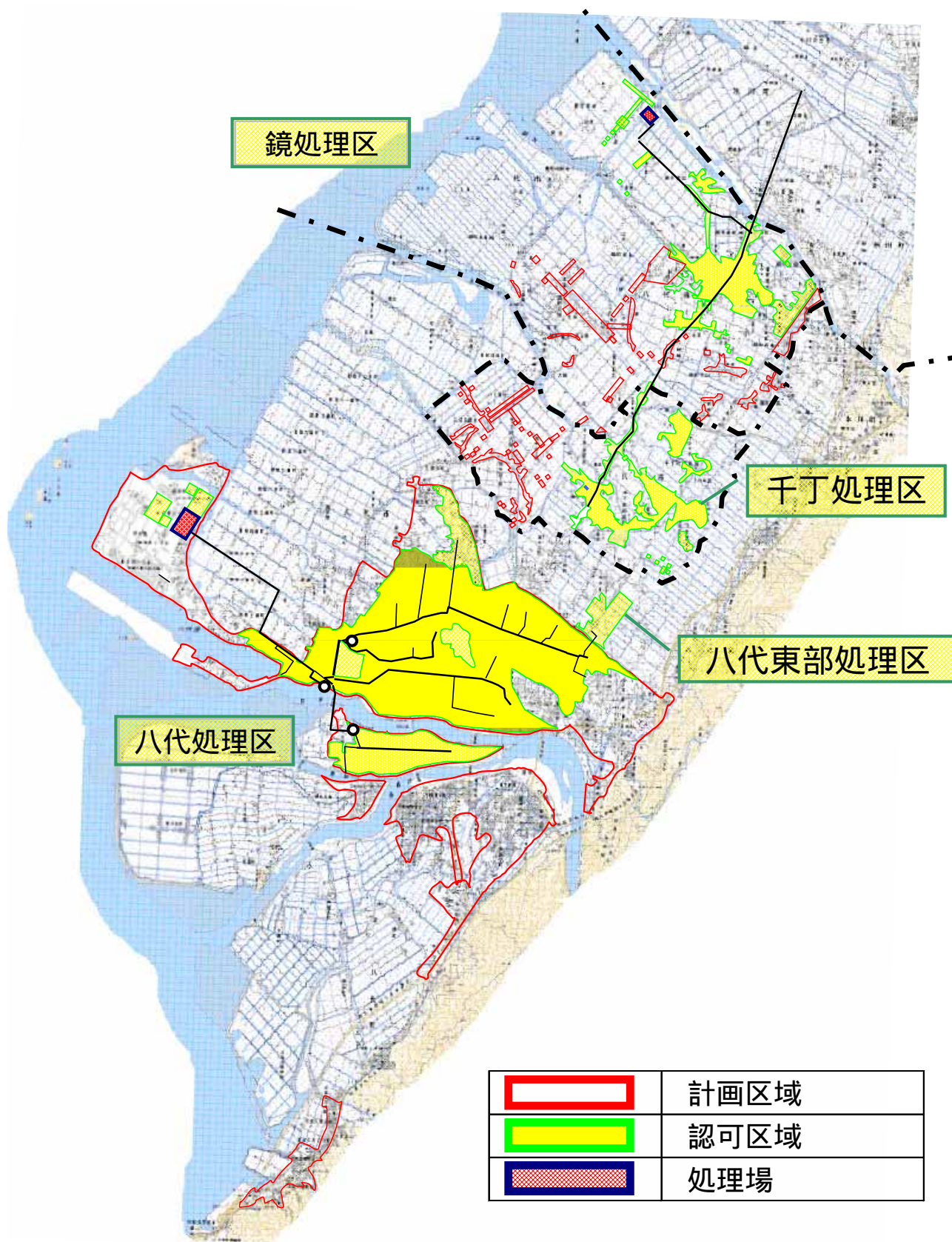
項目		市全体	八代処理区	八代東部処理区	千丁処理区	鏡処理区
全体計画	面積	3,118 ha	2,450 ha	49 ha	212 ha	407 ha
	人口	102,300 人	80,000 人	2,000 人	7,000 人	13,300 人
認可計画	面積	1,557 ha	1,185 ha	49 ha	136 ha	187 ha
	人口	65,400 人	49,300 人	2,000 人	5,700 人	8,400 人

【八代市公共下水道事業状況表（平成19年3月31日現在）】

項目		市全体	八代処理区	八代東部処理区	千丁処理区	鏡処理区
行政区域	面積	68,024 ha	14,685 ha	- ha	1,118 ha	2,824 ha
	人口 (A)	137,599 人	103,862 人	- 人	7,157 人	16,074 人
認可区域	面積	1,557 ha	1,185 ha	49 ha	136 ha	187 ha
	人口 (B)	61,545 人	48,195 人	292 人	5,203 人	7,358 人
雨水共用開始区域	面積	433 ha	433 ha	0 ha	0 ha	0 ha
	人口 (C)	18,956 人	18,956 人	0 人	0 人	0 人
污水供用開始区域	面積	1,126 ha	863 ha	0 ha	123 ha	141 ha
	人口 (D)	46,136 人	35,772 人	0 人	4,922 人	5,442 人
普及状況	水洗化人口 (E)	32,011 人	26,141 人	0 人	2,810 人	3,060 人
	下水道普及率 (D/A)	33.5 %	34.4 %	0.0 %	68.8 %	33.9 %
	水洗化率(人口) (E/D)	69.4 %	73.1 %	0.0 %	57.1 %	56.2 %

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

【八代市公共下水道計画図】



具体的な施策と内容

(1) 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全

下水道計画区域のうち、未整備区域の整備を推進します。
 整備済みの区域では適正な維持・管理を行い、市民の下水道接続を促進します。
 既存の水処理センター・中継ポンプ場の改築などにより、確実に安定した機能を持つ施設の整備を行います。

主な取組み

- ・ 公共下水道（汚水）の整備普及
- ・ 水処理センター施設の整備
- ・ 中央中継・松崎中継ポンプ場施設の整備

(2) 市街地における浸水防除

排水路の改良や雨水幹線管渠の整備、ポンプ場の施設整備（新設及び改築）を行うなど、浸水防除を行います。

主な取組み

- ・ 市内一円の都市下水路の整備
- ・ 公共下水道（雨水）の整備
- ・ 野上・中央ポンプ場施設の整備

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
下水道普及率（人口比）	33.5%	40%
下水道水洗化率（人口比）	69.4%	75%



- 下水道が利用できる人は、進んで利用しましょう。
- 水質保全について理解しましょう。

第6項 魅力ある都市（市街地）形成

中心市街地や新幹線駅周辺、既成市街地など、地域特性を踏まえた整備、開発許可制度の適切な運用などをすすめ、安全で快適な市街地環境を形成します。

現況と課題

中心市街地は、生活利便施設などがコンパクトに集約され、下水道などの基盤整備も進んでいます。しかし、昔ながらの町割りを残したまま発展しているため、道路幅が狭く、一方通行も多いなど歩行者や自転車等の安全性が危惧されています。また、中心商店街へのアクセス性にも乏しい状況で空洞化による衰退が顕在化しています。

中心商店街へのアクセス性や来街者の回遊性を向上させるための市街地の整備改善が求められ、便利で暮らしやすいコンパクトなまちづくりの推進を図るため、空き地、空きビル等を活用し、街なか居住の促進を図る住宅等の供給が求められています。

本市では、土地区画整理事業が12地区(305ha、うち3地区は事業中)で行われ、良好な市街地が形成されていますが、郊外では、基盤整備が遅れ無秩序な宅地化が進んでいる地域が見られるため、乱開発の防止が必要となっています。

また、それぞれの地域で人口減少など、活力の低下が見られます。そのため、各地域の持つ特性を活かし、創意工夫を凝らしたまちづくりによる市街地の再生が求められています。

九州新幹線の新八代～鹿児島中央間の部分開業にともない新八代駅が新設され、周辺地域を含めた整備が進んでいます。九州新幹線は平成23年に全線開業する予定となっていることから、広域交流拠点として新八代駅周辺の拠点機能の充実が求められています。

魅力ある市街地を形成するために、都市景観の果たす役割はますます重要となっています。また、個性あふれる景観の整備や地域レベルでの住環境の整備が望まれています。

【土地区画整理事業の実施状況】

事業名	事業主体	事業期間 (年度)	事業面積 (ha)
太田郷	市	S16～S27	17.0
野上	組合	S27～S33	66.9
植柳第一	市	S32～S45	3.6
麦島第一	市	S34～S56	54.5
八の字	組合	S43～S55	19.9
八の字西	組合	S44～S55	2.6
北部	組合	S46～S56	58.9
古城	共同	S54～S58	5.7
松高	組合	S55～S62	19.5
球磨川駅	市	H3～H20	11.3
八千把	市	H12～H27	44.0
大村橋周辺	市	H16～H21	0.9
合計			304.8

具体的な施策と内容

(1) 中心市街地の基盤・施設整備

中心市街地活性化基本計画に基づき、防災機能を持ちイベント等に活用可能な広場、自転車・歩行者専用道路と親水機能を持つ堤防、歩車分離によって安全性が確保された道路、歩道のバリアフリー化、相互通行を可能にする道路の拡幅などを行います。また、中心市街地における街なか居住の促進を図るため、住環境の整備及び優良な共同住宅の供給を支援のための事業に取り組みます。

都市機能の集積を図るため、中心市街地に不足している都市機能を導入する施設の立地及び空きビル等の再生を支援する事業を検討します。

主な取り組み

- ・ 中心市街地へのアクセス強化
- ・ 街なか居住の促進
- ・ 歩道のバリアフリー化
- ・ 水辺のプロムナード事業
- ・ 本町緑地再生事業

(2) 良好な市街地の整備

安全で快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業等の推進を図ります。また、道路や公園、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図り、それぞれの地域の既成市街地の魅力向上に取り組みます。

民間による良好な市街地整備のための開発許可制度の適切な運用を図り、個性的で魅力ある市街地を形成するため、再開発の促進に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 土地区画整理事業（八千把地区、球磨川駅地区）の推進

(3) 広域交流拠点の整備

新八代駅周辺の道路や公園などを整備するとともに、商業施設などの民間施設の立地を促進することにより、拠点機能の強化を図ります。

主な取り組み

- ・ 新八代駅周辺の整備（広域交流地域振興施設の整備等）

(4) 都市景観の形成・向上

都市景観の重要な要素である道路、橋梁、建築物などの都市施設の整備に当たっては、機能性ととも形態や色彩の規制・誘導を行います。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
八千把地区土地区画整理事業進捗率	21.4%	77%
中心市街地居住促進事業における住宅供給戸数	0戸	50戸



- 土地区画整理事業や開発許可制度について理解しましょう。
- 家を建てるときに、色や形が周りになじむようにしましょう。

第1項 防災・消防体制の整備

災害に対応するための備蓄品や資材の配置、消防車両や防火水利の維持・管理などをすすめるとともに、市民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持つため、自主防災組織の設立や防災訓練などに取り組みます。

現況と課題

近年、全国各地で地震や集中豪雨による自然災害が多発しており、本市においても沿岸部は海拔0メートル地帯が広がっているため河川の氾濫や台風による高潮発生のおそれがあり、また、山間部では崖崩れなどの土砂災害が発生しています。さらに、布田川・日奈久断層が市域を縦断しており、震災に対する不安もあります。

一方で、防災を取り巻く状況として、高齢社会の到来による災害時要援護者の増加や都市化の進展によるコミュニティ意識の低下、ライフラインへの依存度の高まりなどの問題も見られます。

このような中、災害時に住民同士が助け合うことにより、地域の防災力を高めるために、自主防災組織の結成をすすめています。市内における結成率は、全国平均67%（H.19.3月末）に達していない状況です。

さまざまな災害による被害を最小限にとどめるための情報伝達手段の整備やハザードマップの配付により、防災基盤の整備や防災体制の充実が求められています。

地域防災の担い手である消防団員は、定員2,605人に対して、実員2,496人（H.19.4.1）であり、充足していない状況です。

また、各分団に配備している動力ポンプや消防車両なども老朽化しているものについては、消火活動に支障がないよう随時更新していく必要があります。

本市における救急出場件数は、年々上昇傾向にあるため、救急救命に携わる消防職員の人材確保や救急医療機関との連携による搬送体制の充実を促進していく必要があります。

【自主防災組織結成状況(平成19年3月末)】

地区	組織数	加入世帯数
本庁管内	52	21,631
坂本支所管内	15	429
千丁支所管内	12	1,697
鏡支所管内	23	4,961
東陽支所管内	2	70
泉支所管内	0	0
計	104	28,788

【出火件数及び救急出場件数】

年度	火災	救急
平成14年度	62	4,157
平成15年度	48	4,392
平成16年度	77	4,576
平成17年度	75	5,020
平成18年度	68	4,884

資料：八代広域行政事務組合消防本部

具体的な施策と内容

(1) 防災意識の高揚 重点プロジェクト5

地震災害、風水害に対しては、防災関係機関の協力を得て総合的な訓練を行うなど、災害の防止及び防災に対する市民の意識を啓発します。

住民参加による防災訓練を校区ごとに実施し、地域ぐるみでの防災体制を確立します。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を育むため、自主防災組織の設立を支援するとともに、地域の防災リーダーの育成に努めます。

主な取り組み

- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 住民参加型防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の結成促進

(2) 防災基盤・体制の充実 重点プロジェクト5

地域防災計画をもとに、災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定め、計画に沿った防災基盤の整備や体制の強化に努めます。

防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを最大限利用し、的確な情報提供に努めるとともに、防災資機材や非常食の備蓄を促進し、被災者の生命の安全とその生活の安定を図ります。

球磨川をはじめとした市内河川の破堤・氾濫等の浸水情報及び避難に関する情報を市民にわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを目的に洪水・高潮ハザードマップを作成します。また、併せて土砂災害の危険箇所も掲載します。

主な取り組み

- ・ 防災行政無線の整備・統合
- ・ 防災備蓄倉庫の整備充実
- ・ 洪水・高潮ハザードマップの作成

(3) 消防力の充実

消防車両や防火水利などの整備、補修など、施設や設備のハード整備を行うとともに、それを運用する消防団の支援・育成を行うなど、消防力の総合的な向上を図ります。

特に、地域の防災力を担う消防団員の確保策として、女性団員の入団促進や特定の活動にのみ参加する機能別団員制度の導入などをすすめます。

また、常備消防力の充実を図るとともに、常備消防と消防団との協力体制の強化に努めます。

主な取り組み

- ・ 消防団施設設備の整備
- ・ 防火水利（防火水槽・消火栓等）の整備
- ・ 消防団員の確保及び育成

(4) 救急体制強化の促進

救急出場件数の増加に伴う救急隊の充実、高度救命処置用器材整備の促進を図ります。また、傷病者の救命効果の向上を図るため、市民による適切な応急手当が実施されるよう普及啓発を促進します。

人命尊重を基本として、関係機関と協議しながら、救急患者受け入れ体制の充実が図られるよう促進します。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
住民参加型防災訓練 市内全域（全小学校区）で実施	7箇所	21箇所
自主防災組織結成率 市内全世帯数に対する結成世帯数の割合	57%	75%
防災備蓄倉庫(備蓄品)の配備箇所 市内全域（全小学校区）をカバーするための備蓄品を配備する箇所数	9箇所	15箇所



- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 地域で自主防災組織を設立し、みんなで災害から身を守りましょう。
- 消防団への加入及び消防団活動への理解と協力を深めましょう。

第2項 危機管理体制の強化

自然災害以外のさまざまな危機事態から市民の生命や財産を守るため、国民保護計画や危機管理指針に基づき、危機管理体制の強化に努めます。

現況と課題

本市では、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、平成18年度に「八代市国民保護計画」を策定しました。計画では、武力攻撃や大規模テロなどが発生したときに市民の生命・身体・財産を保護するための措置について定めています。平成19年度には職員行動マニュアルを作成し、国民保護措置実施の際の職員の行動指針を定めました。今後は、計画に基づき、市における組織・体制の整備等を図る必要があります。

また、平成19年度には、「八代市危機管理指針」を策定するとともに、個別の危機事態に対応するマニュアル等を作成し、あらゆる危機事態に対応する体制の整備をすすめてきました。それを基に市の総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を図る必要があります。

具体的な施策と内容

(1) 危機管理指針・計画等の整備

国民保護計画や職員行動マニュアルにもとづき、市職員や消防団員への訓練や研修を実施し、国民保護措置の実施に必要な組織・体制の整備充実を図るとともに、関係機関との連携体制の整備、市民への出前講座などによる国民保護に関する周知・啓発を行います。

危機管理個別対応マニュアルの見直しや新たな事態に対するマニュアルを作成し、職員の危機意識の高揚と継続を促し、あらゆる危機事態に対応する体制の整備充実を図ります。

主な取組み

- ・国民保護訓練の実施（国民保護関係）
- ・個別対応マニュアルの更新（危機管理関係）



- もしもの事態に備えて、身の安全を守るための知識を深めましょう。

第3項 洪水・崖崩れ防止対策の促進

市民の安全な生活を確保するため、地すべり対策の促進や河川改修を実施します。

現況と課題

本市の山間部においては、地形が急峻であるため、急傾斜崩壊危険箇所、地すべり危険箇所が多く点在しており、市民の安全な生活を確保するために計画的な治山事業が必要です。また、土石流危険渓流箇所が440箇所あり、豪雨による土石流の発生に対する不安もあります。

八代海沿岸の地域の大半が干拓地となっており、台風などの風水害によって高潮や洪水の被害を受けています。

このように、梅雨や台風の豪雨時においても、干拓地や河川沿岸などの水辺に住む市民が安心して暮らせる環境整備が求められています。

具体的な施策と内容

(1) 土砂災害防止の促進

土石流が発生する恐れの高い場所、山間地帯における急傾斜地崩壊・地すべりなど危険箇所の対策事業の促進を図ります。

主な取組み

- ・急傾斜地崩壊対策、地すべり対策、土石流防止対策などの促進

(2) 洪水防御の促進

河川においては、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修を行い、海岸や河口部においては、高潮対策事業など堤防の保全・整備を促進します。

主な取組み

- ・河川改修、高潮対策などの促進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
急傾斜地事業整備率 熊本県八代地域振興局工務課調べ	23%	25%
地すべり対策事業整備率 熊本県八代地域振興局工務課調べ	69%	71%



- 身の回りにある洪水・崖崩れの危険箇所をチェックしましょう。
- 防災情報のチェックや早目の避難を行いましょう。

第4項 防犯の推進と安全な消費生活の確保

犯罪を未然に防止するために、地域が一体となった防犯活動を推進します。また、消費者問題に対する相談窓口を強化するとともに、被害に遭わないための啓発活動を推進します。

現況と課題

県内における刑法犯認知件数は減少傾向にあります。犯罪発生件数は依然として高い状況にあります。この刑法犯の約7割を占めているのが、駅、公園、路上等において発生する「街頭犯罪」及び空き巣狙い等の「侵入犯罪」です。これらの犯罪には、地域住民の連帯や相互扶助によって発生を抑止できるものが多くあります。犯罪を未然に防止するためには、警察との連携を強化するとともに、自主防犯などの地域活動の強化や防犯団体などの結成・育成を促進し、地域ぐるみの防犯活動を展開していく必要があります。

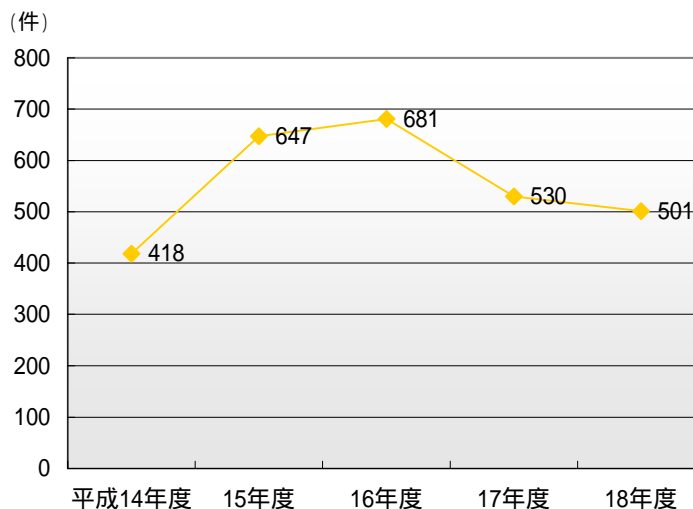
また、近年、コンピューターやインターネットを利用した数々のサイバー犯罪が発生するなど、犯罪の手口も巧妙・多様化していることから、犯罪情報の提供も必要となっています。

近年、悪徳商法や架空請求などによる消費者問題が深刻化しています。このようなトラブルから消費者を保護するために、消費者基本法に基づき、相談対応並びに情報提供や消費者意識の啓発に努めていますが、悪徳商法などの手口も年々巧妙化しており、未だ消費者がトラブルに巻き込まれる問題が後を絶ちません。

そのような中、消費者にとって、悪徳商法などに惑わされないための消費生活の基礎知識、法律・制度などの専門知識の取得や早期段階での相談などが必要とされています。

消費者被害の防止と迅速な解決を図るため、消費生活に関するあらゆる相談に対応できる『消費生活相談』を市民相談室に設置していますが、今後、更に相談窓口の活用について、広報・啓発を行っていく必要があります。

【消費者相談件数】



具体的な施策と内容

(1) 防犯対策の推進

市民が安心して暮らせる犯罪のない明るい地域づくりをめざし、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、関係機関や関係団体、地域社会との連携により、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

夜間の犯罪を防ぐため、地域と連携し防犯灯整備のための設置補助をすすめます。

主な取組み

- ・防犯灯設置費の補助
- ・自主防犯組織（校区パトロール隊）の育成

(2) 消費者意識啓発の推進

多様化・複雑化する消費生活に適切に対応できる消費者育成をめざして、消費者意識の高揚と知識の普及のための広報活動や講演会などの啓発事業を推進します。

主な取組み

- ・消費生活講座講師派遣事業
- ・消費生活講演会の開催

(3) 消費生活相談の充実

常設の相談窓口として市民相談室における『消費生活相談』を実施するとともに、年1回弁護士による消費生活特別相談を実施します。

近年増加している高齢者等の被害防止のため、身近な相談員の育成に努めます。

主な取組み

- ・消費生活特別相談の実施
- ・身近な相談員育成セミナーの開催

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
身近な相談員育成セミナー受講者数	人	50人



- 地域が一体となって防犯対策を行い、安心・安全なまちづくりをすすめましょう。
- ふだんから消費生活の基礎知識、法律・制度について関心を持ちましょう。
- 被害に遭ったら、早目に消費生活相談窓口にご相談しましょう。

第5項 交通安全対策の推進

交通事故を減らすために、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図ります。

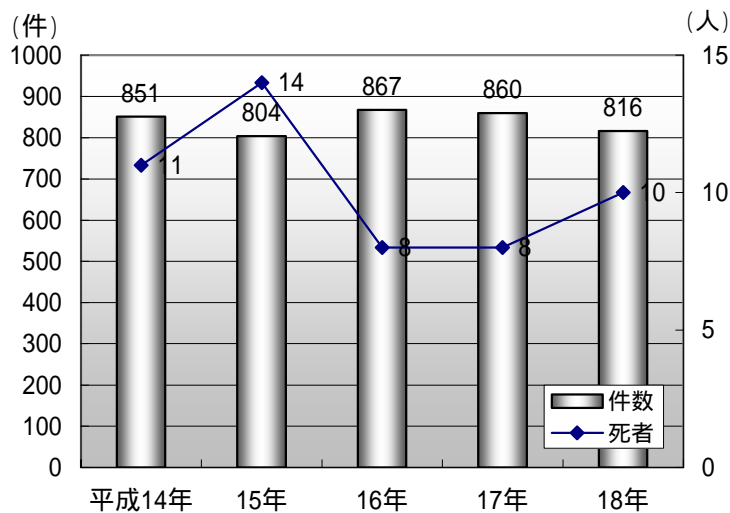
現況と課題

車社会の急速な発展は、便利さをもたらす一方で、交通事故や交通渋滞など市民生活へ及ぼす影響は年々大きくなっています。本市においては、事故件数はここ数年減少傾向にありますが、発生件数は、未だ多い状況にあります。特に、近年では飲酒運転による事故が大きな社会問題となっており、飲酒運転撲滅への取り組みを市民一体となつてすすめる必要があります。

また、高齢者を取り巻く事故の割合が高水準で推移していることから、高齢者への交通安全意識の啓発は大きな課題となっています。交通事故を未然に防ぎ、市民を生命の危険から守るために、市民一人一人が交通安全に心掛けるように意識を啓発していく必要があります。

道路においては車両等の増加に伴い、交通事故が多発しています。事故の発生を未然に防止し、歩行者、車両等の通行の安全を確保するため、交通安全施設の整備は喫緊の課題であり、継続的に取り組んでいく必要があります。

【交通事故発生件数の推移】



具体的な施策と内容

(1) 交通安全運動の推進

交通事故から市民を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守・正しい交通マナーの向上を推進します。

幼児から高齢者まで、それぞれの年齢段階に応じた交通安全に対する正しい知識を習得するために交通安全教室を随時開催し、交通安全教育を推進します。

交通指導員による登下校時の交通指導や全国交通安全運動を中心とした街頭での啓発活動など、交通安全意識の高揚に努めます。

主な取り組み

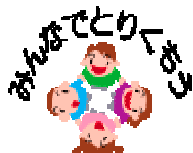
- ・交通安全意識の高揚
- ・交通安全教室の実施

(2) 交通安全施設の整備

歩行者、車両等の交通の安全を確保するため、危険箇所等の定期的な調査を行い、交通安全施設の整備に努めます。

主な取組み

- ・交通安全施設の整備推進



- 市民一人一人が交通ルールやマナーを守り、交通事故ゼロをめざしましょう。

第1項 便利で快適な交通基盤整備

幹線道路及び生活道路の整備や維持管理によって、自動車だけでなく、歩行者や自転車も快適に移動できるような交通環境を形成します。

九州新幹線や南九州西回り自動車道の整備促進に努めるとともに、JR 在来線や肥薩おれんじ鉄道、路線バスの利用促進に向けた取り組みを行います。

現況と課題

本市の道路網は、九州縦貫自動車道、国道3号及び南九州西回り自動車道などの広域幹線と、県道八代港線や都市計画道路などの地域幹線を軸とし、市道などにより形成されています。しかし、近年の自動車の増加と大型化・重量化などにもない、安全で円滑な通行に支障が出ています。

市道については、市民生活に密着した道路であることから、道路を良好な状態に保ち、円滑な道路交通の確保と沿道の生活環境を保全することが重要な課題となっており、広域交通網としては、整備中の南九州西回り自動車道や九州新幹線の全線開業に向け整備が求められています。

また、都市計画道路などの幹線道路については、広域的な地域間の連携や都市の均衡ある発展のため、整備を推進することが課題となっています。

本市では、日常生活において自転車利用率が高いという特性がありますが、自転車が快適に通行できる空間が少なく、歩行者との接触事故や駐輪場不足など問題もあり、路上駐車は自転車と歩行者の通行の支障となります。

交通基盤整備、自転車と歩行者の安全性と利便性を確保するとともに、潤いと安らぎを与える公共空間を創出することが求められています。

市の公共交通機関としては、九州新幹線鹿児島ルート（新八代～鹿児島中央間）の他に JR 鹿児島本線、JR 肥薩線、肥薩おれんじ鉄道及び路線バスがありますが、公共交通事業者の経営は、利用者の減少などにより、厳しい状況となっています。また、地域住民の通勤・通学・通院など日常生活に欠かせない交通手段であり、今後、高齢化が進むなか、交通弱者の主要な移動手段として位置づけられていくものと予想されます。

公共交通機関は、沿線地域の振興を図る上でも重要な役割を果たすため、効果的な活用法策を検討する必要があります。

具体的な施策と内容

(1) 地域・広域交通網の形成 重点プロジェクト2

地域間の交流連携強化、産業・観光の振興、災害時における広域的な避難路確保及び道路の効率化における高速・高規格道路の有効活用を図るため、南九州西回り自動車道の早期全線開通の実現に向けた活動を推進します。

都市の均衡ある発展に寄与する南部幹線・西片西宮線などの都市計画道路や幹線市道の整備を計画的にすすめるとともに、国・県道の整備を促進します。

生活道路、新八代駅周辺道路や地域道路などの市道の道路改良、舗装、交差点改良、橋梁維持及び自転車・歩行者の公共空間等の整備の充実を図ります。

生活道路の利便性、安全性の向上を図るため、道路舗装、側溝及び橋梁等の維持管理を推進します。

沿線都市並びに関係機関との連携調整を図り、九州新幹線鹿児島ルート（博多～新八代間）の早期完成を促進します。また、八代・天草架橋や八代海沿岸道路の早期実現に向けた活動の推進や南九州西回り自動車道の整備を促進します。

主な取組み

- ・都市計画道路の整備（南部幹線、西片西宮線、八の字線）
- ・道路ネットワークの整備（（仮）南北アクセス道路、（仮）東西アクセス道路、国道、県道）
- ・道路の適切な維持管理及び改良の推進
- ・橋梁長寿命化のための修繕事業
- ・八代・天草架橋構想の推進
- ・八代海沿岸道路構想の推進
- ・南九州西回り自動車道の整備促進

(2) 魅力ある交通環境の整備・改善

高齢者や障がい者に配慮した歩道整備や周辺の自然環境と調和した道路整備をすすめ、市民がうるおいと親しみを感じる交通環境の整備をすすめます。

回遊性のある自転車歩行者専用道路の整備や潤いを与える街路樹の整備、駐車場・駐輪場の管理などの自転車と歩行者のための魅力ある交通環境の形成に努めます。

県道八代鏡宇土線の大村橋周辺については、周辺宅地の区画整理を同時に行いながら、変則交差点の改良を推進します。

肥薩おれんじ鉄道については、熊本県と沿線市町、商工団体、観光協会等関係機関との連携により、利用促進方策や地元の支援体制づくりを推進するとともに、肥薩おれんじ鉄道利用促進のための乗車運動の展開や、沿線地域への入り込み客が増加するための観光振興策を展開します。

路線バスについては、市民のニーズを把握し、利用しやすい運行形態・路線の再構築を行い、利用者の増加を図るとともに、利用ニーズの少ない路線については代替策も含め見直しをすすめます。

主な取組み

- ・大村橋周辺土地区画整理事業
- ・市営駐車場の管理
- ・地方バス運行等特別対策の補助

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
都市計画道路（南部幹線、西片西宮線、八の字線）進捗率 計画決定路線の供用開始率（56,329m / 79,300m）	71.0%	72.5%



- みんなが安全に道路を通行できるように協力しましょう。
- 電車・バスなどの公共交通機関を利用しましょう。

第2項 港湾の充実

八代港、日奈久港、鏡港において、港湾機能の強化や適切な管理を行うとともに、緑地の整備やイベントの開催などにより、市民に親しまれる港づくりを推進します。また、八代港の利用促進に向けたPR活動を展開します。

現況と課題

八代港は、昭和34年に重要港湾の指定を受けた熊本県が管理する県下最大の港湾です。九州各地のほとんどを直線で150km範囲で結ぶ位置にあり、さまざまな物資を「安く早く運ぶ」ことが可能であり、中九州の物流拠点として経済・産業活動に重要な役割を果たしています。平成18年度には、既存のコンテナ国際定期航路が中国方面まで延伸され、さらに平成19年度には、水深14m岸壁とそれに係る泊地・航路が新規着工が決定したことで国際物流拠点としての飛躍が期待されています。

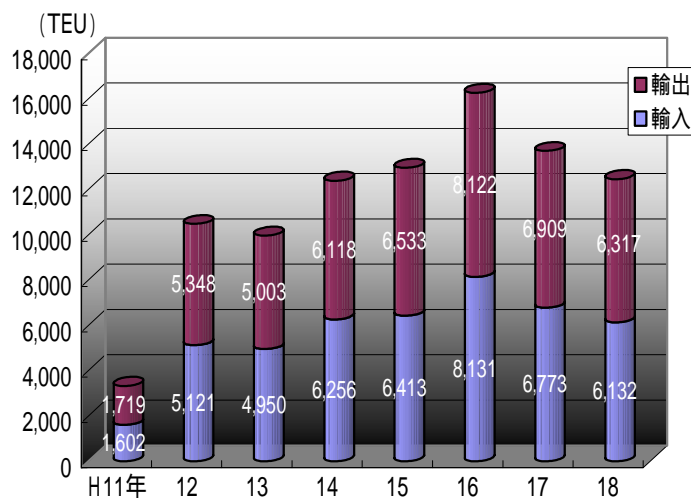
このように、八代港は工業港として発展していますが、市民が親しめる場や機会が少ない状況で、イベントの開催や市民が親しみの持てる港としての整備・PR活動がより一層求められています。

日奈久港及び鏡港は、八代市の管理する地方港湾です。両港は、主に地域漁業や一般の遊漁船の拠点としての役割を担っており、港湾機能のより良い維持管理を行うことが求められています。

特に、日奈久港は港湾機能に必要な施設が不足し既存施設の老朽化も進んでおり、新たな港湾機能の整備・強化が求められるとともに、日奈久温泉地域と連携した整備が期待されています。

また、鏡港については、近年航路の埋塞が著しいことから、漁船および一般の遊漁船などの安全な航行を確保する必要があります。

【コンテナ貨物取扱実績の推移】



具体的な施策と内容

(1) 港湾の機能充実 重点プロジェクト1

国際貿易港八代港については、港湾計画に沿った整備や既存施設の補修・改良を促進します。

日奈久港については、防波堤等の施設を整備し、背後地の安全性の確保に努めます。また、新港航路切替に伴う簡易航路標識を設置することによって、港湾機能の充実を図ります。鏡港においては、航路浚渫等を行い、港湾機能の充実を図ります。

日奈久港及び鏡港においては、棧橋等の効果的な活用が図られるよう無許可の船舶係船に対する指導・改善を行い、限られたこの港湾機能の充実を図るとともに、港湾区域内の清掃・美化に努め良好な維持管理を行います。

主な取組み

- ・八代港振興事業
- ・日奈久港の港湾改修及び鏡港の港湾整備
- ・八代港 - 14m岸壁の整備促進

(2) 八代港の利用促進

八代港の利用促進を図るため、熊本県と連携し、集荷活動や情報提供、定期航路の誘致などの取り組みを経済団体や市が協力して行います。

インターネットをはじめとする各種広報媒体を用いてPR活動に努めます。

主な取組み

- ・八代港ポートセールス事業の推進

(3) 親しまれる港づくり

八代港では、海事官公庁や港湾関係団体等と一体となったイベントの開催により、市民が港に親しむ機会を提供します。

日奈久港では、地域住民や港湾利用者のための親水性のある緑地を整備します。

主な取組み

- ・みなと八代フェスティバルの開催
- ・日奈久港の港湾環境整備

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
八代港 - 14m岸壁の整備 - 14m岸壁の整備目標年度	- 12岸壁 1バース	- 14岸壁 1バース
八代港のコンテナの取扱量	12,449 TEU	16,500 TEU
日奈久港・鏡港船舶係船の指導・改善	63%	85%

バースとは、船舶が接岸する岸壁のことで1バースは1隻接岸できるだけの延長を示す。

TEUとは、海上コンテナの数量を20フィートコンテナに換算して表す標準的な単位。



- みなと八代フェスティバル等に参加し、港に親しみましょう。
- インターネットなどから情報を得て、
八代港についてもっと知りましょう。

第1項 情報基盤の整備

情報通信の地域間格差を解消するため、携帯電話やブロードバンド関連施設の整備を促進します。

現況と課題

国が推進している高度情報化施策により、日本ではインターネットの爆発的な利用拡大、高速・超高速の通信サービスの普及が進み、また高機能の携帯電話や電子商取引の環境整備及びその飛躍的拡大等、利活用が図られてきています。しかしながら、本市においては、携帯電話の不通話地域やブロードバンド・サービスの未提供地域があるなど、地域間の情報通信格差の是正やブロードバンド環境の整備が行われていない地域（「ブロードバンド・ゼロ地域」）の解消に取り組む必要があります。

具体的な施策と内容

（1）情報通信基盤の整備

山間部において携帯電話等が使えない状態等を解消するための施設及び設備の整備を推進します。

FTTH や ADSL など高速・超高速な通信サービス（ブロードバンド）を利用できるよう、通信事業者と整備手法について検討をすすめていきます。

主な取組み

- ・高速通信網（ブロードバンド）の整備
- ・地域情報化計画の推進

FTTH：通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバーを敷設し、高速・広帯域のデータ伝送を可能にすること。

ADSL：電話の加入者線である銅線（アナログ回線）を利用した高速データ伝送技術のこと。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
ブロードバンド世帯カバー率	96%	100% H22年に100%



■ インターネットを暮らしに役立てましょう。

第4章

豊かさにとぎわいのあるまち

第1節 豊かな農林水産業のまちづくり

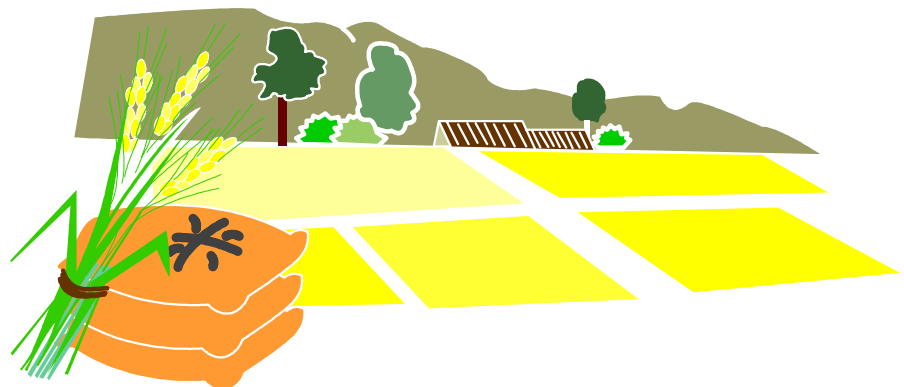
- 第1項 経営安定をめざした農業の振興 【農業】 P 8 0
- 第2項 林業経営基盤の強化 【林業】 P 8 4
- 第3項 豊かで安定した水産業の振興 【水産業】 P 8 6

第2節 活力ある商工業のまちづくり

- 第1項 商業の活性化 【商業】 P 8 8
- 第2項 工業の活性化 【工業】 P 9 0
- 第3項 雇用機会の創出と企業誘致 【雇用・企業誘致】 P 9 2

第3節 にぎわいのある観光のまちづくり

- 第1項 観光の振興 【観光】 P 9 4



第1項 経営安定をめざした農業の振興

農業の持続的発展のため、担い手の育成・確保を図るとともに、基幹作物の振興と経営の安定のための条件整備をすすめます。

現況と課題

本市における農業就業人口は9,751人で、そのうち65歳以上は3,449人(2005年農林業センサス)となっています。また平成18年度の新規就農者数は14人(八代市調べ)で、担い手の減少と高齢化が進んでいます。

農業の持続的発展を図るためには、農業就業者の減少を抑えるために、新たに農業にチャレンジできる人材を発掘、育成するなど、農業の担い手の育成が重要な課題となっています。

本市は、平坦部ではい草やトマト、中山間部では生姜、茶、果樹などの作物を中心とした農業経営が行われてきています。近年は露地野菜や施設野菜への新たな取り組みが進み、経営品目が多様化しています。これまでの基幹作物の振興とあわせて、新たな品目の振興策が早急に必要となっています。

また、市場、消費者から安心安全な農産物を求める声が高まっている中、その生産管理体制の整備が求められています。

2005年農林業センサスでみると、農家1戸当たりの生産農業所得額が2,620千円と減少傾向にあります。

近年は、輸入農産物や国内競合産地との産地間競争が激化し、農産物価格が下落しています。また、原油価格の高騰などにより生産コストが増大し、経営を圧迫しています。さらに、その年の気象変動などから、作物によっては価格の乱高下が激しく、安定的、計画的経営が困難な状況にあります。

経営の安定のためには、基幹作物の振興とあわせて、価格安定対策や融資制度等の活用を推進するとともに、販売促進に努める必要があります。

本市では、これまでに基盤整備や用排水の整備などがすすめられ、良好な農地の拡大を図っている一方で、担い手の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や宅地開発、沿道商業施設の進出などにより、優良な農地が減少している地区も見られます。

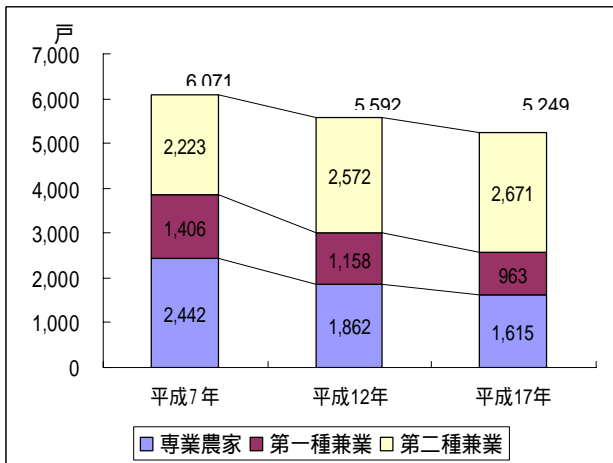
このような中、生産と環境保全とを両立し、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、圃場や用排水路、農道等の生産基盤を整備する必要があります。

第1節 豊かな農林水産業のまちづくり

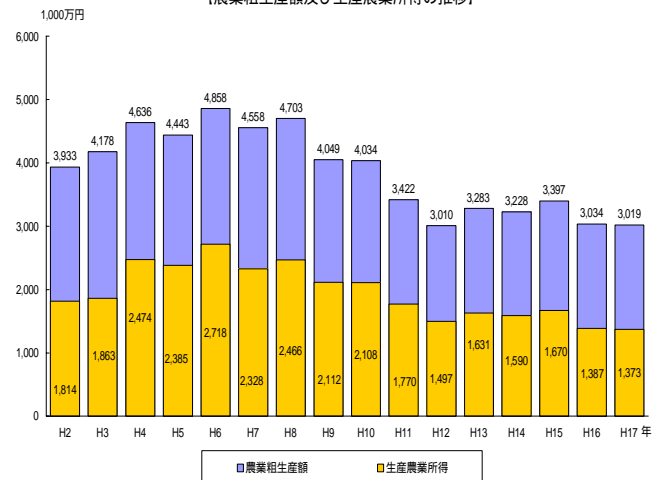
農業は、食糧の供給という役割ばかりでなく、国土の保全や水資源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成、日本文化の継承など、多面的・公益的機能を有しています。しかし、農村地域の人口は減少傾向にあり、地域コミュニティの活力が低下し、農村本来の機能の維持が難しくなっています。

そこで、農地の適切な保全と活用を図り、環境悪化を防止するために集落機能の回復が必要となっています。

【専業・兼業別農家戸数の推移】



【農業粗生産額及び生産農業所得の推移】



具体的な施策と内容

(1) 担い手の育成・確保 重点プロジェクト1

農業の持続的発展と効率的かつ安定的な農業経営をめざす認定農業者や、農地を有効活用し効率的農業生産を行うための集落営農組織など、担い手の育成・確保を図ります。

新規就農者や地域農業の一翼を担う高齢者、女性農業者への支援を行います。

主な取り組み

- ・ 担い手育成支援事業
- ・ 農業青年ゼミナール
- ・ 家族経営協定の推進

(2) 基幹作物の振興と農業技術の向上

い草、トマト、生姜、茶、果樹等については、今後も本市の基幹作物として、安定的な生産を継続していくため、土壌の改良や基盤整備、優良品種への切り替え等を行うことにより、品質の向上を図ります。

露地野菜等の新たな品目については、栽培指針の作成や流通販売体制の確立などの産地育成を図ります。

消費者ニーズに即した「安心・安全」な農産物を供給するため、環境保全型農業やトレイサビリティ等の普及推進を図ります。

主な取組み

- ・ 基幹作物、新規作物の振興
- ・ 農作物防除対策事業
- ・ 作物品種比較試験、土壌分析診断等の実施
- ・ 環境保全型農業への支援

(3) 農業生産の向上と経営の安定

安定した農産物価格を維持するため、需要に応じた計画的生産を推進します。

作業能率の向上を図るための農地の集積や、機械の共同利用など集落営農によるコスト低減により、農業生産の向上と農業経営の安定を図ります。

価格安定制度の活用により、価格暴落時に再生産価格を保持し、経営の安定を図ります。

農産物の加工品などにおいて、新たに商品開発を行うことができるよう、支援を行います。

主な取組み

- ・ 水田営農活性化対策の推進
- ・ 野菜価格安定制度の活用
- ・ い草価格安定制度の活用
- ・ 品目横断的経営安定対策の推進
- ・ 制度資金の活用

(4) 生産条件の整備

コストの削減や作業の効率化を図り、経営の安定を図るために、生産総合対策や経営構造対策をはじめとした条件整備事業の実施や融資制度の活用を促進します。

農地や農業用水などの資源を保全するとともに、農業用施設をより長く利用するために適切な維持管理に努めます。

農村の自然環境や景観に配慮した圃場の整備や用排水路、農道等の整備を推進し、潤いとやすらぎのある農村づくりと安定的な農業経営をめざします。

海岸の堤防を補強し、背後の農地を自然災害から護ります。

主な取組み

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援事業の推進
- ・土地改良整備事業の推進
- ・強い農業づくり交付金事業
- ・経営構造対策事業の推進
- ・園芸新たな挑戦強化対策事業
- ・海岸保全事業の推進

(5) 農村環境の整備  **重点プロジェクト1**

農業者の研修や生涯学習などを推進するための研修施設を整理・統合し、内容の充実を図ります。

中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策などの活用により耕作放棄地の防止や遊休農地の解消、農業・農村の多面的機能の保全を図ります。

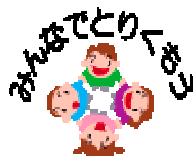
主な取組み

- ・中山間地域等直接支払制度
- ・農地・水・環境保全向上対策事業
- ・農業集落排水処理事業

トレイサビリティ：製品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
担い手（認定農業者）数	1,013人	1,182人
農家所得（1戸当たり）	2,620千円	3,000千円



- 八代産の農産物を食べましょう。
- い草、トマト、晩白柚、生姜、茶などの「八代ブランド」を市外にも広めましょう。

第2項 林業経営基盤の強化

林道の整備や治山事業の推進、森林組合等への支援などにより、林業の活性化を図るとともに、環境学習の場として森林を活用します。

現況と課題

本市の森林面積は50,191ha（平成17年度版熊本県林業統計要覧）であり、本市全体の面積68,022ha（平成17年度版熊本県林業統計要覧）の約74%を占めています。

森林整備をすすめるにあたっては、林道の開設等の路網整備が重要です。

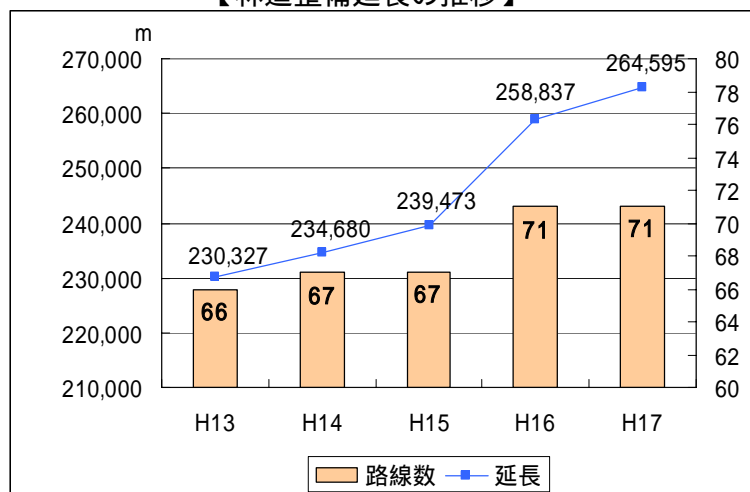
木材需要の減少、輸入材の増加によって、価格が低迷していることに加えて、林業従事者の減少、高齢化及び後継者不足の傾向が続いています。

林業生産を継続するために、人材の確保及び組合等の組織の活性化が求められています。

森林には木材生産以外にも、環境保全などの多面的な機能があります。しかし、本市の森林においては、林業従事者の人手不足などにより、荒廃しているところも見られます。

森林の持つ多目的な機能やレクリエーション機能を発揮できるよう、適切な保全対策が求められています。

【林道整備延長の推移】



具体的な施策と内容

(1) 生産基盤の充実

山林の活用、保全のために、林道・作業道の整備や治山事業を推進します。

主な取り組み

- ・道整備交付金事業
- ・フォレストコミュニティ事業

(2) 林業経営の安定 重点プロジェクト1

林業従事者の減少、高齢化及び後継者不足に対応するため、森林組合等の作業班の育成・強化を図り、林業担い手の育成・確保に努めます。

林家の所得確保を図るために、基盤整備を推進し、高性能林業機械導入等による生産経費の低コスト化を図ります。

主な取り組み

- ・森林整備事業
- ・高性能林業機械導入の促進

(3) 森林の保全・育成

森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮するよう、枝打ち、下刈りなどを実施し、環境林及び経済林として、目的に合った計画的な森林づくりをすすめます。

有害鳥獣による林産物の被害防止を図ります。

環境学習などによって、都市住民との交流を促進し、環境意識の啓発を推進します。

主な取り組み

- ・森林整備事業
- ・森林保全事業
- ・有害鳥獣被害対策事業

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
林道密度 (林道延長/民有林面積)	6.56 m/ha	7.07 m/ha



- 森林の体験学習に参加して、自然と親しみましょう。
- 家を建てるときは、八代地域の木材を活用しましょう。

第3項 豊かで安定した水産業の振興

つくり育てる漁業を推進するとともに、漁業従事者の育成・確保や新商品の研究・開発に取り組めます。

また、安全安心の水産物を提供するために、水質及び環境調査を実施します。

現況と課題

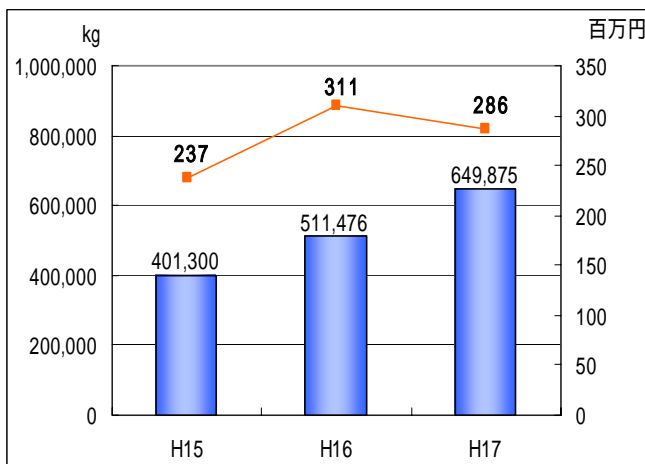
本市の、海面漁業としては、年間 650 トンの水揚げが行われています。また、栽培漁業が盛んで、アサリ 359 トン、のりが約 677 トンの水揚げがされています。（平成 18 年度港勢調査）

しかし、係留施設が未整備の漁港もあるため、早急な整備が望まれるとともに、安定的な漁獲条件を確保するため、八代海や球磨川の環境保全が求められています。

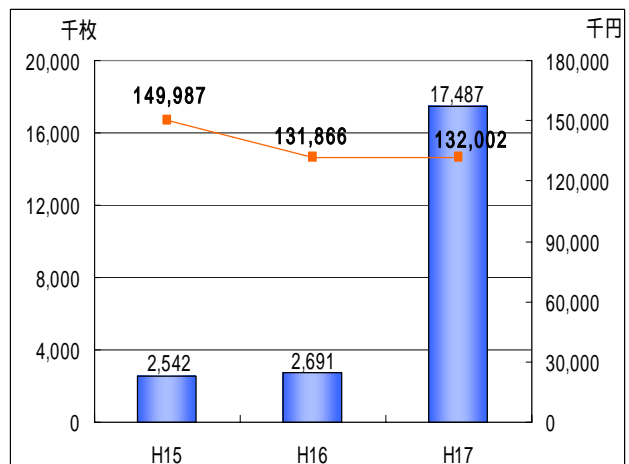
漁業協同組合組合員数は、海面正組合員が 1,540 名、内水面正組合員が 2,705 名（平成 19 年 4 月聞き取り調査）となっています。組合数としては、海面が 6 組合、内水面が 4 組合組織されていますが、組合員数は減少傾向にあり、高齢化や後継者不足に対応した生産体制や組織のあり方を検討する必要があります。

アサリの養殖面積は 789.7ha、のりの養殖面積が 97.5ha（平成 18 年度港勢調査）となっており、栽培漁業は本市の漁業にとって重要なものです。海面では、ヒラメ、クルマエビ、ハマグリ、アサリ放流また、内水面漁業として、ウナギ、アユ、フナの放流を行っていますが、安定的な生産量、漁獲量の確保に加え、近年の環境悪化に対応した環境保全措置が必要となっています。

【魚類の漁獲高の推移】



【のりの漁獲高の推移】



具体的な施策と内容

(1) 生産基盤・環境の整備 重点プロジェクト1

漁港等については、各種計画に基づき整備を推進します。

魚類の生息環境を保全し、安心・安全な水産物を提供できるよう、水質・環境調査の実施及び漁場整備を推進します。

主な取組み

- ・漁港整備事業
- ・海面・内水面水質調査
- ・八代海再生事業の促進

(2) 漁業経営の安定

漁業従事者の高齢化に対応した協業化・合理化を推進するとともに、担い手の育成・確保に努めます。

海産物を活用した新商品の開発など、研究開発事業や販路開拓事業を推進します。

地引網などを活用した観光漁業を推進します。

主な取組み

- ・水産振興貸付金利子補給事業
- ・観光潮干狩事業

(3) 栽培漁業の推進

稚魚・稚エビ等をふ化・中間育成することで、水産資源の再生産を促し、安定かつ継続的な漁業経営を図ります。

水質調査等を実施し、産卵場所の維持・保全に努め、漁業振興を図ります。

主な取組み

- ・栽培漁業の振興

施策成果の主な指標

指標名	現況(H18)	目標値(H24)
海面漁獲量	650 t	655 t



■ 八代でとれた魚・アサリやのりを食べましょう。

第1項 商業の活性化

商業の活性化を図るため、魅力ある商店街づくりをすすめるとともに、中心市街地においては、居住人口の増加、都市福利施設の充実など、中心市街地活性化基本計画に沿ったまちづくりを推進します。

現況と課題

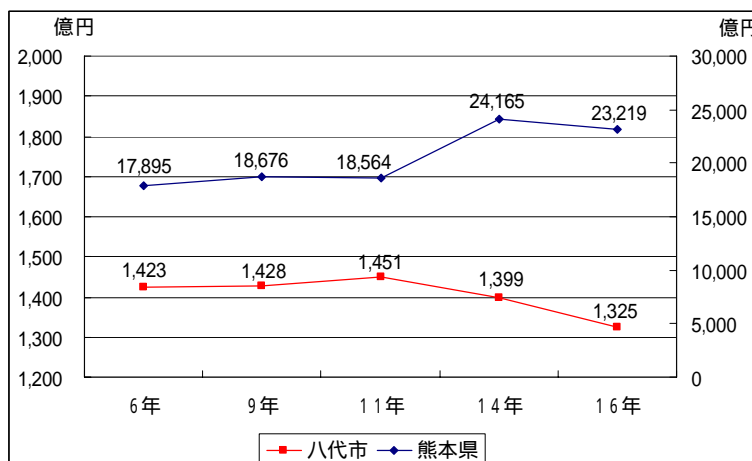
市内各地域の商店街は、市民生活の利便性向上に貢献し、賑わいを創出してきました。しかし、郊外への大型商業施設の進出やロードサイド型店舗の出店等により、商店街の活力が低下してきています。

そのため、商業の振興に向け、各種団体との連携を図りながら、魅力ある商店街づくりを行い、県南の中心地としての賑わいを取り戻すことが求められています。

商店街の疲弊化などにより、中心市街地の空洞化が進んでいます。

そのため、中心市街地の活性化に向け、商業の活性化だけでなく、都市福利施設の整備や街なか居住促進のための取り組みが求められています。

【年間商品売上額の推移】



具体的な施策と内容

(1) 商業活動の推進

商工会、商工会議所等との連携のもと、商業者への経営指導、相談の充実を図ることにより、商業活動の活性化を図ります。

さまざまなイベントの開催や心のこもったおもてなし、消費者ニーズの多様化に応じた商品の提供など、魅力ある商店街づくりを行います。

空き店舗や空き地の有効活用をすすめ、賑わいのある商店街づくりを促進します。

主な取組み

- ・ 各種融資制度の活用促進
- ・ 商店街活性化事業の推進
- ・ 空き店舗利用の促進

(2) 中心市街地の活性化

中心市街地活性化基本計画に位置づけられる各種事業を実施し、「まちの顔」である中心市街地の活性化を図ります。

商業者への支援や空き店舗の活用などにより商業の活性化を図るとともに、中心市街地における居住人口の増加に向けた住宅施策を推進します。

高齢者も安心して暮らせるよう、中心市街地の既存ストックを有効活用するとともに、都市福祉施設の充実などに取り組み、コンパクトで便利な暮らしやすいまちづくりをめざします。

鏡町においては、これまでの計画に沿って実施した事業展開の経過を踏まえて、かつての賑わいを取り戻すため、さまざまなイベントや環境整備などの方策を検討し、地元商店街及び商工会とともに取り組みます。

主な取組み

- ・ 中心市街地活性化事業の推進
- ・ 中心市街地のアクセス強化
- ・ 本町緑地の再生
- ・ 中心市街地への居住促進

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
中心市街地の 歩行者・自転車通行量	15,053 人	16,600 人
中心商店街の年間売上額	6,234 百万円 (H17年度)	6,800 百万円



■ 身近な商店街に出かけましょう。

第2項 工業の活性化

工業の活性化を図るため、地場企業の振興・発展に向けた支援体制の整備を図るとともに、産学官の連携による新産業の創出や人材育成などへの支援を行います。

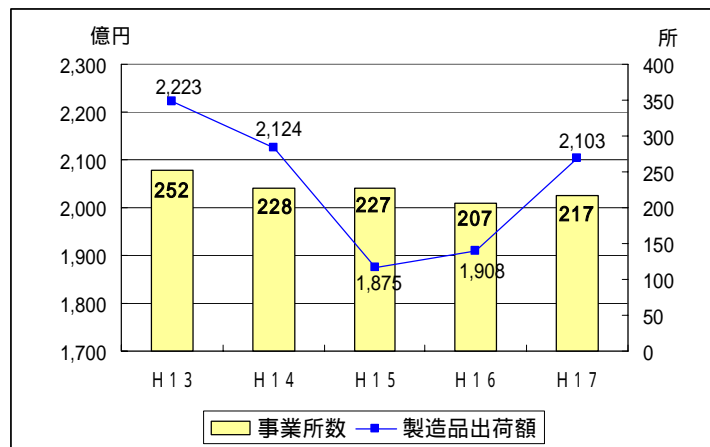
現況と課題

本市は、県下有数の工業都市として発展してきましたが、消費の低迷や燃料等のコストの増加などによる収益の悪化により、市内の事業所数、製造品出荷額は伸び悩んでいます。

市の活力を維持・増大させるためには、まず、地場企業の育成・発展をめざすことが重要です。

地場企業の振興や企業誘致を推進するためには、企業ニーズに対応したさまざまな知識の習得や技能訓練を行い、即戦力となる人材を育成することが求められています。

【従業者数4人以上の事業所数、製造品出荷額の推移】



具体的な施策と内容

(1) 地場企業の育成

地場企業の育成・発展及び技術向上のための研修や研究開発に対する支援や、人材育成、就業支援などの取り組みを行います。

主な取り組み

- ・企業立地促進のための税の軽減や助成
- ・八代市工業振興協議会への支援（異業種交流・インターンシップ）
- ・産学連携支援事業

(2) 人材の育成

技術の向上や研究開発の促進を図る中小企業に対して助成を行います。

子どもたちが遊びの中でモノを作る喜びや科学の楽しさを体験し、今後のモノ作りや科学技術への理解と関心を深めてもらうための事業を開催します。

中小企業経営者・管理者及び創業予定者等を対象に、地域の特性に応じた各種セミナーを開催します。

主な取組み

- ・企業が行う人材育成のための研修助成（派遣、招聘）
- ・八代こども科学フェアの開催
- ・人材育成セミナーの開催

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
従業者数4人以上の事業所数	217所 （H17年度）	240所
製造品出荷額	2,103億円 （H17年度）	2,300億円



- 地場企業への発注と地場商品の消費拡大を図りましょう。

第3項 雇用機会の創出と企業誘致

交通の利便性を活かした企業誘致等を推進することにより、就労の場を確保することで、雇用の創出と新規学卒者等の地元就職を促進します。

現況と課題

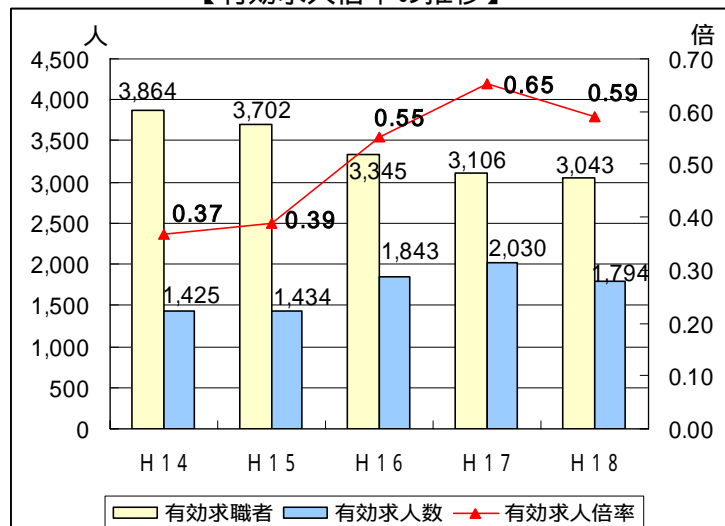
国内企業における製造拠点の縮小・再編やアジア諸国などへの進出などにより、雇用者数の減少が問題となっています。本市の製造業についても近年の事業所数、従業者数、製造品出荷額は伸び悩んでいます。

本市の活力を増大させるために、地場企業の育成や企業誘致を図るとともに、市民の雇用の拡大や新規学卒者等の地元就職率を高める必要があります。

本市は、素材型工業等を中心に、工業都市として発展してきました。近年は、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、九州新幹線などの高速交通網が整備され、また、県内最大の国際貿易港「八代港」では5.5万トン岸壁の整備事業がスタートするなど、産業発展のためのインフラが整いつつあります。

今後は、これらのインフラや九州の中心に位置するという地理的優位性を活かした企業誘致をすすめていく必要があります。あわせて、企業立地の受け皿となる工業用地の整備が求められています。

【有効求人倍率の推移】



具体的な施策と内容

(1) 雇用機会の創出

若者や中高年齢者も就業できるように、企業ニーズを踏まえ、関係団体と連携し、雇用機会の増大を図ります。

新規学卒者の地元就職率を高めるため、八代公共職業安定所や八代商工会議所等と連携し、合同就職面接会などを開催することで、雇用に関する情報の提供を行います。

主な取組み

- ・新規学卒者雇用促進連絡会議の開催
- ・来春高卒者就職促進会の開催
- ・合同就職面接会の開催

(2) 企業誘致の推進 重点プロジェクト1

新幹線や高速道路、八代港などの交通利便性をアピールするとともに、工業用地の確保を行い、近年好調な自動車産業及び半導体産業などの企業立地を促進し、地域経済への相乗効果を図ります。

主な取組み

- ・企業誘致対策事業の推進
- ・工業用地の確保

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
有効求人倍率	0.59倍	0.70倍
企業立地件数	10年間で8件 (H9～17年度)	5年間で8件

第1項 観光の振興

観光入込み客が年々減少を続ける現状を十分踏まえた上で、多くの観光客が訪れるよう、温泉や歴史・自然・文化など特色ある観光資源の整備・活用を行うとともに、積極的なPR活動を展開します。

現況と課題

本市には、古い歴史をもつ日奈久温泉や、八代城跡、松浜軒、五家荘など、歴史、自然をはじめさまざまな観光資源が点在しています。

そこで、九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業により、九州管内はもとより関西地方までをターゲットにした広域観光に対応した観光地としての整備が必要です。

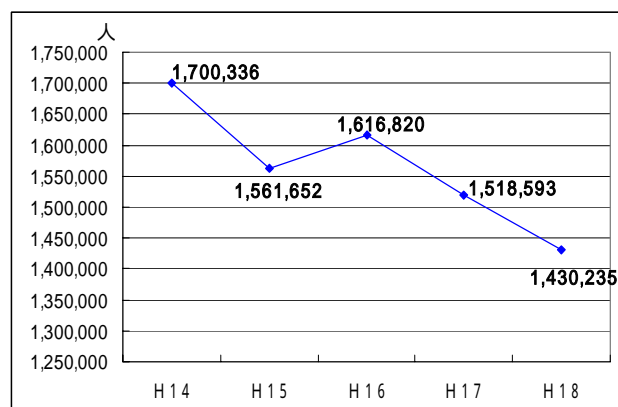
市内の各地において特色のある祭り、イベントが開催され、観光客や市民に親しまれています。特に「やつしろ全国花火競技大会」は、西日本で唯一の全国花火競技大会で、毎年20万人を超す多くの人で賑わいます。

今後は、市全体を活性化するため、各地の祭り、イベントの内容を更に充実させる必要があります。

観光に関する情報は、ホームページをはじめとする各種媒体によって発信されています。

今後は、九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業により、県外からの観光客の増加も見込まれるため、さらなるPRの強化を図る必要があります。

【年間観光入込み客数の推移】



具体的な施策と内容

(1) 観光資源の整備・活用

歴史、自然、文化など地域ごとに特色のある観光資源の魅力向上とその活用を図るとともに、これまで観光資源として認識されていなかった地域の名所も観光資源として活用します。

古い歴史を持ち、平成21年に開湯600年を迎える日奈久温泉については、日奈久地域観光のシンボルとなる温泉センターの改築や歴史的にも価値がある建築物等を一体的に保存整備し、活用を図ります。

また、日奈久温泉以外の温泉施設についても、周辺地域との一体的な活用を図ります。

五家荘をはじめとした市内に点在する観光資源を結ぶ観光ルートの確立を図るため、交通機関事業者と連携を図ります。

観光施設の維持保全と整備、活用を促進します。

主な取り組み

- ・日奈久地域開発事業（日奈久温泉センター建替え等）

(2) 観光イベントの充実

これまでに多くの観光客に親しまれてきた祭り、イベントについては、今後は更に内容を充実させるとともに、地域の祭りやイベントについても、市民や観光客も楽しむことができるよう開催します。

グリーンツーリズムなど体験型観光を推進し、観光入り込み客の誘客に努めます。

主な取り組み

- ・祭り、イベントの開催（やつしる全国花火競技大会 など）

(3) 観光案内・PRの充実

より多くの観光客が本市を訪れるよう、ホームページやパンフレット、PRビデオ等の媒体を活用し、広域的かつ積極的なPR活動を行います。

本市を訪れた観光客が、市内をスムーズに観光することができるよう、案内板やサインなどの整備を推進するとともに、案内人の育成に努めます。

観光拠点となる主要な鉄道駅、観光施設、道の駅等における情報提供機能の充実を図ります。

主な取り組み

- ・観光宣伝事業の推進

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
観光入込み客数（市全域）	1,430,235 人	1,580,000 人
日奈久地区の入込み客数	113,351 人	125,000 人
五家荘地区の入込み客数	162,543 人	178,000 人
全国花火競技大会来場者数	200,000 人	250,000 人



- 来訪者に心のこもったおもてなしをしましょう。
- 八代ならではの観光情報を市民から発信しましょう。

第5章

人と自然が調和するまち

第1節 自然と共生するまちづくり

第1項 自然環境の保全・育成 【自然の保護・保全】 P 98

第2節 環境を支えるひとづくり

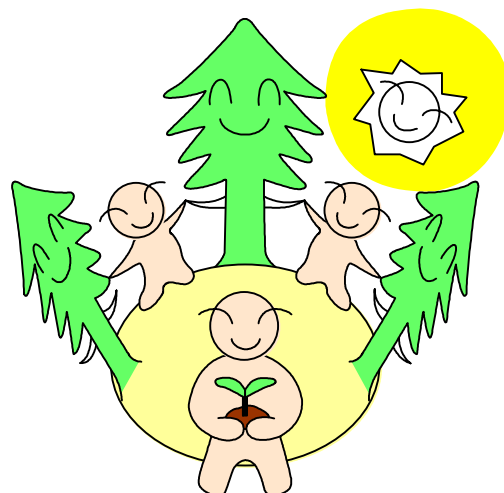
第1項 環境保全行動の推進 【環境保全行動・環境教育】 P 100

第3節 環境にやさしいまちづくり

第1項 生活環境の保全 【生活環境保全】 P 102

第2項 地球環境問題への対応 【地球環境】 P 106

第3項 循環型社会の推進 【廃棄物対策】 P 107



第1節 自然と共生するまちづくり

第1項 自然環境の保全・育成

多様で豊かな自然環境を保全するとともに、希少種をはじめとした野生動植物の保護、育成に努めます。また、公共施設などの緑化を推進します。

現況と課題

本市は、山から海まで多様で豊かな自然環境を有していますが、一部地域では、過疎化による森林や里地里山の荒廃、埋立等による干潟、藻場面積の減少など、私たちの身近な自然環境が劣化、減少しつつあります。

熊本県が希少野生動植物種として指定しているカザグルマやミチノクフクジュソウ、カタクリなど、多様な野生動植物が生息生育していますが、その生息状況に関する情報が不足しているのが現状です。

自然環境を保全していくためには、自然環境に関する情報を早急に収集・整備し、科学的かつ客観的なデータをもとにした生態学的な評価により、生物種やその生息地の保全・再生を図っていくことが重要です。

森林は、国土保全や水源かん養機能はもとより、暮らしの中に安らぎを与え、生活環境を豊かにするだけでなく、大気の浄化や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止するなど多面的で公益的な機能を有しています。

本市の約74%が森林で、これらの恩恵を受けていますが、木材価格の低迷、林業の採算性悪化、林業労働者の高齢化などを原因として、保育など十分な管理がなされていない森林が増加しているのが現状です。

市民と行政が一体となって、森林保全や林業の活性化を図るとともに、身近な緑地の保全や緑化の推進を図る必要があります。

具体的な施策と内容

(1) 干潟、河川、里地里山、奥山の保全

自然環境の保全に関する条例の制定や自然環境調査等を実施することにより、優れた自然環境や代表的、典型的な生態系を有する重要地域については保護区の指定を早急に検討します。

自然の再生・修復について、関係機関や市民団体と連携しながら、その方策を研究していきます。

主な取り組み

- ・自然環境保全推進事業（自然環境調査、自然観察会の実施）

(2) 野生動植物の保護・育成

野生動植物の生息・生育状況調査を実施し、希少種などの生物多様性の保全上重要な生物種については、関係機関の理解、協力を得ながら保護種としての指定を検討します。

市民が生き物を身近にふれあえる場を新たに整備・創出していきます。

主な取り組み

- ・野生動植物ふれあい推進事業（生物生息調査、生き物観察会の実施）

(3) 緑化の推進

森林保全など公益的機能が十分発揮されるよう、植樹・育樹などの事業を計画的にすすめます。

公園や道路等の緑化、公共施設敷地の緑化をすすめるとともに、市民による

第1節 自然と共生するまちづくり

各家庭への緑化の推進を促します。また、公共施設への植樹、植栽や地域における各種団体等の緑化活動の支援を行います。

主な取組み

- ・緑化の推進事業（啓発イベント開催、植樹活動など）
- ・緑の少年団育成事業
- ・緑の募金運動の推進



- 身近な自然環境に関心を持ちましょう。
- 人と自然の関わりについて学びましょう。
- 庭や生け垣など、身の回りの緑化に関心を持ちましょう。

第2節 環境を支えるひとづくり

第1項 環境保全行動の推進

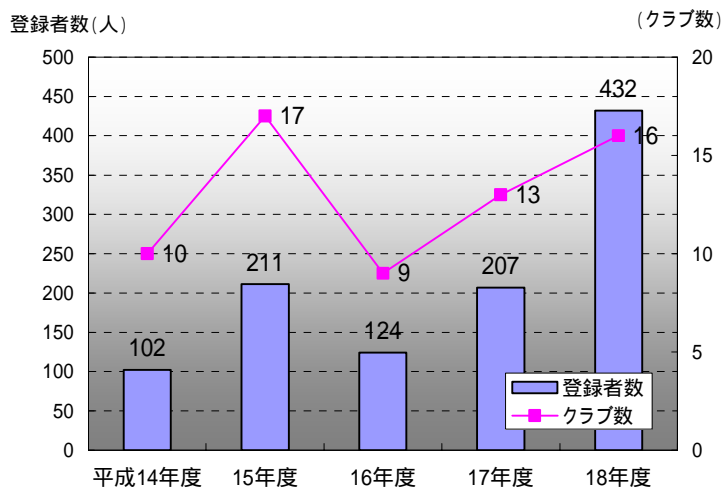
次世代を担う子どもたちへの環境教育・学習を積極的に展開します。また、市民・事業者・行政が連携して環境保全行動を展開するための計画づくりとPR活動をすすめます。

現況と課題

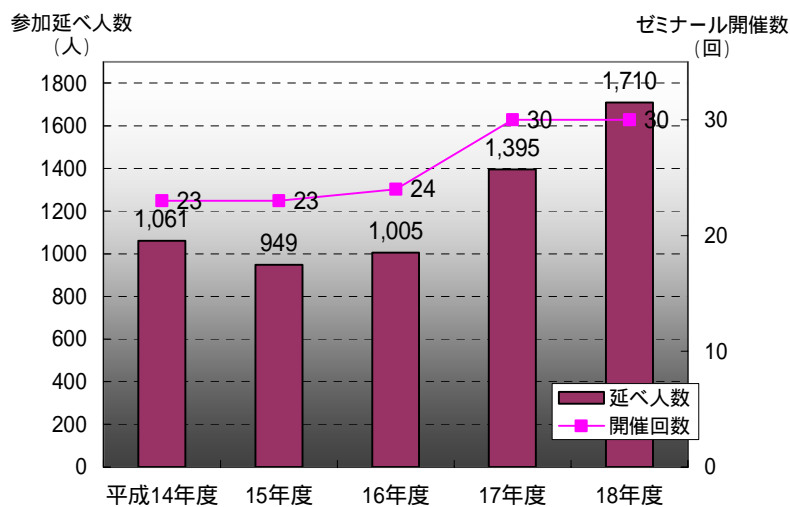
環境問題に関する市民意識が高まっているため、市民の年代やニーズに応じた環境教育メニューを提供するなど、環境問題に関する啓発が必要になっています。

地域環境や地球環境問題に的確に対処するためには、市・事業者・行政それぞれが果たすべき役割分担と行動内容を明確にし、相互が連携・協働して取り組むことが求められています。

【こどもエコクラブ登録状況】



【環境ゼミナール開催状況】



第2節 環境を支えるひとづくり

具体的な施策と内容

(1) 環境教育・学習の推進

八代の豊かな自然を守り育てていくためにも、次世代を担う子どもたちへの、環境教育を教育機関と連携しながら、全市レベルで取り組みます。

環境ゼミナールやこどもエコクラブ事業を中心とした啓発活動を積極的に展開します。

主な取り組み

- ・環境学習等推進事業（こどもエコクラブ事業の充実）

(2) 市民・事業者・行政の環境保全行動 **重点プロジェクト4**

環境保全施策に関する総合的なマスタープランとなる環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政が連携を図りながら環境保全活動を推進します。

地域環境や地球環境問題の現状について各種メディアを活用し情報提供を図るとともに、環境問題への取り組みの重要性をPRしていきます。

主な取り組み

- ・地域環境計画等策定推進事業（環境基本計画の策定と進行管理）
- ・環境情報発信推進事業（環境情報の発信、PR活動の積極的な展開）

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
こどもエコクラブ参加団体数	16グループ	25グループ
環境ゼミナールの開催回数	30回	50回



- 環境教育・学習に積極的に参加しましょう。
- 環境に配慮したライフスタイルを心がけましょう。

第1項 生活環境の保全

良好な生活環境の保全に向け、公害の未然防止や地下水の監視に努めるとともに、衛生面に配慮した生活基盤の整備を図ります。

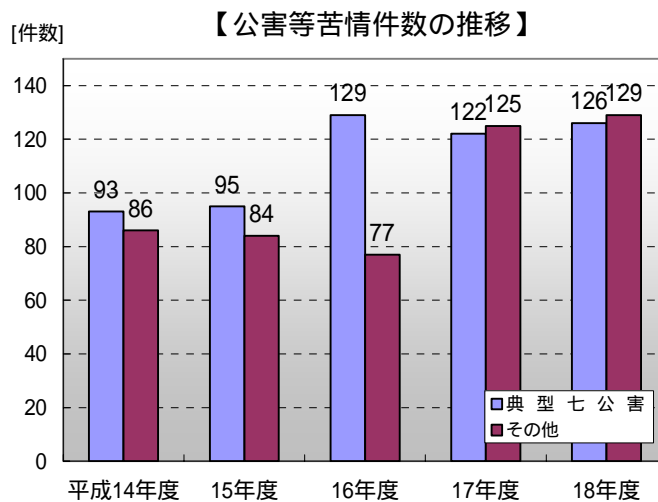
現況と課題

水質汚濁や大気汚染など依然として産業型公害が顕在化していることに加え、近隣騒音や悪臭、雑草の繁茂など市民生活型の問題が増加しています。

生活用水として地下水への依存度が高い一方で、地下水は臨海部で塩水化が進行しています。また、一部の地域では有害物質による汚染が確認されています。

八代海の海域環境の悪化と水産資源の減少は、沿岸域で生活する漁業関係者や地域住民にとって深刻な問題です。国や県、流域住民を含めて連携しながら、八代海を再生するための対策を講じることが求められています。

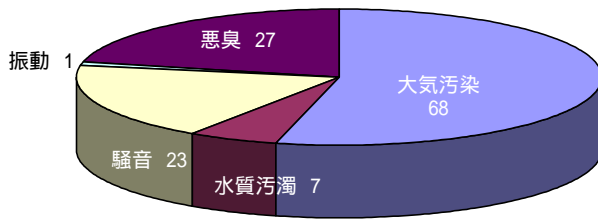
地形的に蚊などの衛生害虫が発生しやすい状況にあることから、感染症の予防対策として水路等の消毒を継続して実施します。また、ごみの散乱及び犬のフン害などの問題も顕在化の傾向にあり、地域と連携した総合的な衛生対策が急務となっています。



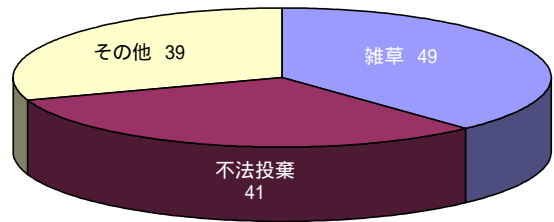
第3節 環境にやさしいまちづくり

【公害等苦情件数（平成18年度）】

典型7公害

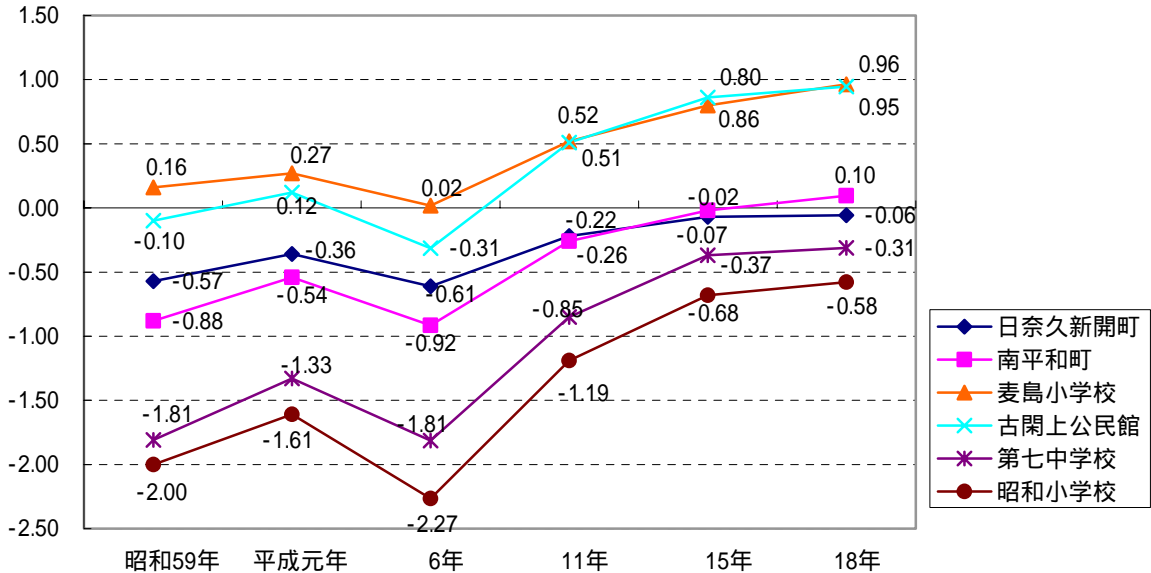


典型7公害以外



【地下水位の経年変化】

(T.P.m)



具体的な施策と内容

(1) 環境汚染の抑制・監視

公害発生源に対する調査監視体制を強化するとともに、大気や水質など一般環境質の状況を調査し良好な生活環境の保全に努めます。

事業場と締結している環境保全協定を適宜見直し、更なる環境負荷の低減をめざします。更に八代海の保全及び再生を図るため、事業場や一般家庭から排出される水質汚濁負荷量を削減します。

主な取組み

- ・生活環境保全対策事業（公害発生源調査、一般環境調査）
- ・八代海再生事業の推進（河川海域等の水質改善対策）

(2) 地下水保全

臨海部における塩水化の状況や地下水位の変動を常時監視し、地下水の現状を広く市民に周知していきます。

安全で安心な飲用水を確保するため、地下水の水質調査を強化するとともに、地下水汚染が確認された世帯に対しては引き続き飲用指導を実施します。

持続的な地下水利用を確保するため、かん養量と揚水量を把握し地下水障害の防止に努めるほか、事業者や市民に対する節水意識の普及啓発をすすめます。

主な取組み

- ・地下水保全対策事業（地下水調査の実施、節水意識の浸透）

(3) 生活排水対策

集合処理区域（下水道区域、農業集落排水処理区域）外での浄化槽整備促進を図り、みなし浄化槽から合併浄化槽への切替えに努めるとともに、浄化槽の維持管理の適正化を促進します。さらに、市民に対して、生活排水浄化の取り組みの啓発を行います。

主な取組み

- ・浄化槽整備促進事業（浄化槽の設置促進、生活排水対策の普及啓発）

(4) 環境衛生の充実

市域における衛生害虫対策として、自然環境に配慮した適切な防疫手法により、市民生活の快適性を高めます。

地域における市民相互の連携を深め、市民と行政の協働によるきれいなまちづくりを展開していきます。

狂犬病予防対策として、飼い犬の登録及び狂犬病予防接種を受ける義務の啓発を飼い主に対して行います。

斎場の耐震性を確保し、火葬施設等の改修を計画的に実施します。

主な取組み

- ・衛生害虫駆除事業（水路等の消毒、衛生害虫の駆除推進）
- ・環境美化推進事業（地域美化活動への支援拡充）
- ・狂犬病予防対策事業（飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発）
- ・斎場等施設整備事業

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
環境保全協定の締結数（事業所）	23社	30社
地下水調査井戸本数	3,000本	3,500本
きれいなまちづくり協定の締結数（各校区）	25団体	48団体



- 水源保全のため、節水をしましょう。
- 環境美化運動に積極的に参加しましょう。
- 環境配慮型の商品を買いましょう。

第2項 地球環境問題への対応

地球環境問題への対応として、日常生活におけるライフスタイルの転換や環境にやさしい事業活動の展開を促進します。特に、地球温暖化対策については、市民や事業者と協働しながら地域一体となった取り組みを推進していきます。

現況と課題

地球温暖化問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題の一つです。

このため、一人一人の小さな行動が地球全体の温暖化に影響を及ぼしていることを認識し、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するとともに、温室効果ガスの少ない低炭素社会への転換が求められています。

その他の地球環境問題として、オゾン層の破壊や酸性雨などは、市域のみならず地球的規模の環境問題として世界各国共通の課題であり、国際的な対策が必要です。

(1) 地域一体となった地球温暖化対策の推進

市民や事業者に対しては、温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギーや省資源意識の徹底など地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を提案し、それぞれの主体の意識高揚と自主的な環境保全行動を促進します。

市自らも地域の一事業者として、既に設置している検討機関において、地域が一体となって地球温暖化対策を推進するための手法を検討するとともに、環境にやさしい行動を率先して実施します。

環境への負荷が少ない地域社会を構築していくため、自然エネルギーやバイオ燃料など新エネルギーへの転換を啓発するとともに、市民生活や事業活動におけるグリーン購入やグリーン調達 の普及を促進します。

主な取り組み

- ・ 地域全体の温暖化対策の推進
- ・ エコライフ推進事業（省エネ・省資源の推進、節電・節水意識の徹底）
- ・ 新エネルギー促進事業（クリーンエネルギーへの転換と利用促進）
- ・ グリーン購入推進事業（グリーン購入等に関する意識啓発）
- ・ 緑化の推進（再掲）

(2) その他の地球環境問題への対応

オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題に対する取り組みを推進します。



- 節電などの省エネルギーに取り組みましょう。
- ノンフロン製品の購入を心がけましょう。

第3項 循環型社会の推進

市民活動による廃棄物の排出抑制の推進、3R運動など啓発事業を促進し、循環型社会¹を構築します。

また、経年劣化が著しいごみ処理施設等の建設のほか、既存処理施設の適切な改修・維持管理を行い、衛生的で良好な市民生活の保持に努めます。

現況と課題

本市のごみ処理については、南部エリア（本庁及び坂本支所管内）は市清掃センター、北部エリア（千丁・鏡・東陽・泉支所管内）は八代生活環境事務組合クリーンセンターで行なっています。燃えるごみの収集量の推移を見ると、南部エリアでは、ここ数年横ばい傾向で、北部エリアでは、合併時に「有料指定袋制度²」や「分別収集の方法³」を統一したことにより、その効果が現れ、減少に転じています。

家庭からのごみの排出については、「燃えるごみの日」と「資源の日」が市民生活に浸透し、順調にその効果が上がってきておりますが、燃えるごみの中には、まだまだ資源物が多く混在しています。このため「ごみになるものを家庭に持ち込まない」マイバッグ運動、「REDUCE(リデュース(発生抑制))」「REUSE(リユース(再使用))」「RECYCLE(リサイクル(再生利用))」の3R運動の推進など、ごみ減量化に向けて分別の徹底やリサイクルの対策をすすめる必要があります。

市清掃センターの焼却炉は、生活様式の多様化によるごみ質の変化と経年劣化により焼却能力が低下しています。また、循環型社会形成を推進するためにも新たな施設の早急な建設が求められています。

また、し尿の処理については、下水道の普及や合併浄化槽の増加により処理量は減少していますが、衛生処理センターの施設の経年劣化が著しく、運転に支障をきたすおそれが生じており、早期に代替施設への移行が重要な課題となっています。

廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理が多発する傾向にあり、悪質化・常習化が懸念されています。防止に向けて監視・指導の体制を強化する必要があります。また、産業廃棄物の中間処理施設については、常に適正処理を促すため、十分な調査・指導を行うことが求められています。

1：循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

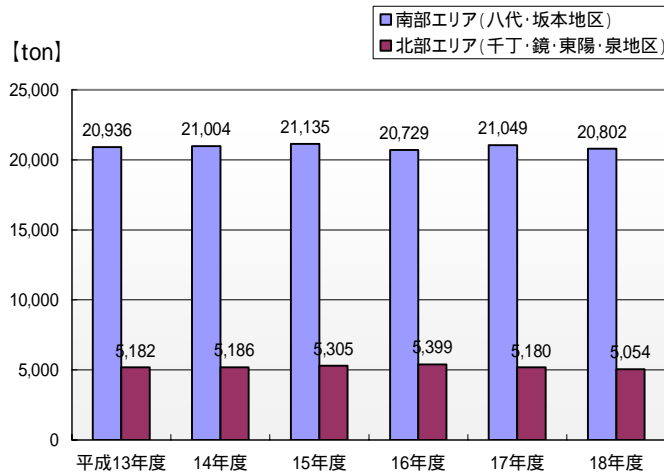
2：ごみ処理手数料を含む指定袋制度

3：20分別による無料収集

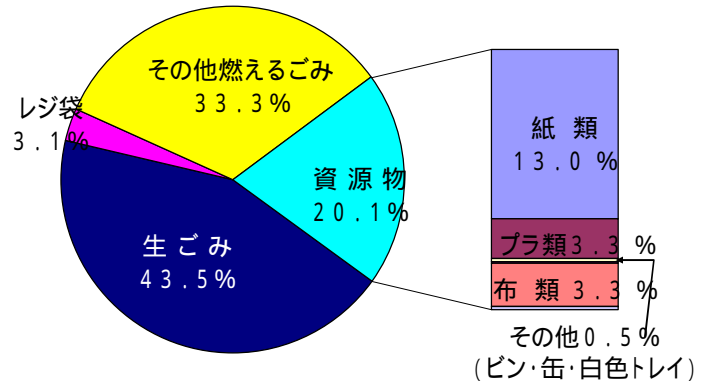
第3節 環境にやさしいまちづくり

【燃えるごみの収集量の推移】

南部エリア（八代・坂本地区）
北部エリア（千丁・鏡・東陽・泉地区）



【燃えるごみの日に出された袋内容物の組成率（平成18年度調査結果）】



具体的な施策と内容

（1）ごみの減量化及び資源化の推進 **重点プロジェクト4**

市民活動による減量化の推進に向け、マイバッグの利用促進や3R運動と生ごみの水切り運動の推進のための啓発事業を実施します。

事業系一般廃棄物の排出抑制に向け、多量排出事業者等に、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、事業者自らの責任においてごみの減量化に取り組むよう指導します。

市民参加のリサイクルの促進に向け、廃食用油から作ったBDFの利用促進や生ごみ堆肥化容器設置に対する助成及び段ボール箱による生ごみ堆肥化の取り組みの普及に努めます。

資源の日の分別対象品目を増やし、燃えるごみの減量化を推進します。また、そのための収集体制の充実を図ります。

一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、資源の日の分別に準じた分別収集・分別搬入の指導を強化していきます。

主な取り組み

- ・ 分別収集の拡大・強化
- ・ 樹木剪定くずの資源化の推進
- ・ 有機性廃棄物資源化の推進
- ・ ごみ収集の適正管理の推進
- ・ ごみ減量化対策の推進

(2) 廃棄物処理施設等の整備

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき作成した一般廃棄物処理基本計画に従って、新たなごみ処理施設の建設など、循環型社会形成をめざした施設整備を早急に行います。

清掃センターなどの既存施設の処理能力低下に対応するために、適時改修を実施するなど適切な維持管理を行います。

ごみの減量化を推進するため、生ごみなどの有機性廃棄物の資源化施設や分別リサイクルセンターなどを整備します。

し尿については、衛生処理センターの廃止を前提に今後の処理方法を見直し、代替施設を確保します。

主な取り組み

- ・八代市環境センター〔仮称〕の建設
- ・一般廃棄物処理施設等の機能維持
- ・有機性廃棄物資源化施設の整備
- ・分別リサイクルセンターの整備

(3) 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理においては、関係機関との協力のもと、施設設置に関する事業計画書に対する意見書などを通じ、監視・指導につなげます。

民間の処分場及び敷川内町の大規模不法投棄現場については、周辺環境の調査等を継続し、地域の不安解消に努めます。

不法投棄・野焼きについては、現行の不法投棄監視指導員制度を推進するとともに、市民によるボランティアの不法投棄監視員を募り、監視体制の強化と啓発に努めます。

市清掃センターと八代生活環境事務組合で協議を行い、大型ごみ等の処理の地域格差を是正します。

ごみ排出困難世帯のごみ収集のあり方について検討します。

主な取り組み

- ・廃棄物処理対策事業（不法投棄、野焼き対策など）
- ・敷川内環境整備事業

施策成果の主な指標

指標名	現況（H17）	目標値（H24）
ごみの総排出量 八代市一般廃棄物処理基本計画における目標値である平成22年度44,963トン、平成27年度42,714トンより算出（5%削減目標）	47,568トン	44,064トン
樹木剪定くず処理量	388トン	600トン



- マイバックを持参して買物に行きましょう。
- リデュース・リユース・リサイクル（3R）を心がけましょう。
- 生ごみの水切り運動の徹底に努めましょう。

第4部

地域の特性を活かしたまちづくり方針

「地域の特性を活かしたまちづくり方針」策定の趣旨

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の1市2町3村が合併して、人口約14万人、面積約680km²を有する「八代市」が誕生しました。

本市は、地勢的に広範囲の合併のため、さまざまな特色が見られます。今後は市の一体感の醸成を促し、均衡ある発展に資するよう地域間の連携や交流を深める道路網の整備などに努めるとともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりをすすめていくことが必要です。

このため、地域の特性や現状、課題を明らかにし、基本構想に掲げた施策の中から、特に地域の課題に応じた発展の方向を盛り込んだ方針を策定し、地域の視点から具体化、重点化を図っていくこととします。

地域の設定

広範な市域において、日常生活圏や歴史的経緯、地勢、土地利用の状況を基本に、今後の地域間の連携や地域バランスなどを考慮して、3地域（西部地域・東部地域・南部地域）に区分します。

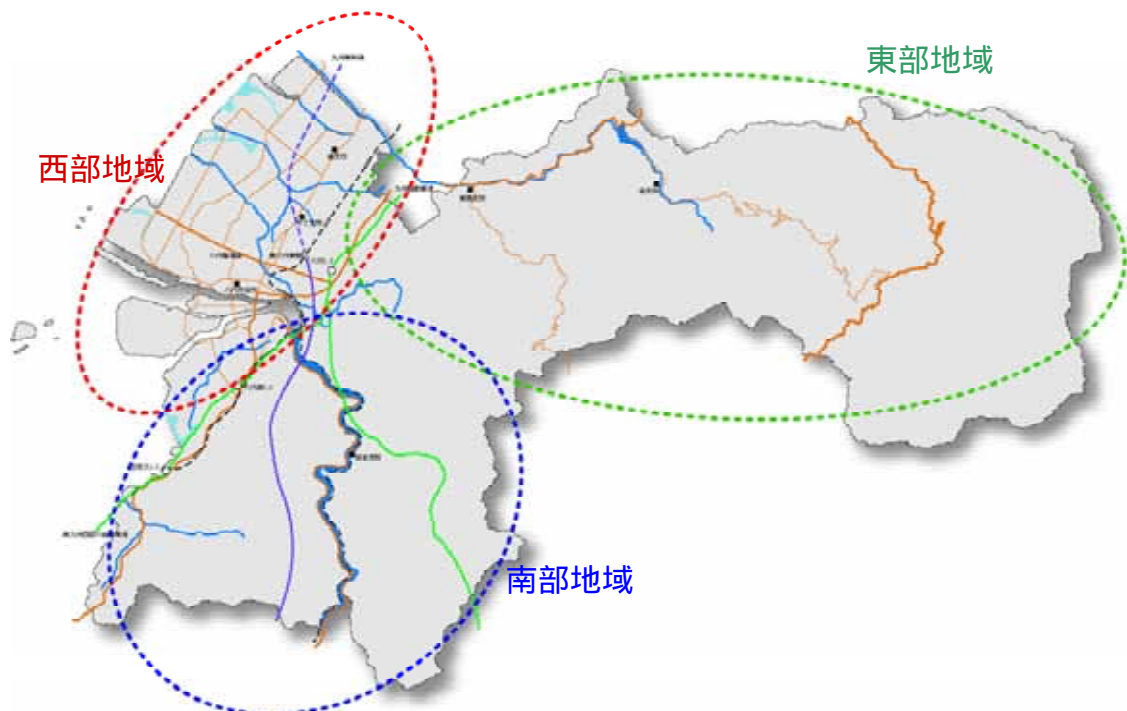
地域の特性を活かしたまちづくりの推進

これらのまちづくりをすすめていくうえでは、市民と行政の力をあわせた取り組みが求められます。そこで、この方針の策定にあたっては、市民アンケートの意見や地域別ワークショップで出された、地域のまちづくりに対する市民の意見などを最大限に反映して「現況と課題」、「まちづくりの目標と施策の方向性」を設定しました。

また、次のような考え方で市民と行政の協働のもと、地域の特性を活かしたまちづくりをすすめていきます。

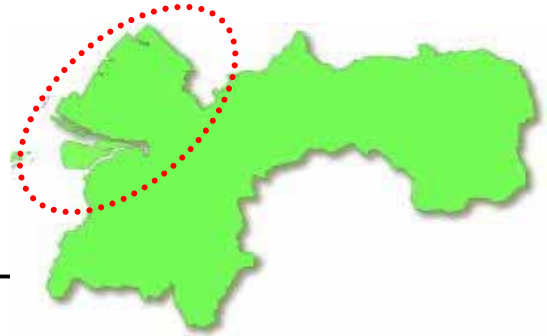
市民の自主的・主体的な参画による地域振興

地域間交流や連携をすすめ、それぞれの地域の個性を重視した地域振興





西部地域



現況と課題

西部地域には、公共施設や工場、商業施設などが多く立地し、また、県下最大の港湾八代港があります。さらには、九州新幹線、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道などの交通アクセスに優れた地域であることから、地理的優位性を活かした企業誘致を推進することにより、産業の活性化や雇用の創出が求められています。

また、八代海に面し、広大な干拓地と豊富な水資源に支えられた八代平野が広がる西部地域においては、米・い草のほか、トマトのハウス栽培などを中心に農業が盛んに行われています。しかし、近年は生活様式の変化や輸入農産物の流通などにより、い草をはじめとした基幹作物が影響を受けているため、商品力の強化や他産業との連携が求められています。

また、漁業においては、安定的な漁獲条件を確保するため、八代海や球磨川河口域の環境保全が求められています。

地域の経済活力の低下や少子高齢化の進行により、近年、まちのにぎわいが失われつつあり、特に、八代地区と鏡地区に形成されている中心市街地は、人口の流出、空き店舗の増加、ロードサイド型や郊外型大型店の出店などにより、居住地・商業地としての活力の低下が著しくなっています。

一方で、九州新幹線の全線開業に向けて新八代駅周辺の基盤整備が進んでおり、来訪者の増加も期待されることから、交通インフラの優位性を今後のまちづくりに活かしていくことが求められています。



まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標

八代の産業を牽引するまち

新幹線や高速道路などの交通利便性や肥沃な八代平野などの地理的優位性を活かし、八代の産業を牽引する活力にみちた元気あるまちづくりをすすめます。

施策の方向性

新幹線や高速道路、八代港などの交通利便性を活かし、企業誘致をすすめ、若者も中高齢者も働ける雇用の場の拡大を図ります。

い草を中心とした農業を振興するため、い草、トマトなどの農産物のブランド化を支援するとともに、量の良さを広くPRするなど、情報発信を行います。

農業の担い手を育成するため、子どもの体験学習や農家の技術力の向上を支援します。

安全・安心な水産物を提供するため、水質保全と魚場の整備をすすめるとともに、栽培漁業を推進し、安定的かつ継続的な漁業経営を図ります。

まちづくりの目標

人が集まるにぎわいのあるまち

中心市街地の活性化や新八代駅周辺の整備などをすすめ、都市の魅力を高めることにより、人が集まり、にぎわいのあるまちづくりをすすめます。

施策の方向性

中心市街地活性化基本計画に基づき、商業の活性化、居住人口・交流人口の増加を図ります。交流拠点として新八代駅周辺の整備をすすめ、市内各地域に点在する豊かな観光資源を結ぶ観光ルートの確立を図ります。

農業や漁業を観光に活かすため、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムなど体験型観光への取り組みを促進します。

妙見祭や、やつしろ全国花火競技大会をはじめとした各種イベントや、スポーツ拠点づくりの推進などの大会誘致を通じて市外からの集客を図り、市全域へのにぎわいの創出につなげます



東部地域



現況と課題

東部地域は、自然豊かな山間の地域で、河岸段丘や山腹に集落や耕地が点在しています。主な産業は農業で、生姜やお茶が特産品となっています。また、九州中央山地国定公園区域を含む広大な山林など豊かな自然により、古くから林業が盛んに行われてきました。

地域の東側、九州最後の秘境、平家落人伝説を秘める五家荘には、毎年、多くの観光客が訪れています。また、地域の西側は、種山石工の発祥地として知られ、現在も多くの石橋が残っており、五家荘地域とともに東部地域の大きな観光資源となっています。

しかし、近年は、農林業を取り巻く状況が厳しく、観光などの第三次産業に比重が移りつつあります。このため、活力ある地域づくりのため、豊かな自然を守り育むとともに、地域資源を活かした観光産業を軸として、雇用促進を図っていく必要があります。

また、東部地域は、急傾斜等の危険箇所が多く、集中豪雨などの自然災害による大きな被害が多発しており災害防止を促進する必要があります。さらに、過疎化・高齢化により消防団員等も不足している状況にあり、防災体制の強化をすすめる必要があります。



まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標 豊かな自然とふれあい、歴史と伝統が息づくまち

自然資源の保全に努め、自然景観を活用し、人と自然が共生するまちづくりをすすめます。また、歴史的遺産や古代踊り、神楽などの伝統芸能の保存・継承に努めます。

施策の方向性

豊かな水や緑を保全するため、自然のすばらしさを再認識する環境学習の機会を創出するなど、市民への意識啓発を行います。

自然環境の保全・保護を行うため、希少な動植物などの生態系に配慮した土地利用や施設整備に努めます。

古代踊り、神楽などの伝統芸能を保存・継承するため、保存活動を推進します。

森林が持つ国土保全や水源涵養などの災害防止機能を高める森林整備をすすめます。

生活及び地域間交流の利便性、安全性の向上、また、災害時における迂回路としての役割などを考慮しながら、計画的な道路整備を図ります。

土石流が発生する恐れの高い場所やがけ崩れ・地すべりなどにおける危険箇所の土砂災害防止をすすめます。

緊急時通信網の利活用や消防団員の確保、自主防災組織の設立支援など防災体制の充実を図ります。

まちづくりの目標 美しい風景と魅力ある特産品に笑顔が集うまち

お茶や生姜などを活かした農林業の活性化や五家荘、石橋などの特色ある観光資源を活かした観光振興を図り、地域間交流をすすめ、人が集うまちづくりをすすめます。

施策の方向性

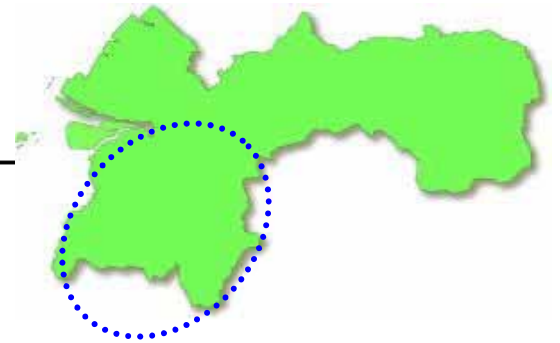
高冷地野菜、お茶、生姜や椎茸などの特産品のブランド化・PRに努めることなどにより、農業振興を図ります。

林道などの生産基盤の整備や適切な森林施業の実施に努めるとともに、特用林産物の販売促進等に取り組み、豊かな林業資源を有効活用した林業振興を図ります。

石橋などの歴史的遺産や五家荘などの観光資源を中心に、新たな観光ルートの形成を図るとともに、観光案内人の育成、グリーンツーリズムの実施などにより、観光の振興を図ります。

自然、歴史、文化など特色ある観光資源の活用を図るとともに、これまで観光資源として認識されていなかった地域の名所などを観光資源として活用を図ります。

南部地域



現況と課題

南部地域は、日本三急流の一つである球磨川が地域の中央を南北に流れ、急峻な山地の多い東側と、比較的標高が低く耕地が広がる西側に分かれています。

地域の東側では、農林業が発展してきましたが、近年の農林産物の価格低迷や基幹産業だった製紙工場閉鎖等に伴い、担い手が都市部へと流出し人口減少が著しく、高齢化率も高くなっています。また、観光の中心であった県下有数の古い歴史を持つ西側の日奈久温泉では、観光客のニーズの変化などにより、観光客が大幅に減少しており、にぎわい再生への取り組みが求められています。

今後は、安定的な雇用がなされ、人口流出の歯止めがかかることに期待が寄せられる一方、子どもから高齢者まで安心して元気に暮らせるよう予防医療や福祉施策の充実とともに、世代間交流の推進、地域コミュニティの組織強化が望まれています。

加えて、球磨川をはじめ、その支流沿いに多くの自然が残っていますが、急峻な地形のため、山崩れ、地滑り等の発生しやすい危険箇所も多く、特に、球磨川や二見川沿いの地区では、梅雨期や台風シーズンの大雨の際には河川の氾濫が繰り返されており、計画的な河川改修とともに、緊急時の避難体制づくりなどが望まれています。



まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの目標 清流と緑、観光資源を活かしたうるおいのまち

球磨川をはじめとした豊かな自然や古い歴史をもつ日奈久温泉などの観光資源を活かしたまちづくりをすすめ、交流人口の増大を図ります。

施策の方向性

河川工事や漁港整備等が施行される際は、景観や生態系に配慮した工法等の導入等を促進し、環境保全に努めます。

球磨川に代表される豊かな自然・景観を、観光や環境学習の資源として活かすために、自然とふれあえる場の創出に努めます。

日奈久温泉の観光地としてのにぎわいを再生するため、基盤整備をすすめるとともに、イベントの開催などを充実し、市内外へのPR活動を積極的に行います。

防災機能を有した公園の整備をすすめ、子どもたちが楽しめる場を創出するとともに、災害時における避難場所の確保を図ります。

がけ崩れ・地すべりなどの危険箇所の対策事業と、護岸崩壊や漏水などを防止する河川改修などの整備を促進するとともに、災害時における迂回路機能を併せ持たせることなども考慮した計画的な道路網整備を推進します。

まちづくりの目標 若者が育ち、誰もが生きがいをもって暮らせるまち

八代の未来を担う人が育つまちづくりをすすめるとともに、子どもから高齢者まで生きがいもち健やかに暮らせる福祉の充実したまちづくりをすすめます。

施策の方向性

短期大学・高等専門学校などの教育機関と地域との連携による取り組みを支援することにより、地域の活性化を図ります。

障がいのある人が自立するための生活訓練事業の充実を図り、生きがいのある生活を送れるよう、関係機関が連携して就労支援を推進します。

社会参加に対する高齢者のニーズに対応できるような環境づくりをすすめるとともに、生涯学習機関・団体との連携を図り、自主活動などの支援を行います。

誰もが健康で生きがいを持って暮らせるよう、世代間交流や地域間交流など各種の交流をすすめ、疾病や介護予防の推進と福祉サービスの充実に努めます。

地域コミュニティ独自の取り組みを継続発展出来るよう支援し、市民間のコミュニケーションの充実を図ることにより救急体制づくりにつなげ、地域の防災・防犯へ役立てます。

第5部 計画推進の方策

- 市民と行政がともに歩むために -

基本計画の「重点プロジェクト」や「5か年で取り組む施策」を着実に推進するための方策を「計画推進の方策」として示しました。

章：基本構想における計画推進のための「目標」

節：目標を実現化するための「基本的な方策」

第1章 効率的・効果的な行財政の運営

第1節 行政の効率化の推進 【行政】 P 120

第2節 財政の健全性の確保 【財政】 P 123

第2章 協働によるまちづくりの推進

第1節 情報の共有化 【広報・情報公開】 P 126

第2節 市民参画の推進 【広聴・国際化】 P 128

第3節 協働と新たな自治の推進 【住民自治】 P 130

第1節 行政の効率化の推進

公平かつ公正な行政経営を行うため、行政手続きの透明化や、各種計画への市民意見の反映などに取り組みます。また、情報通信技術の発展など、時代の流れに対応した行政システムのあり方を検討し、市民サービスの向上に努めます。

(1) 適切な行政経営

基本的な考え方

近年、市民ニーズが多様化・高度化する一方で、財政状況は厳しい状況にあります。このため、組織のスリム化やコスト意識をもった行政の取り組みが必要となっています。

そのような中、行政が取り組む政策・施策・事務事業について目的や成果を十分に整理し、次年度以降の事業推進に成果が反映できるような市民満足度の高い行政経営が求められています。

また、その実現の方策として、生活者の視点から真に必要とするものに対して行政資源（職員・予算等）の重点的配分や公平かつ公正な事務事業の推進が求められています。

具体的な方策と内容

行政の責任領域の見直しや組織機構の整備に努めるとともに、民間委託等の拡充を図り行政のスリム化を積極的に推進します。

定員適正化計画を推進するとともに、サービス精神及びコスト意識の醸成を図るなど職員の意識改革に努めます。

成果重視の行政経営の実現の方法として、マネジメントサイクルシステム を実践し、政策課題への的確な対応と効率的かつ効果的な施策の展開を図ります。

本市が人的及び財政的に関わっている第三セクター等については、設置目的・経営状況・市の関わり方を検証し、団体の経営改善や統廃合の検討を促します。

契約業務においては「制限付一般競争入札」を試行するとともに、国・県などの動向を踏まえ、地域経済への影響や地場企業の育成にも配慮し、公平かつ公正で、適正な競争が行われるよう、より改善を加えていきます。

「マネジメントサイクルシステム」：Plan(計画) Do(事業の実施) Check(評価) Action(改善・改革)のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れて、これまでのPlan(計画)・Do(事業の実施)に偏っていた行政活動を、市民志向の視点から成果等を評価し、次の計画に結びつけるシステムのこと。

主な取り組み

第1章 効率的・効果的な行財政の運営

- ・組織機構の見直し
- ・市役所業務の民営化等推進（八代市版市場化テスト）
- ・「定員適正化計画」の推進
- ・行政評価の検討・導入
- ・第三セクター等の見直し
- ・制限付一般競争入札の試行
- ・指定管理者制度導入の推進

（2）行政の高度情報化

基本的な考え方

ブロードバンド（高速・超高速な通信回線及びサービス）の整備が進み、インターネット利用の拡大、高機能の携帯電話の普及など市民生活における情報環境は急速に変化しています。

このような社会情勢のなか、各種行政手続きの電子化やセキュリティ対策の強化が望まれており、多様化・高度化する市民ニーズに対応する為にインターネット等のICTを活用した情報システムの構築や安定運用を図り、すべての市民が情報化の利便性を享受できるよう安全で利用しやすい環境づくりをすすめる必要があります。

具体的な方策と内容

行政手続きの効率化のため各種情報システムの検討と、システムの安定運用を推進します。

インターネット等を利用して各種行政手続きができるよう、電子自治体の構築を推進します。

インターネットの利用増大によりセキュリティ侵害が大きな課題となっており、個人情報の保護に努めるとともに、セキュリティ対策の強化を図ります。

情報を活用することが苦手な人でも情報化の利便性を享受できるような環境づくりをめざします。

情報システムを十分に活用できるよう職員の情報活用能力の向上を図ります。

主な取組み

- ・セキュリティ対策の強化
- ・情報システムの安定運用・充実
- ・行政手続きの電子化
- ・情報活用能力研修の実施

第1章 効率的・効果的な行財政の運営

(3) 職員の資質の向上

基本的な考え方

現在、市では職員一人ひとりの能力を開発、向上させ、組織全体の総合力を高めるため、各種の職員研修を行っています。

また、多様化・高度化する市民ニーズに対して迅速かつ満足度の高い対応ができる職員の育成と組織の活性化を図り、市民サービスの向上に努める必要があります

具体的な方策と内容

職務遂行能力・政策形成能力・マネジメント能力等の向上のため、階層別研修・特別研修・派遣研修等の職員研修の充実を図ります。

自主性・自律性の高い行政経営を行うため、人材育成基本方針に基づく能力開発や職場研修の充実に取り組みます。

職員の能力や実績を適正に評価できるように人事考課制度を充実させ、人材育成の強化を図ります。

主な取り組み

- ・職員研修の充実
- ・人事考課制度の充実

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
情報活用能力研修の実施	180人	800人
職員数	1,306人	1,080人 H27年度目標値



- 行政に関するさまざまな情報を
広報誌やホームページなどでチェックしましょう。

第2節 財政の健全性の確保

市民の満足度を高めるためには、自主財源の安定的な確保と歳出の抜本的な見直しを行い、財政基盤の強化を図ることにより、安定的な自主性・自立性の高い健全な財政運営をめざします。

(1) 収入の安定確保

基本的な考え方

国と地方の「三位一体改革」の影響や本市の産業構造を考えると、歳入の主要な柱である地方交付税や市税の伸びは期待できない厳しい財政状況となっています。

そこで、地域の特性を生かした独自のまちづくりと市民サービスを維持し、市民の財政に対する満足度を高めるためには、より適正な賦課と受益者負担に加え、厳正・公平な徴収体制を築き、効率的かつ的確な滞納処分をすすめることで収納率の維持・向上を図り、安定した財源を確保することが必要です。

具体的な方策と内容

市民の納税意識の向上をめざし、適正かつ公平・公正な課税に努め、自主財源の安定確保を図ります。

市税等の収納率の維持・向上のため、徴収体制及び差押等の滞納処分の強化と口座振替の推進を図るとともに、新たな納入方法などを検討します。

使用料・手数料等については、住民負担の公平性を考慮しながら受益者負担の適正化を図るとともに、広告事業収入など新たな財源の確保に努めます。

主な取り組み

- ・ 収納率の向上
- ・ 税外収入の適正化

国と地方の「三位一体改革」：国と地方の税財政改革を指し、具体的には、国庫補助負担金、地方交付税の削減ならびに税源移譲を含む税源配分の見直しのこと。

地方交付税：すべての自治体が一定のレベルで均一の行政サービスが受けられるように、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が一定の基準において各自治体に配分される制度のこと。普通交付税と特別交付税の二種類がある。

自主財源：市が自主的に収入しうる財源であって、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金等をいう。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。

(2) 支出の見直し

基本的な考え方

歳入の伸び悩みに加え、社会保障経費などの扶助費 や公債費 の増加が財政を圧迫するとともに、市民ニーズの多様化から財政需要は増加していくことが考えられます。

そこで、「最小の経費で最大の効果」をあげるために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、事業の必要性、緊急性、優先度を考慮し、事業の見直しや支出コスト削減に努め、限られた財源を効率的・効果的に配分し、市民サービスの提供に努める必要があります。

具体的な方策と内容

事務事業について、その必要性やコスト、成果などの視点から評価を行い、見直しを図ります。

負担金、補助金等については、公益性などを十分精査し、目的を達成したもの、効果が少ないものなどについては積極的に見直しを図ります。

公共施設については、設置目的や機能を検証して、施設の処分や貸付等の有効活用を図ります、

公共工事については、必要性を検証するとともにコスト縮減に努めます。

主な取組み

- ・事業の整理合理化
- ・負担金、補助金等の整理統廃合
- ・施設のあり方と管理運営の見直し
- ・財源の効率的・効果的な配分

扶助費・公債費：扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている経費。また、公債費は借入金の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費。扶助費、公債費は、人件費とともに義務的経費と呼ばれ、その増高は財政硬直化の要因となる。

第1章 効率的・効果的な行財政の運営

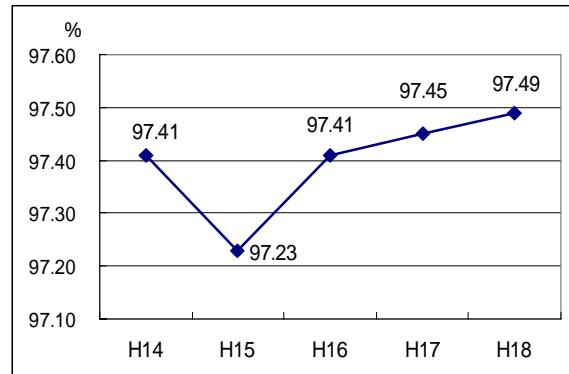
(3) 計画的な財政運営

基本的な考え方

現在の市民サービスを維持するには、多額の基金取崩しを余儀なくされている状況であり、このような基金に依存した財政運営を続けるには限界があります。

そこで、健全な財政運営を行うには、的確な現状分析を行い、中期的な財政計画や経営計画を作成し、財政に関する情報を市民と共有するとともに、行政と市民が一体となって、計画に沿った施策を展開する計画的な財政運営が必要です。

【市税収納率推移】



具体的な方策と内容

本市の財政状況の分析を行い、他の自治体とも比較検討することで、財政運営上の課題を検証し、解決を図ります。

国県等の動向を踏まえた中期財政計画を策定し、それに沿った施策の展開と財源の確保を図り、市民との協働により効率的・効果的な財政運営に努めます。

公営企業及び特別会計については、経営計画等に基づき、収益増加や経費節減等の経営改善に努め、健全化を図ります。

財政状況を公表することで、透明性を高め、財政の健全化に努めます。

主な取組み

- ・ 中期財政計画の策定
- ・ 財政状況の公表

施策成果の主な指標

指標名	現況 (H18)	目標値 (H24)
市税収納率 (現年度)	97.49%	97.66%



- 市税の納期内納付に努めましょう。
- 財政運営が適切に行われているか、市政に関心を持ちましょう。

第2章 協働によるまちづくりの推進

第2章 協働によるまちづくりの推進

第1節 情報の共有化

市民と行政との情報の共有化を推進するために、各種メディアを通じて市民に必要な情報を積極的に発信します。また、情報公開制度の適切な運営に努めます。

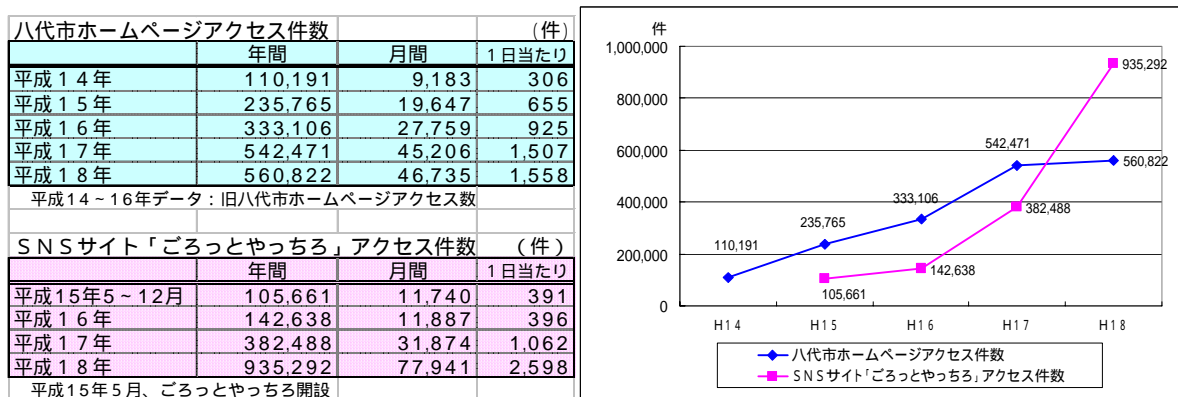
(1) 情報の提供と公開

基本的な考え方

市民が必要とする情報は、ますます高度化・多様化し、増大することが予想されます。そのような中で、市民の市政に対する理解と信頼を深めるためには、積極的な情報提供と適切な情報公開に努める一方、行政が一方的に情報を提供するだけでなく、市民も自由に情報を発信し、市民と行政、また市民相互の情報の共有化を図り、行政運営の透明性を高めることが重要です。

そのため、市政の状況や市民生活に必要な情報などを発信する機能の一層の充実と積極的な活用が必要となっています。

【八代市ホームページアクセス件数・SNSサイト「ごろっとやっちょろ」アクセス件数】



具体的な方策と内容

広報誌やホームページ、八代ケーブルテレビ、FM やつしろ、情報プラザ等の内容の充実を図るとともに、各種報道機関等を通じた情報発信を推進します。

地域コミュニティの活性化を目的としたSNS サイト「ごろっとやっちょろ」の機能の充実に努め、市民間の情報の共有化を促進します。

市民と行政、市民と市民、それぞれが積極的に情報を提供出来るような環境づくりに努め、情報の共有化や透明性の確保に努めます。

情報公開制度については、市民の知る権利を尊重するとともに、個人情報の保護を遵守しつつ適切な運用を図ります。

第2章 協働によるまちづくりの推進

主な取組み

- ・各種メディア（ホームページ、ケーブルテレビなど）を活用した情報の発信
- ・広報誌の充実
- ・八代市ホームページ運営事業
- ・八代ケーブルテレビ運営事業
- ・報道メディアの活用
- ・SNSサイト「ごろっとやっちょろ」の充実
- ・情報プラザの充実

「SNS」：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員登録制サービスを提供するウェブサイト

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
市ホームページアクセス件数	560,822件	600,000件



- 広報誌やホームページ等を通じて、行政情報を積極的に活用しましょう。

第2章 協働によるまちづくりの推進

第2節 市民参画の推進

市民が、市政に積極的に参画できるようなシステムづくりをすすめます。また、市民の国際感覚の涵養を図ります。

(1) 市民参画の環境づくり

基本的な考え方

協働のまちづくりは、行政だけが行うものでも市民だけが行うものでもなく、お互い協力して行っていくものです。市民の要望や、地域の実情に応じた行政運営がすすめられるよう、市民一人一人が市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していくことが重要です。そのため、市民が行政のさまざまな分野で、意見や要望などを提案し参画できるような制度の充実や環境づくりに取り組む必要があります。

また、国際化の進展に伴い在留外国人が増加する中、友好都市をはじめとした市民レベルの国際交流を促進し、市民の国際感覚の涵養を図る必要があります。

具体的な方策と内容

市民のニーズを的確に把握するため、市政への提言として、市民からの意見やアイデア、要望などの広聴活動の充実に務めます。

市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政を推進するための制度づくりをすすめます。

まちづくりに関わる重要な計画の策定や、市民の権利義務に関わる条例の制定に当たっては、懇談会やワークショップなどを開催し、市民意見の市政への反映に努めます。

市民、行政、それぞれの意見を反映し、既存の諸条例との整合を図り、自治の基本理念、自治の仕組みやまちづくりの基本原則などを定めた条例（自治基本条例）の制定に向け取り組みます。

本市と北海市の友好親善を深めるとともに、両市の発展に貢献できる交流を継続的に実施します。

市民の交流事業への積極的な参加を促進し、相互理解を図るとともに、本市を訪問する外国人や在留外国人が円滑に活動・生活できるよう多文化共生のまちづくりを推進します。

主な取組み

- ・広聴活動の実施（手紙・メールの受け付けや市民との対話交流など）
- ・まちづくり出前講座の開催
- ・パブリックコメント（市民意見提出手続き）制度の導入

第2章 協働によるまちづくりの推進

- ・北海市交流事業の実施
- ・語学講座の開催
- ・生活情報ガイドブックの作成（英語版・中国語版）

ワークショップ：Workshop。もともとの意味は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所をいう。参加者がともに討議し、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、参加者の前向きな意欲を引き出し、お互いの考え方や立場の違いを学び合いながら、提案をまとめる手法であり、その集まり(場)のこと。住民参加型まちづくりにおける合意手段の手法としてよく用いられる。

パブリックコメント制度：市民の声を市政に反映するため、市の政策や施策を立案段階から公表して、市民からの意見を募り、その意見を踏まえて最終的な意思決定を行うこと。

施策成果の主な指標

指標名	現況（H18）	目標値（H24）
まちづくり出前講座の開催回数	54件	65件
語学・国際理解講座参加者のべ人数（H18～）	15人	265人



市の各種計画に対し、積極的に意見、提案を提出しましょう。

第2章 協働によるまちづくりの推進

第3節 協働と新たな自治の推進

市民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築きます。また、市民の創意工夫によって、それぞれの地域における総合的なまちづくりを推進します。

(1) 市民と行政の役割分担の明確化

基本的な考え方

近年、地方分権の進展により、地方の自立が唱えられ、これまで以上に地方の責任と役割が求められており、多様化・複雑化する社会問題や地域課題の解決のため、市民と行政の協働によるまちづくりが、ますます重要となっています。

そのため、お互いの理解を深め、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係を築いていく必要があります。さらに市民と行政による協働のまちづくりの仕組みや方法の明確化が求められています。

具体的な方策と内容

市民の自治意識を育て高めるため、説明会などを通じて積極的な啓発活動に務めます。

市民と職員が協働によるまちづくりへの認識と理解を深めるための、研修会、講演会等を開催します。

協働事業をすすめる上での基本原則やお互いの役割分担を明確に示した制度づくりをすすめます。

主な取組み

- ・ 協働に関する啓発活動
- ・ パートナーシップ協定 の締結
- ・ 市民と職員の意識改革の推進（研修会・市民フォーラムの開催）

「パートナーシップ協定」：行政から協働事業として単に委託されたものを受けて取り組んでいくのではなく、お互いが協議しながら文書化していくこと。

第2章 協働によるまちづくりの推進

(2) 新たな住民自治組織の創設

基本的な考え方

近年のめまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進、さらには、高齢社会の到来や大規模災害の発生、増加する犯罪や事故等など、既存の自治会単位では解決が困難な課題が発生しています。

このため、市民が「自己決定・自己責任の原則に則り、自ら地域のさまざまな課題に取り組み、自らの力で切り拓いていく」ことへの自覚と認識が求められています。

さらに、いくつかの自治会や地域活動団体、NPO・ボランティア団体、企業等と行政が連携しながら、より広い範囲での新たな住民自治組織の組織化を行い、地域特性を生かした総合的なまちづくりをめざす必要があります。

具体的な方策と内容

それぞれの地域の課題等に総合的かつ柔軟に対応できる組織として、概ね小学校区単位を基礎とした新たな住民自治組織の設立を促進します。

新たな住民自治組織の設立に向け、住民・地域活動団体等への説明会や連携体制の調整など、行政によるサポート体制の充実を図ります。

市民と行政の協働のまちづくりやコミュニティ全般にわたる企画立案や施策の総合的な調整を行うために、専門部署を設置し、行政窓口の一本化を図ります。

新たな住民自治組織が積極的に活動できるよう、新たな支援制度を確立します。

新たな住民自治組織が、自主的に活動できる拠点施設の機能充実を図るとともに、自主的に管理・運営・企画等まで行えるシステムを構築します。

主な取り組み

- ・ 新たな住民自治組織の設立支援
- ・ 住民自治推進実施計画の策定
- ・ 住民自治組織設立マニュアルの作成

第2章 協働によるまちづくりの推進

(3) まちづくりを支える組織の育成と支援

基本的な考え方

市民の社会貢献活動への参加意識の高まりや多様化、複雑化する市民ニーズに対応していくには、行政の力だけでは限界があります。今後、活力ある地域づくりをすすめるためには、自治会や学区を単位とした地域活動団体、また、新たな担い手として期待されているNPOやボランティア団体などの市民活動団体の育成を図っていく必要があります。

また、まちづくりを支えるそれぞれの団体や企業、市民、行政が連携を深め、それぞれの得意分野で力を発揮し、役割を分担して、協力し合いながら社会的課題の解決に取り組めるようにネットワークの構築が求められています。

具体的な方策と内容

地域コミュニティやNPOなどの市民活動団体の育成・支援に取り組みます。

各団体の交流の場を設け、相互のネットワークの構築を図り、市民と行政が連携してまちづくりに参加する体制・基盤の確立をめざします。

各団体の取り組みや活動内容等を広く紹介し、より多くの人々の参加を促進します。

企業や大学等との連携を深め、それぞれが持つノウハウを活用し、相互に情報の交換を行い、地域の活性化と人材育成に取り組みます。

八代市の魅力ある豊かな風土・人材等の情報を積極的に発信するとともに、まちづくりを支える組織と連携を図りながら、地域の活性化につなげます。

NPO：Non-Profit Organization。民間企業と違い営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行うボランティア団体や市民活動団体などの「非営利組織」をいう。

主な取組み

- ・ 市民活動啓発
- ・ 市民活動情報発信
- ・ 地域活動団体間のネットワーク強化



■ ^か加^{かた}た^かって、^{かた}語^かって、協働によるまちづくりをすすめましょう。